

## 品川区長期基本計画素案（たたき台）

品 川 区

## 第1章 基本構想の実現をめざして

・長期基本計画の策定にあたって	.....	1
・本計画の基本	.....	3
1. 計画の基本方針	.....	3
理念		
長期目標		
2. 計画の体系	.....	4
計画の構成		
計画の期間		

## 第2章 品川区の現状と主要課題

区の概要と変化の動向	.....	5
1. 人口の動き	.....	5
人口の推移		
世帯の動向		
年齢構成		
2. まちのようす	.....	7
土地利用		
住宅		
産業		
3. 区民の声（区民アンケート、世論調査の結果など）	.....	10
定住意向		
品川区のイメージ		

・ 本計画における主要課題	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1. 地域活動・産業振興	—————	11
区民の自発的・自主的な活動の活性化		
地域産業の発展		
にぎわいの創出		
地域の伝統文化と継承と創出		
学習・スポーツなど区民の多様な活動の支援		
地域の外国人との交流と国際文化交流の推進		
2. 子育て・教育	—————	13
子育て環境の充実		
学校教育の充実		
健全な青少年の育成		
平和と人権の尊重		
3. 健康・福祉	—————	15
区民の主体的な健康づくりへの取り組み		
生涯にわたって安心して暮らせる地域づくり		
誰もが社会に参加することのできる地域づくり		
互いに支え合いながら暮らす地域社会の絆づくり		
4. 環境・景観	—————	17
水とみどりを守り、育む取り組み		
豊かな景観資源を活かした積極的な景観政策の展開		
地球環境に優しい地域社会づくり		
5. 安全・安心	—————	19
災害に対する備えの充実		
生活都市、国際都市にふさわしい市街地環境の整備		
生活の豊かさと地域の発展を支える利便性の高い交通環境の形成		
犯罪や事故の不安のない環境づくり		

### 第3章 新しい都市像の実現に向けて

1．だれもが輝くにぎわい都市	2 1
1 - 1 区民活動が活発な地域社会を築く	2 1
1 - 2 産業の活性化を図る	2 5
1 - 3 都市型観光を推進する	3 0
1 - 4 伝統と文化の継承と発展を図る	3 3
1 - 5 生涯学習・スポーツを振興する	3 7
1 - 6 国際交流を推進する	4 2
2．未来を創る子育て・教育都市	4 4
2 - 1 子育て、親育ちを支援する	4 4
2 - 2 学校教育の充実を図る	5 0
2 - 3 次代を担う青少年を育成する	5 7
2 - 4 平和で人権が尊重される社会をつくる	6 1
3．みんなで築く健康・福祉都市	6 5
3 - 1 区民の健康づくりを推進する	6 5
3 - 2 高齢者福祉の充実を図る	7 0
3 - 3 障害者福祉の充実を図る	7 9
3 - 4 地域福祉を推進する	8 4
4．次代につなぐ環境都市	8 9
4 - 1 水とみどりの豊かな都市をつくる	8 9
4 - 2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する	9 5
4 - 3 環境再生のまちをめざす	9 8
4 - 4 環境コミュニケーションを充実する	1 0 2
5．暮らしを守る安全・安心都市	1 0 5
5 - 1 災害に強いまちをつくる	1 0 5
5 - 2 魅力的で住みよい市街地を整備する	1 1 1
5 - 3 便利で安全な交通環境をつくる	1 1 7
5 - 4 区民生活の安全を確保する	1 2 3

### 第4章 品川区の基本姿勢

6 - 1 協働による区政運営を推進する	1 2 7
6 - 2 行政改革を継続的に推進する	1 3 1
6 - 3 基礎自治体としての基盤を確立する	1 3 6

## 第1章 基本構想の実現をめざして

### ・長期基本計画の策定にあたって

品川区では、昭和63年（1988年）4月に「品川区基本構想」を策定し、その後第二次、さらに第三次品川区長期基本計画を策定し、「平和で活力ある緑ゆたかな住みよいまち」の実現に向けた取り組みを着実に進めてきました。その結果、品川区では多くの施設や制度を整備し、近隣セキュリティシステムの構築や小中一貫教育の実施などをはじめとした様々な先進的な取り組みも進めてきました。

しかし、こうした取り組みの一方で、区政を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

その最も大きな変化の1つとして、人口減少社会の到来があげられます。わが国全体での人口はいよいよ減少局面を迎えています。都区部では、バブル経済の崩壊により、都心回帰の傾向が強まったことから、近年人口増加の傾向がみられつつありますが、今後長期的には人口が減少していくことが予想されています。加えて、少子高齢化は引き続き進行しており、品川区でも6年後の平成26年（2014年）には高齢者人口が21%を超える超高齢社会の到来が想定されています。こうしたことから、子育て環境の整備をはじめとした、少子化対策を進めるとともに、高齢化による福祉ニーズへの対応や健康政策の充実などが、より大きな課題となりつつあります。

また、阪神・淡路大震災以降、都市の防災に関する意識が高まってきました。加えて平成14年（2002年）頃までの急激な犯罪の増加や犯罪の凶悪化などにより、区民の犯罪に対する不安感が増大しており、都市の安全・安心に対する意識の高まりがみられます。このため、引き続き区民とともに安全・安心を高める取り組みを進めることが求められています。

さらに、環境問題はより深刻さを増し、地球温暖化対策や省エネルギーの推進などに対する関心も高まっています。こうした取り組みは区民一人ひとりのライフスタイルとも密接に関連することから、区民や企業などとの連携による取り組みを進めることが重要となっています。

こうした社会経済動向に加えて、自治意識の高まりとともに、「新しい公共」といった概念が注目されているなど、区民や企業が地域社会において果たすべき役割も大きくなっています。品川区内でも、新しいボランティアや企業の社会貢献活動も盛んになっており、こうした活動を支援しながら、区と一体となった地域課題の解決に取り組むことが求められています。

品川区では、こうした社会全般の変化や、品川区内的の変化と守るべき伝統や文化、助け合いの心などの普遍の価値を踏まえて、平成 20 年（2008 年）4 月に、新しい基本構想を策定しました。

この基本構想では、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」の 3 つを基本理念として品川区が今後進むべき方向性を示しています。また、将来像をより具体的にした 5 つの都市像として、「だれもが輝くにぎわい都市」「未来を創る子育て・教育都市」「みんなで築く健康・福祉都市」「次代につなぐ環境都市」「暮らしを守る安全・安心都市」を掲げています。

今回、こうした将来像とそれに連なる 5 つの都市像を、区民と区との協働のもと、着実に推進していくため、基本的な政策や具体的な施策の方向を明らかにするものとして、この「長期基本計画」を策定します。

## ．本計画の基本

### 1．計画の基本方針

#### 理念

本計画の基本方針は、「品川区基本構想」において掲げた「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」という3つの理念を実現することにあります。

この理念の実現のためには、区民の自発的で自主的な活動を活かして、区民と区との協働によるまちづくりを進めるとともに、昼間区民や学生なども迎え、一層、まちづくりの輪を広げていくことが必要です。社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働による「私たちのまち」品川区を築くこととします。

#### 長期目標

本計画では、「品川区基本構想」が掲げる3つの理念を実現するため、次の5つの都市像を計画の目標とします。

- 1．だれもが輝くにぎわい都市
- 2．未来を創る子育て・教育都市
- 3．みんなで築く健康・福祉都市
- 4．次代につなぐ環境都市
- 5．暮らしを守る安全・安心都市

この5つの都市像の実現に向けて、本計画では、第3章以降で具体的な施策内容を明らかにします。

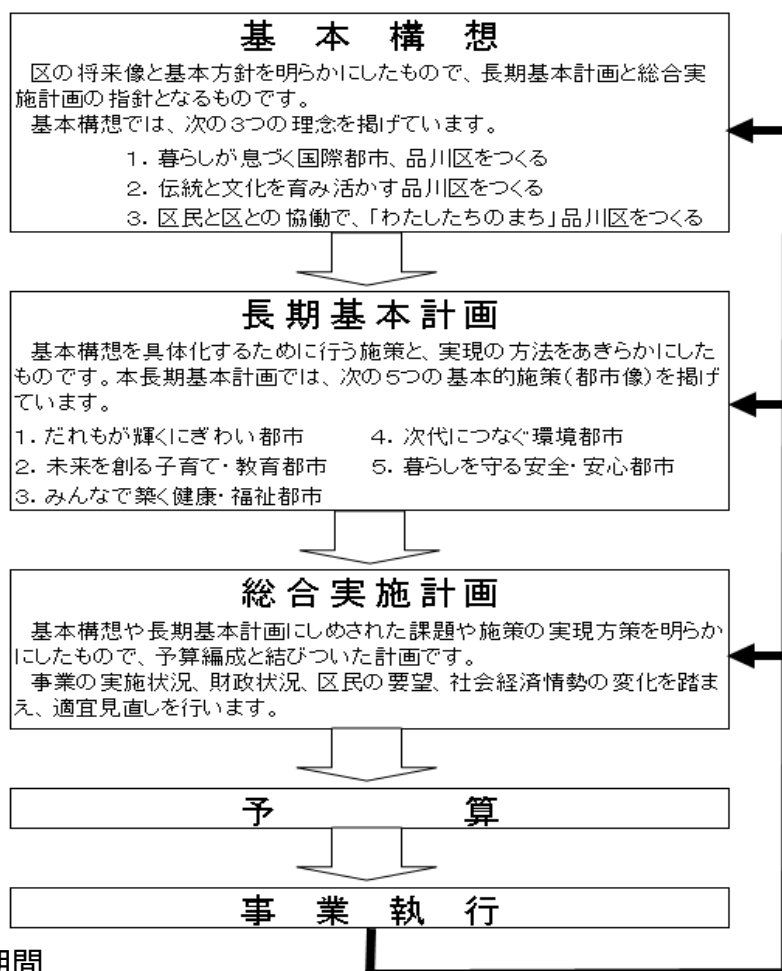
## 2. 計画の体系

### 計画の構成

品川区では、「基本構想」、「長期基本計画」、「総合実施計画」の三層の計画を区政の基本体系としており、本長期基本計画はこの体系に沿うものです。

本計画は、基本構想を実現するためにどのような事業をどのようなスケジュールで推進していこうとするのかということについて、その基本を定めたものであり、区政運営の指針であるとともに、総合実施計画の基礎となるものでもあります。また、国や都、民間団体などが品川区に関わる事業を進める際には、本計画はその指針となります。

なお、本計画のなかには、事業の性格上、区の権限外のものも含まれていますが、区民の生活にも多大な影響を与えることが予想されるものについては、事業主体に対する要請として取りまとめています。



### 計画の期間

本計画は、平成 21 年度(2009 年度)を初年度とし、平成 30 年度(2018 年度)を目標年度とする向こう 10 年の計画です。



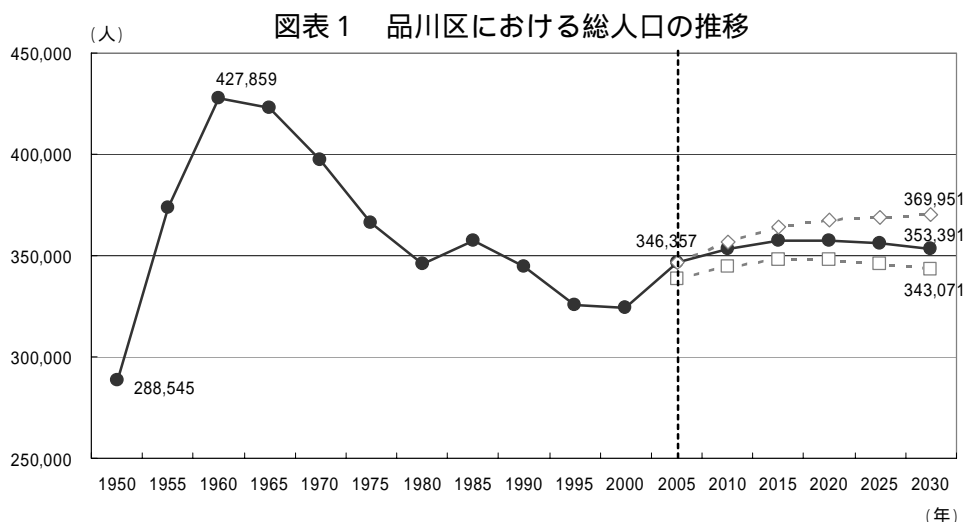
## 第2章 品川区の現状と主要課題

### 区の概要と変化の動向

#### 1. 人口の動き

##### 人口の推移

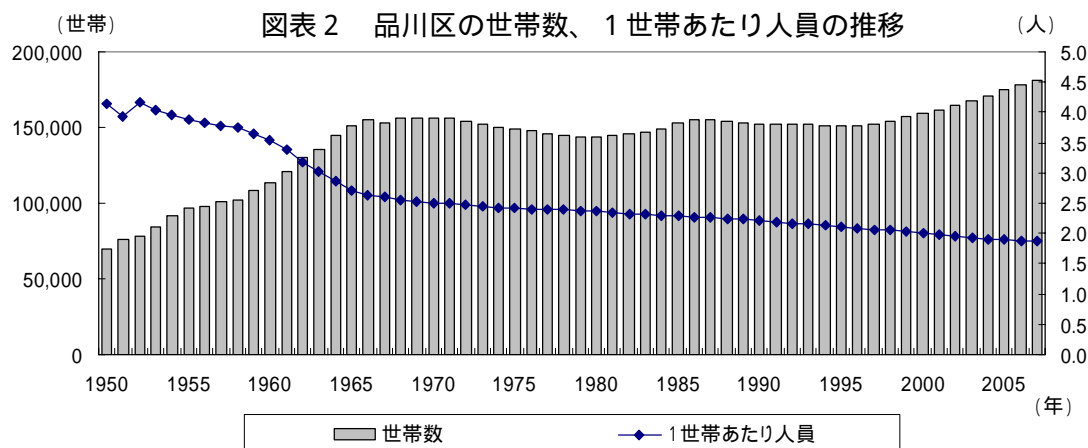
昭和35年(1960年)の42万7,859人をピークに品川区の人口はおおむね減少傾向でしたが、平成12年(2000年)以降、再び人口が増加に転じています。今後、品川区の総人口は微増傾向で推移するものの、少子高齢化の進展により、平成32年(2020年)を境に減少するものと予測されています。



資料) 総務省「国勢調査報告」(1950-2005年)、2005年以降は国勢調査等に基づく将来推計値

##### 世帯の動向

核家族化や単身世帯の増加により、品川区では1世帯あたり人員数が減少しており、平成19年(2007年)には1.86(人/世帯)となっています。また、今後、高齢化の進展に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していくことが予想されています。

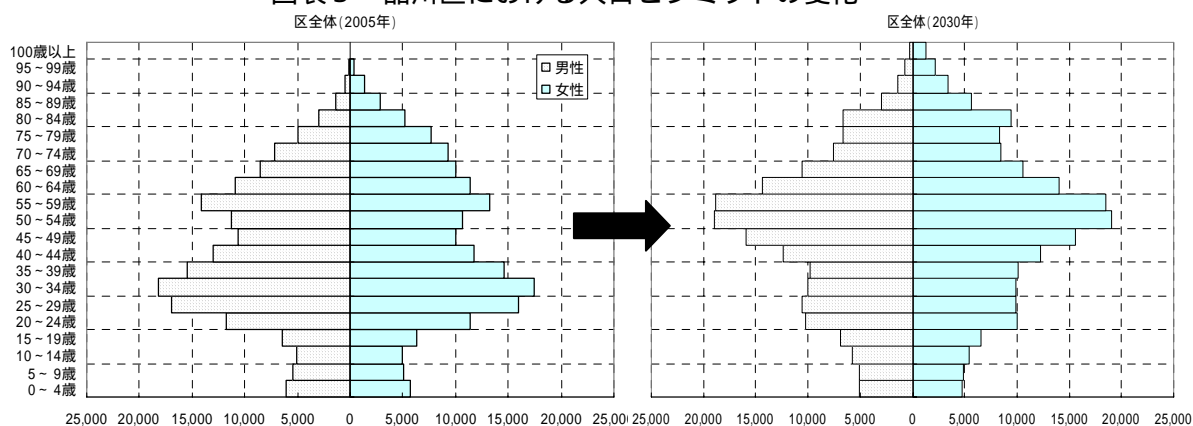


資料) 品川区「品川区の統計」より

## 年齢構成

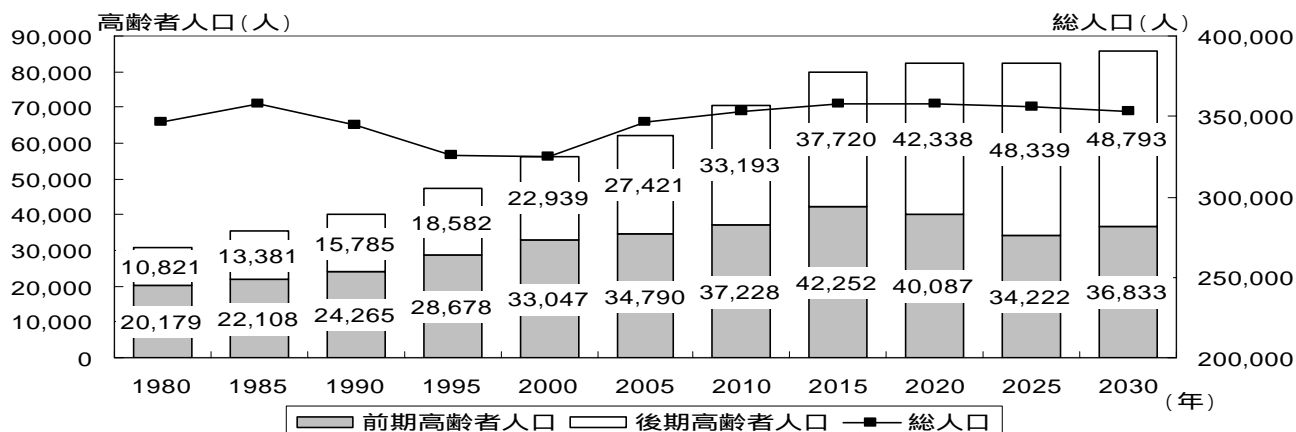
平成 17 年（2005 年）現在、品川区には 55～59 歳の団塊世代、25 歳～34 歳の団塊ジュニア世代の居住者が多く、25 年後の平成 42 年（2030 年）には当該層が高齢期になり、区内の高齢化は一層進むことが予想されています。将来推計では、平成 17 年（2005 年）に 18.0%であった高齢者人口比率が、平成 42 年（2030 年）には 24.2%になることと見込まれています。

図表 3 品川区における人口ピラミッドの変化



資料）総務省「国勢調査」（2005 年）、2030 年値は国勢調査等に基づく将来推計値

図表 4 高齢者人口の推移



資料）総務省「国勢調査」（1950-2005 年）、2005 年以降は国勢調査等に基づく将来推計値

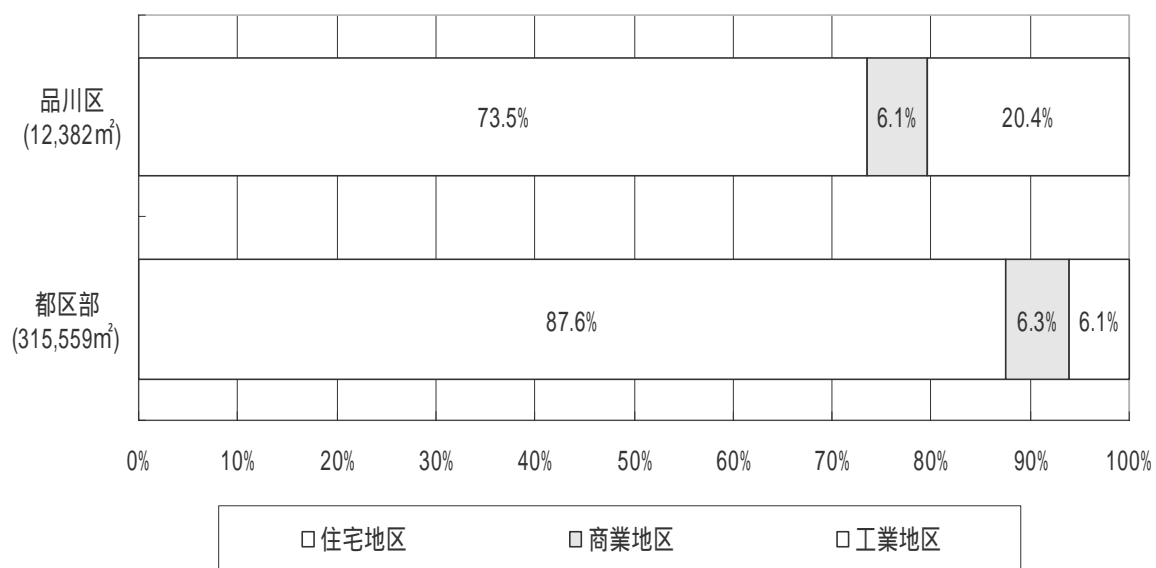
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総人口	346,247	357,732	344,611	325,377	324,608	346,357	353,446	357,412	357,761	355,883	353,391
高齢者人口比率	9.0%	9.9%	11.6%	14.5%	17.2%	18.0%	19.9%	22.4%	23.0%	23.2%	24.2%
前期高齢者人口比率	5.8%	6.2%	7.0%	8.8%	10.2%	10.0%	10.5%	11.8%	11.2%	9.6%	10.4%
後期高齢者人口比率	3.1%	3.7%	4.6%	5.7%	7.1%	7.9%	9.4%	10.6%	11.8%	13.6%	13.8%

## 2. まちのようす

### 土地利用

これまで住工商混在型の市街地として発展してきた品川区では、住宅地区が全体の約 3/4 を占め、続いて工業系が区内の土地利用全体の約 2 割を占めるなど、都区部と比べ工業計の土地利用の比率が高くなっています。

図表 5 民有宅地の用途別の利用状況

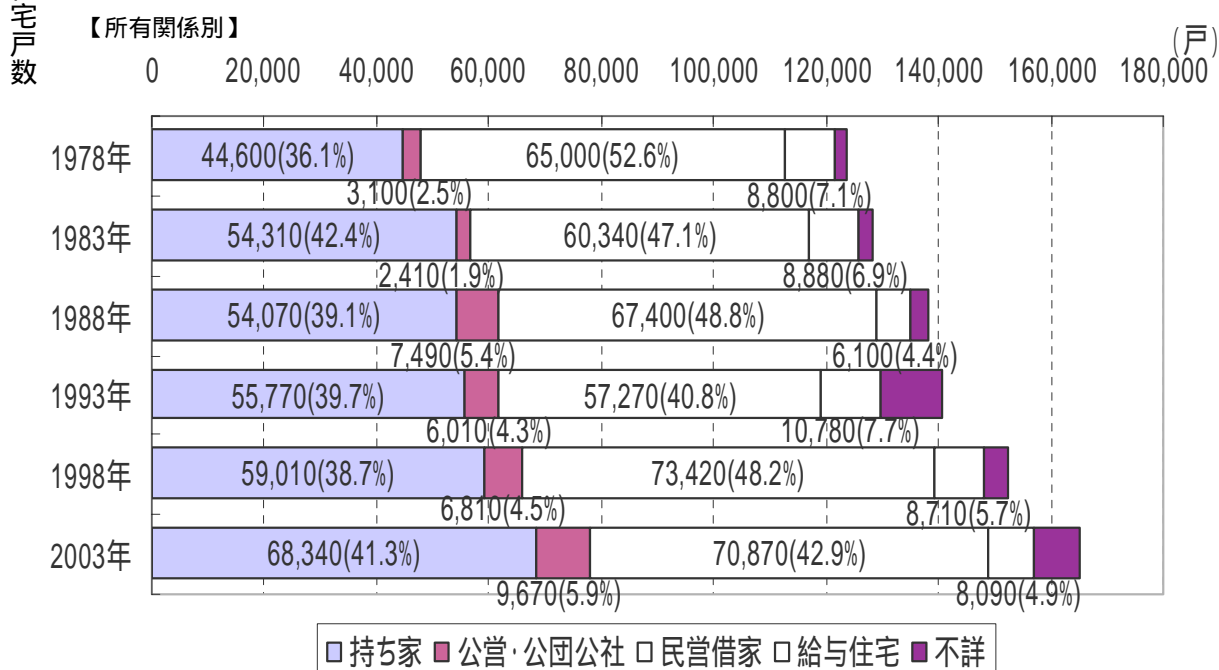
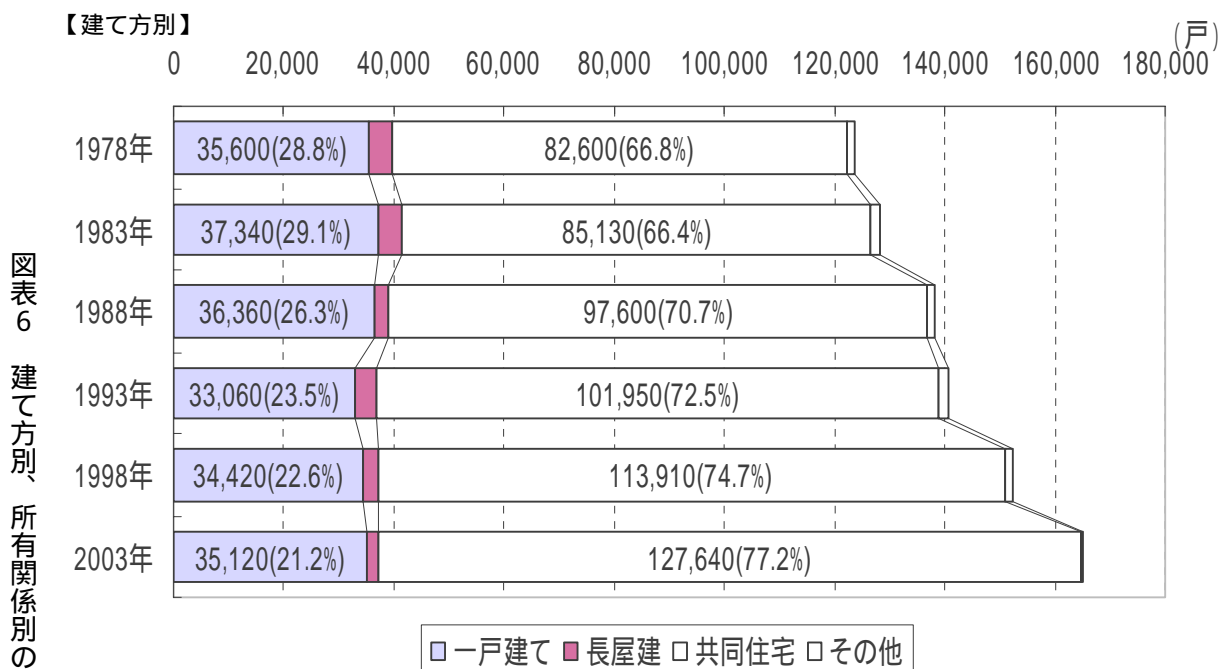


資料) 東京都「東京の土地 2006」より

## 住宅

品川区内の住宅戸数は平成 15 年( 2003 年 )時点で約 16 万 5 千となっており、うち約 8 割が共同住宅です。また、区内では、一戸建ておよび長屋建ての住宅が年々減少し、共同住宅戸数が増加しています。

所有関係においては、品川区では、民間借家と持ち家がそれぞれ約 4 割を占めています。

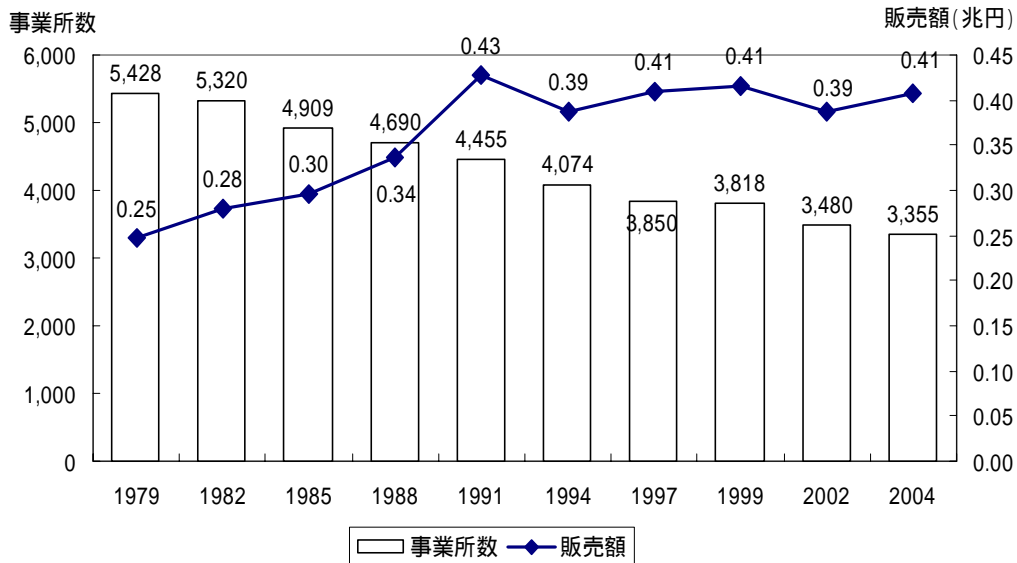


資料) 総務省「住宅・土地統計調査」(各年)より

## 産業

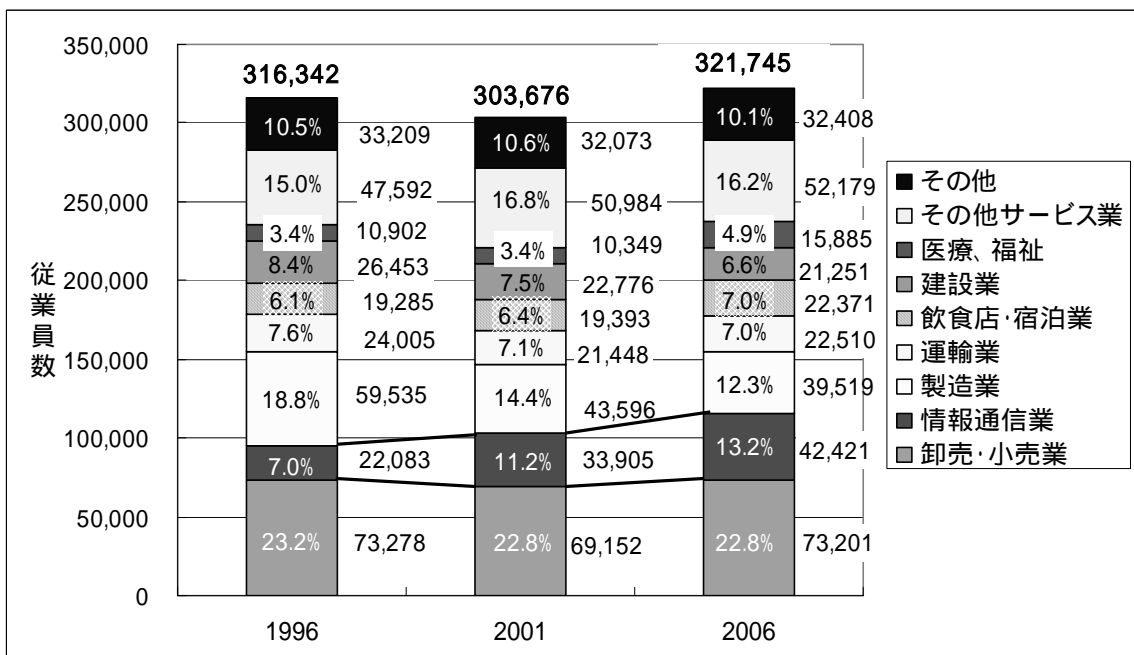
品川区内の産業は、第3次産業を中心に商業（卸売業・小売業）のにぎわいをみせており、特に小売業では小売業事業所数は減少しているものの、販売総額は増加傾向にあります。また、従業者数は増加傾向にあり、特に情報通信業が大きく伸びています。

図表7 小売業の事業所数・販売額の推移



資料) 経済産業省「商業統計」(各年)より

図表8 品川区における産業別従業者数の推移



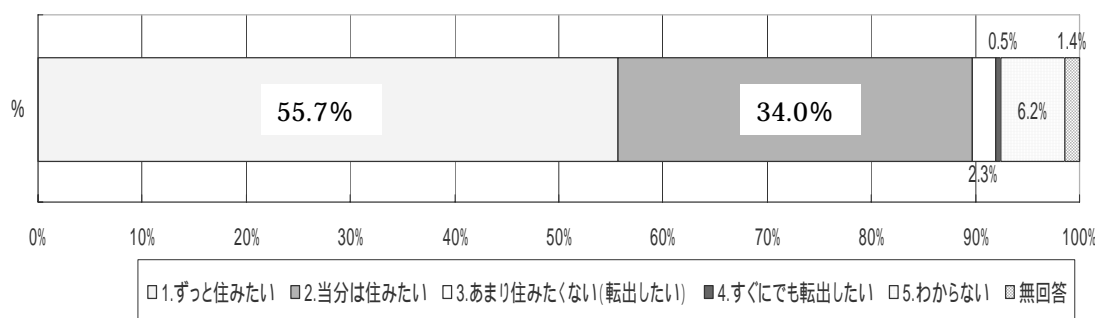
資料) 品川区資料より

### 3. 区民の声（区民アンケート、世論調査の結果など）

#### 定住意向

今後の定住意向について、約55%が「ずっと住みたい」と回答しており、「当分は住みたい(34.0%)」とあわせると、約9割の区民が今後も区内に居住することを希望しています。

図表9 区民の定住意向

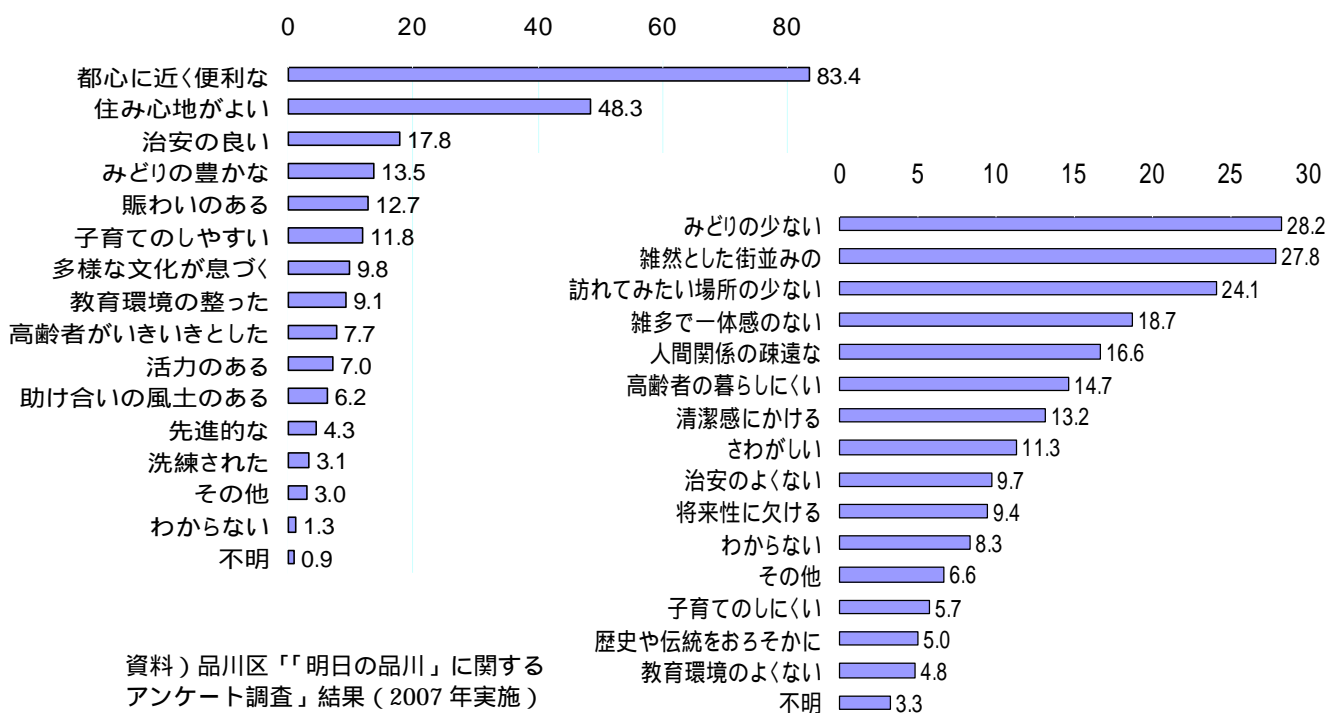


資料) 品川区「「明日の品川」に関するアンケート調査」結果(2007年実施)

#### 品川区のイメージ

品川区の良いイメージ、アピールしたいイメージとして、8割強が「都心に近く便利」を挙げ、続いて「住み心地がよい」を挙げる区民が多い。一方、改善されるべきイメージとして、「みどりの少ない」を挙げる区民が最も多く、続いて「雑然とした街並みの」「訪れてみたい場所の少ない」となっています。

図表10 区民が考える品川区の良いイメージ・改善されるべきイメージ(%)



資料) 品川区「「明日の品川」に関するアンケート調査」結果(2007年実施)

## ・本計画における主要課題

### 1. 地域活動・産業振興

#### 区民の自発的・自主的な活動の活性化

品川区には多数のNPOが事務所を設置し、様々な活動を実施しているなど、テーマ型コミュニティ組織は増加傾向を示しています。一方で、これまで区と地域課題の解決に取り組んできた町会・自治会などの地縁組織は、都市化の進行と価値観の多様化などにより、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化が進みつつあります。

今後とも、区民の行政に対するニーズがより一層多様化していることや、家庭における子育て・介護などへの対応力が低下していることから、地域コミュニティの活性化に向けて、地縁型組織やテーマ型コミュニティ組織とのネットワーク化を進め、共助の仕組みを構築していきます。

#### 地域産業の発展

品川区の商業は、消費者ニーズの変化や経営環境の変化により、商店の減少などが見られます。工業についても高い地価や立地規制もあり工場数は減少しています。一方で、情報通信関連産業の集積や、福祉・教育関連産業や飲食店が増加するなど地域産業の構造変化が急速に進展しています。また産業構造の変化に適応した区内事業所の従業員数は増加し続けています。

産業構造等の変化に的確に対応するため、個性的な商店街の支援や、中小企業においても高い付加価値を有する製品開発を可能とするような技術力の向上支援など、既存産業の支援を進めるほか、区内産業集積の高度化・活性化のため起業を促進することが重要です。

#### にぎわいの創出

品川区には神社仏閣や祭りなどのほか、水辺空間や伝統工芸、商店街、工業など様々な観光資源が存在します。

こうした観光資源に磨きをかけ、効果的なPRを図るとともに、これらの資源を有機的に結びつけることで新たな魅力を創出し、人々が訪れ、にぎわうまちを創出していきます。

### 地域の伝統文化の継承と創出

文化芸術は区民が豊かな生活を送る上で重要なものです。品川区には地域に根ざした様々な文化資源が存在しているとともに、文化活動を営む多くの団体が存在しています。これらの活動を通して古くからの伝統文化を継承し、さらに、新たな地域文化を創り出していくことが求められています。

今後、文化芸術の振興に関する考え方を明確にして、文化財の保存・活用や文化芸術活動に対する支援を行い、地域文化の振興を図ります。

### 学習・スポーツなど区民の多様な活動の支援

シルバー大学など生涯学習に関連する講座等で学んだ方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動が展開しつつあります。美術館や展示観覧施設といった生涯学習施設の利用者や、図書館の個人貸出総数も増加傾向にあります。また、体育館やトレーニング施設、生涯学習施設の整備を望む声も大きくなっています。

今後とも区民のニーズの多様化が進むと考えられることから、生涯学習や生涯スポーツの機会のあり方を検討する必要があります。また、こうした区民の生涯学習活動を支える情報拠点として、文化センターや図書館の役割の見直しを進めます。

### 地域の外国人との交流と国際文化交流の推進

品川区では海外3市と友好都市提携を行い、青少年のホームステイ相互派遣などの国際交流事業を推進しています。また区内の外国人居住者は平成2年（1990年）以降増加傾向を示しています。

品川区は国際都市東京を支える一都市として、在住外国人が住みやすい環境を構築していきます。また、外国人参加型の事業を展開するなど地域での国際文化交流を推進します。



## 2. 子育て・教育

### 子育て環境の充実

品川区では、これまで親同士の交流や学びの場・機会の提供など、親育ちの支援を進め成果を上げてきました。また、新生児期から家庭訪問や個別相談、乳幼児健康診査などあらゆる機会を通して子育ての不安を解消するための対応を行ってきました。

一方、子育てを地域の互助の仕組みで支えるファミリー・サポート事業では人材確保の点で課題がみられます。また、多様な子育て支援ニーズに対応し、待機児童の解消に努めるとともに、夜間・休日・年末の保育サービスや一時保育サービスなどを提供し、利用実績も増加傾向にあります。

今後とも、子育ての不安を解消するため、子育て・親育ちの機会を設け、親と子がともに学び成長していける場づくりを進めるとともに、こうした取り組みを支える人材育成に取り組みます。

### 学校教育の充実

品川区では平成 11 年（1999 年）以降、「品川の教育改革『プラン 21』」に基づいて学校選択制をはじめとした様々な施策を推進し、特色のある学校づくりを進め、平成 18 年（2006 年）には小中一貫教育を開始しています。こうした施策による成果は着実に現れていますが、一方で少子化により学校の小規模化傾向が顕在化するなどの課題もあります。

教育改革の取り組みをより一層推進していくとともに、保護者や地域と一体となり、教育プログラムの評価・検証を行い、学校と家庭・地域の信頼関係、連携を築いていきます。また、教育を支える教員の資質向上を図るとともに施設整備も進めていきます。

### 健全な青少年の育成

少年非行や不登校、引きこもりやニートと呼ばれる若者の増加など、若者の社会的自立を支援する必要性が高まっています。品川区では各種スポーツ事業による交流の促進や意識啓発事業等を行い、児童センターの利用は全体的に活発であります。

児童センター等の拡充を図り、地域社会における異年齢・異世代間の交流を促進する機会と場を提供します。また、青少年に対する各種普及啓発・指導については、学校教育だけではなく家庭・地域と一体となった取り組みを推進します。

## 平和と人権の尊重

品川区では、平和や人権の大切さを伝える普及啓発に取り組み、「人権尊重都市品川宣言」の周知状況は向上しつつあります。また、男女共同参画についても、性的役割分業に対する否定的意見が増加し、意識が共有されつつあります。

引き続き、平和の大切さや人権尊重について理解を深めるため、様々な機会の提供や意識啓発を推進します。

### 3. 健康・福祉

#### 区民の主体的な健康づくりへの取り組み

近年、我が国においては、生活習慣病により死亡する人の割合は、全死因の過半数を占めるにいたっており、品川区も例外ではありません。今後、高齢化が進展する中で、日頃から健康に留意した生活習慣を身に付けなければ、この傾向はさらに高まることが想定されるとともに、要支援、要介護者の大幅な増加を招く懸念があります。

すべての区民が、いつまでも健康で元気に暮らすことができるようにするためには、区民一人ひとりが日頃から主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。そこで、区民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備するとともに、病気の早期発見と適切な治療が可能な環境を整備します。

#### 生涯にわたって安心して暮らせる地域づくり

本区の人口に占める高齢者の割合は平成 20 年（2008 年）1 月時点の 19.3% であり、今後、その割合は高まっていくと見込まれます。また、こうした動向に伴い、要支援者および要介護者数は、介護予防をめざした取り組みにより増加の伸びをおさえることが期待されるものの、確実に増えることが予想されま

す。介護サービスを始めとする高齢者福祉を充実し、支援や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる環境を整備するとともに、高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の就業や地域活動への参加を促進、支援します。

#### 誰もが社会に参加することのできる地域づくり

ノーマライゼーションの理念が普及する中で、本区においても、障害のある人々の安定した生活の支援とともに、ハンディキャップの有無にかかわらず、生き生きと社会に参加できる環境の確立が求められています。

平成 18 年（2006 年）4 月に施行された「障害者自立支援法」にもとづき、障害の種別にかかわらず、ニーズに的確に対応したサービスを一元的に提供する体制を整備、充実します。

### 互いに支え合いながら暮らす地域社会の絆づくり

都市化や価値観の変化、また高齢化の進展などにより、地域における人と人との繋がりや支え合いの文化が今後薄れていくことが懸念されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人々を地域で支え、ともに暮らしていく地域福祉の充実が求められています。

安心して暮らすことのできる地域の生活環境を守る上で、地域における支え合いが今後ますます重要となっており、町会・自治会や地域に住む人々はもちろん、そこで活動するボランティアやNPOなども含めた地域の支え合いの仕組みを充実、強化します。

## 4 . 環境・景観

### 水とみどりを守り、育む取り組み

水辺やみどりがもつ多面的な機能は、区民の生活にうるおいをもたらすだけでなく、生活環境の保全や防災などの観点からも重要です。平成6年(1994年)からの10年間で緑被地面積が約33ha増加するなど、品川区の緑は着実に増加しています。公園面積もこの10年間で2ha以上増加しましたが、区民一人あたりの公園面積は区部平均を下回っており(平成18年(2006年)時点)、今後も区民に身近なみどりをより豊かにする取り組みを進める必要があります。

今後、区民や企業等と区が一体となって、身近な生活環境の中で水辺とみどりの環境を守り、新たなみどりを育む取り組みを進めます。

水辺環境については、下水道の普及や下水高度処理水の放流などにより以前に比べ大幅に改善されてきましたが、雨天時における合流式下水道からの越流水に起因する水質悪化、悪臭の発生が問題となっており、区民と水とのふれあいを回復させる環境整備や浄化対策を推進する必要があります。

河川・運河の水質改善を図るため、合流式下水道の改善について東京都に要望を行うとともに、立会川・目黒川の水質浄化の取り組みを積極的に進めます。

### 豊かな景観資源を活かした積極的な景観政策の展開

品川区は、自然環境や歴史的・文化的資産など、豊かな景観資源を有しています。「景観法」の施行により、区の主体的な景観政策の展開が可能となったことから、こうした資源を活かし、にぎわいのある都市やうるおいややすらぎを感じるまちなみなど、地区の特性に応じた豊かな都市景観を区民とともに形成することが求められています。

区民や企業等の理解と協力を得ながら、34万人を超える区民が暮らし、50万人を超える人々が活動する生活都市として、また、高度な交通利便性を背景とした国際都市東京の表玄関としての位置づけにふさわしい、魅力的で個性的な都市景観の形成を進めます。

### 地球環境に優しい地域社会づくり

地球温暖化対策を始めとして、地球環境への負荷の軽減が我が国全体の大きな課題となる中で、品川区においても、省エネルギー対策やごみの排出抑制など、区民生活や企業等の活動に伴う地球環境への負荷を低減することが強く求められています。

区役所での省エネルギー、省資源への取り組みなど、区が率先して取り組むとともに、区民や企業等への環境問題に関する情報提供や啓発を充実、強化していきます。また、区民や企業等の環境問題への取り組みを促進、支援し、生活や活動の全般において、地球環境に優しい価値観と行動が確立された地域社会づくりを進めます。

## 5 . 安全・安心

### 災害に対する備えの充実

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、将来の大規模災害の発生に備えた防災の重要性が指摘されています。品川区は、都内最大面積の重点密集市街地を抱えているなど、防災に対する取り組みの強化が求められており、区民と協力・連携し、防災対策を一層強力に推進することが必要です。

災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、「品川区地域防災計画」にもとづいて、区民等の協働による災害発生時の被害軽減に向けたさまざまな取り組みを明確にします。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響によるとも考えられる局地的な集中豪雨が多発する傾向にあり、都市型水害に備えた対策が求められています。

浸水被害の軽減に向けて、雨水浸透施設等の設置を進めるとともに、東京都と連携し下水道の幹線や貯留管の工事を進めます。

### 生活都市、国際都市にふさわしい市街地環境の整備

経済社会環境の変化に対応した市街地の機能や環境の再編、再整備が求められています。品川区においても、大崎駅周辺地域や武蔵小山駅周辺地域、大井町駅周辺地域などで、こうした取り組みを進めています。

「品川区市街地整備基本方針」にもとづいて、魅力ある市街地づくりに向けて、生活都市、国際都市の両方の顔をもつ品川区の特性を踏まえた市街地環境の整備を進めます。

### 生活の豊かさと地域の発展を支える利便性の高い交通環境の形成

品川区には多くの路線と駅が整備され、区部でも特に充実した鉄道路線網が形成されているほか、バス路線も多く、利便性の高い公共交通網が形成されていますが、相対的に東西方向のネットワークが弱い状況にあります。また、道路網においても充実した南北方向の幹線道路に対し東西方向の道路網が弱い点が課題となっています。

区民の生活利便性を向上するとともに、国際都市としての発展を支える広域交通利便性を確保するため、東西のバス路線を強化するなど鉄道とバスの連携による公共交通網の充実を図ります。また、さらに、道路交通の円滑化や防災まちづくりの観点から、計画的な道路整備を進めます。

### 犯罪や事故の不安のない環境づくり

犯罪に対する不安が高まっており、犯罪認知件数のうち粗暴犯、知能犯など悪質な犯罪の割合も高まっています。犯罪の不安のない生活環境を守るため、犯罪に強いまちづくりを進めることが求められています。

地域住民による自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪や事故に対する情報提供、相談体制の充実などにより、区民の生活安全に対する意識を高め、不安のない生活環境づくりを進めます。



## 第3章 新しい都市像の実現に向けて

### 1. だれもが輝くにぎわい都市

#### 基本方針 1 - 1 区民活動が活発な地域社会を築く

##### 取り組みの方向性

地域が抱える様々な課題の解決を図るため、地域の地縁組織である町会・自治会に加えて、地域内の企業やNPOなどの自主活動団体との協働を進めるとともに、そのための活動を支援します。あわせて、このような地域活動への参加促進のための情報提供や参加機会の拡充など、地域活動を支える基盤も整備します。

##### 現在の状況

都市化の進行や価値観の多様化等は、町会・自治会等といった地縁型組織に、加入率の低下と高齢化・固定化の進行をもたらしています。一方で、国の世論調査では社会貢献意識を持つ人の割合は比較的高い水準を保っており、NPO法人登録数も増加傾向にあるなど、テーマ型コミュニティ組織は増加しています。国も「新しい公共」とよばれる概念を提示し、地域の多様な主体が地域活動に参加することが必要であるとしています。また、今後進むであろう団塊世代の離職により、団塊世代がこうした地域活動の担い手として期待されています。

品川区においては今日でも下町のおよさが息づき、コミュニティ意識がしっかりと残っている地域も多く、町会・自治会を中心とした地域の支えあいや子育て支援・高齢者への生活支援などの、区民同士の助け合いも活発におこなわれています。また、地域課題を解決するためのボランティアやNPO活動も増えてきています。

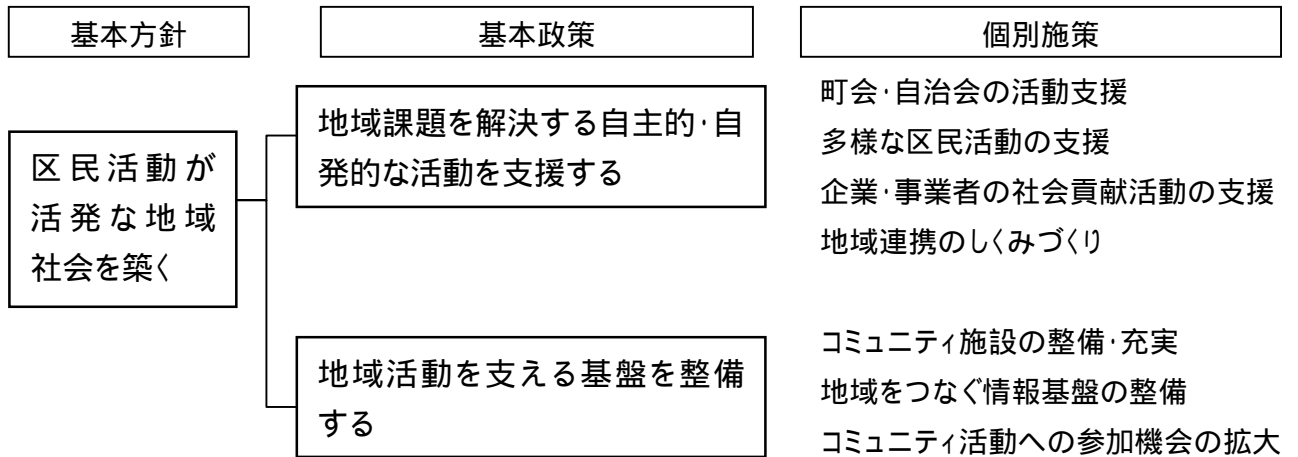
一方で、増加しつつある高層マンションに住む区民の地域への関わりは総じて弱い傾向にあり、人口の増加に比して町会・自治会への加入や地域活動への参加が進まない状況が見られます。地域からの働きかけもオートロックの普及等により困難となっている状況や核家族化とあわせて、近隣との関係が希薄で孤立しがちな区民が増えていると考えられます。

### 今後の課題

ライフスタイルの多様化や核家族化の進行等により、子育て・介護・安全安心などへの家庭の対応力が低下してきており、地域コミュニティの果たす役割への期待は大きくなっています。そのため、地域コミュニティの一層の活性化が求められており、その手法も含め大きな課題となっています。特に、従来から地域で活動してきた町会・自治会の活動支援の充実に加えて、増加傾向にあるNPOや各種の地域団体との協働を進め、地域での多様な区民活動のネットワーク化を進めることが求められています。

あわせて、こうした活動を支えるために、より利用しやすく、活動の多様化に即したコミュニティ施設のあり方も検討する必要があります。

### 施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-1-1：地域課題を解決する自主的・自発的な活動を支援する

少子高齢化による地域福祉ニーズの多様化、家庭における教育力の低下など、地域には様々な課題が山積しています。また、安全・安心の確保や地域防災、環境問題など、対応が求められる新しい課題も増えてきています。これらの課題を解決し、生活の質を向上させるためには、区民の力を活かした新しい取り組みが求められています。

品川区は、町会・自治会を中心とした地域のつながりがしっかりと残されているとともに、NPOや企業による社会貢献活動など、新しい地域活動の胎動も見られます。区は、こうした地域課題解決のために活動している町会・自治会、NPOや事業者などを支援していきます。

また、地域課題解決を担う活動は、地域における豊かな人間関係のネットワークに支えられた相互信頼が基盤となることから、様々な地域主体の活力を引き出す協働の仕組みづくりを進めます。

#### <個別施策>

##### 町会・自治会の活動支援

町会・自治会への加入促進や活動の担い手を拡大するため、その果たしている役割をパンフレットやホームページ等で広く紹介します。また、町会・自治会事業を担う人材の育成支援を充実します。

##### 多様な区民活動の支援

地域に貢献する団体や個人を顕彰・支援し、社会的に有用な活動が活発に展開される地域社会づくりを進めます。さらに、地域を基盤に活動する各種団体が、地域において交流する機会を提供するとともに、地域課題を解決する多様で自主的な取り組みを支援します。

##### 企業・事業者の社会貢献活動の支援

企業の社会貢献活動が広がっていることから、地域社会と企業の多様な接点をつくる機会を提供します。

##### 地域連携のしくみづくり

防災防犯や福祉、まちづくり、子どもの社会性を育むことなど地域課題の解決のため、これまで相互に協力することが少なかった町会・自治会、NPO、ボランティア、企業、PTAなどが課題に応じた緩やかな協力調整組織づくりを進めます。

## 基本政策 1-1-2：地域活動を支える基盤を整備する

町会・自治会は地域コミュニティを支える要となっており、その役割が広がっていることから、活動拠点の確保など活動環境整備が重要な課題となります。また、様々な地域課題を解決するために活動している団体の活動を支える場の支援も求められています。

そのため、地域にある公共のコミュニティ施設の充実を図るとともに、町会・自治会、商店街の会館や民間施設などの地域の実情にあわせた利用の仕組みづくりを進めます。

また、コミュニティ活動を活性化させるため、地域住民、一人ひとりが、コミュニティの一員であると感じられる、豊かで多面的な地域情報を発信し、多様な地域活動を促進する情報基盤を整備します。

### <個別施策>

#### コミュニティ施設の整備・充実

地域のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするため、地域施設の地域住民による自主管理や町会・自治会会館の整備を支援します。また、既存の施設についても地域の実情に即した運営のあり方について検討を進めます。

#### 地域をつなぐ情報基盤の整備

コミュニティ形成にとって不可欠な身近な地域の人や出来事、行事や多彩な文化スポーツ活動の勧誘など、地域への関心を高め参加を促すコミュニティペーパーの月刊化など地域情報の収集・発信の基盤を整備します。

#### コミュニティ活動への参加機会の拡大

地域福祉や健康づくりなど、地域において継続的にボランティア活動へ参加できる仕組みづくりを進めます。

## 基本方針 1 - 2 産業の活性化を図る

### 取り組みの方向性

区内中小企業の経営力強化や新たな産業の創業支援を通じて、地域産業の活性化を図ります。また、従来から集積が進むものづくり産業についてはその技術力向上や人材育成等を通じた高度化を支援します。加えて、地域の核となる商店街の活性化を図ります。

### 現在の状況

品川区は住工商が混在した街として発展してきており、今後もこれらのバランスを考えながら発展させることが求められています。

商業に関しては、大型マンションの建設による人口増や消費者ニーズの変化・多様化、インターネットの急速な普及、大規模店舗の立地など、商業の構造や環境が大きく変化しています。区民や地域で働く人たちの日常生活にとって便利な商店街は、こうした環境変化に積極的に対応していくことが期待されています。

工業は、都市化の進展および企業の海外移転などによる下請け構造の変化等から、ピーク時には5,600以上あった工場数が平成17年(2005年)の工業統計調査では1,786になりましたが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しています。一方、この高度な基盤技術やIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企业や、新しい業態である製造現場を持たないファブレス企業の台頭もみられます。また、積極的に海外進出や国際取引に取り組む企業も増えています。

商工業以外では、近年の技術の進展と昼間人口の増加により、特に情報通信やサービス業の事業所の増加が目立っています。

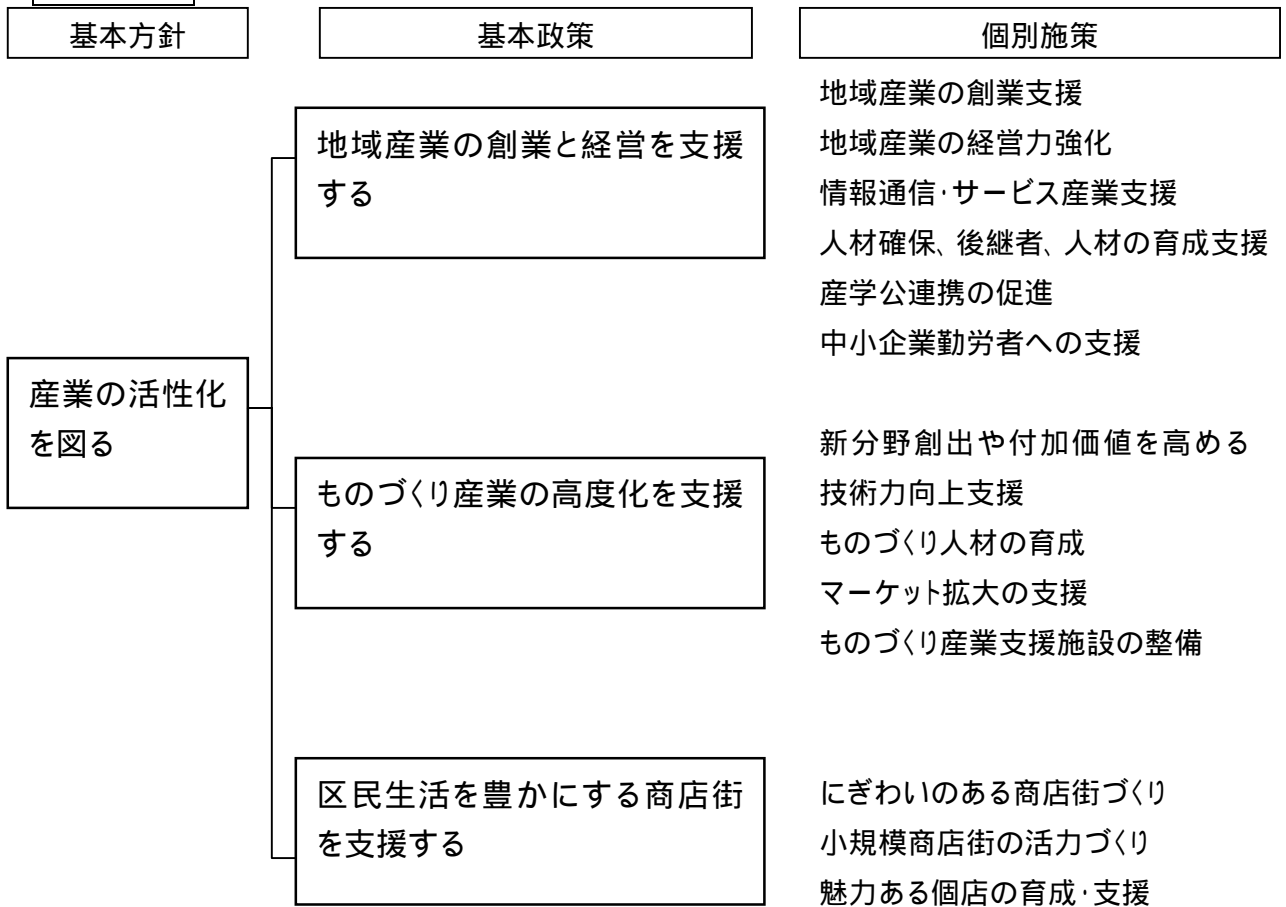
さらに、近年、地域課題をビジネスの手法で解決していこうというコミュニティビジネス等も活発になってきており、こうした新しいビジネスモデルへの支援ニーズも高まってきています。

## 今後の課題

今後も商店街を維持発展させるためには、商店街を地域コミュニティの核として位置付け、個性を持った魅力ある商品・個店づくりと、その魅力ある商品・個店で構成される商店街づくりが求められています。一方、都市型観光やまちづくり施策などに対応した従来の枠を超える総合的な商業振興策を推進していくことも大きな課題です。

ものづくりでは産業構造の変化とともに、研究開発型企業の台頭がみられていることから、中小企業にも高い付加価値を持った製品開発や新分野創出等をめざすための経営戦略が求められており、今後は企業の業種・業態、規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援メニューの提供が求められています。さらに近年、区内に集積が加速している情報通信・サービス業への適切な支援策を検討することも、区内産業の発展のためには必要です。また、コミュニティビジネスについても、地域課題の解決に重要な役割を担っていくことが期待されることから、創業への様々な支援策を検討していく必要があります。

## 施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-2-1：地域産業の創業と経営を支援する

多様化する地域課題を解決する新たなビジネスの創業支援や地域産業の経営基盤の強化を支援する。また産業構造の変化に対応できるよう、区内企業の経営力強化を支援します。さらに、高専や大学等が保有しているノウハウ・技術を区内企業の活性化に向けて、産学公の連携を推進します。近年区内に急速に集積し始めている情報通信・サービス業への支援策についても検討します。

こうした地域内の各種産業活動を支えるため、各企業が優秀な人材を継続的に確保できるよう、人材育成の支援ならびに中小企業における就労環境の改善を支援します。

#### <個別施策>

##### 地域産業の創業支援

近年区内でも増加傾向にあるコミュニティビジネス等、新たな産業の創業支援と創業後の経営基盤の強化に向けて支援を行います。

##### 地域産業の経営力強化

産業構造の変化に対応するための経営のノウハウや経営戦略等に関する学習の場の提供、事業経営に必要な資金調達等、経営基盤の強化を図り、経営力の向上と継続的な事業支援を行います。

##### 情報通信・サービス産業支援

区内には多くの電子・情報通信産業が集積し、研究開発型企业も少なくありません。こうした企業をより一層誘致するための多面的支援を行います。

##### 人材の確保、後継者、人材の育成支援

少子高齢化による労働力人口が減少する中で、中小企業における優秀な人材確保は今後、ますます重要な課題となってきます。従って、フルタイムで働く人材の確保や一定の経験者が確保できるような人材育成の支援をおこない、継続的な人材確保ができる環境の構築を図ります。

##### 産学公連携の促進

区内産業の活性化のため、高専や大学等が所有するノウハウや技術を積極的に活用できるよう、産学公の連携を推進します。

##### 中小企業勤労者への支援

中小企業に働く勤労者の福利厚生の実充実と勤労意欲の増進など、就労環境の改善を支援します。

## 基本政策 1-2-2：ものづくり産業の高度化を支援する

品川区において、付加価値の高いものづくりを維持、継続させていくためには、自社保有技術の高度化、高い技術を持った人材の育成、海外のマーケットも視野に入れた販路拡大等が重要な課題です。そのため、これらの支援を一律に実施するのではなく、今後は、個々の企業が持つニーズ、企業規模および成長ステージ等に応じたきめ細かい支援を行います。

### <個別施策>

#### 新分野創出や付加価値を高める技術力向上支援

都市の中でもものづくりを継続していくためには、独自技術や複合技術による製品の高付加価値化や新分野創出等を促進し、他社との製品・技術開発力の差別化や工業デザイン・制御系等のソフト開発との連携を図ることが重要となっています。

下請型企業から脱却し、開発・提案型企業への足がかりとなるための基盤技術の高度化支援に加えて、デジタル技術・デザイン・先端材料等の活用も含め、ものづくり系企業の経営戦略支援を総合的に実施します。

#### ものづくり人材の育成

都市型工業と呼ばれる付加価値の高いものづくりを推進するために、高度な知識、技術、技能を有するものづくり人材を育成するとともに、次代を担う子どもたちを対象に、「ものづくり」の楽しさを伝えるため、継続的に子どもたちに様々な「ものづくり」を教え、次世代のものづくり産業に携わる人材の育成を図ります。

#### マーケット拡大の支援

世界経済のグローバル化が進展する中で、区内企業が持つ高い技術力等の活きた情報を、国内外で必要としている企業（人）へ発信するなど、マーケットの拡大を支援します。

#### ものづくり産業支援施設の整備

世界に向け、東京のゲートウェイとなり得る品川区に、先端的なものづくり産業を担う技術者の交流を促進し、区内産業のビジネス情報を発信する国際的な情報センター機能を持ったものづくり産業支援施設を開設します。さらに、研究開発に適したエンジニア向けのオフィスを提供し、大手企業との連携も視野に入れた新産業（企業）の創出拠点をめざします。



### 基本政策 1-2-3：区民生活を支える商店街を支援する

商店街は、日常生活に必要な商品を提供する流通の場であると同時に、地域の安全安心の確保を始めとした地域コミュニティの核として大きな役割を担っています。区民にとって住みやすいまちづくりを推進していくためには、商店街が地域で安定的に存続していることが重要です。

#### <個別施策>

##### にぎわいのある商店街づくり

商店街に活気をもたらす「にぎわい」を創出し、買い物を楽しめる商店街づくりを行うことが重要です。このため、今後とも、引き続き商店街の活性化の自主的な取り組みを支援していきます。また、広域的なポイントカードシステムの導入なども検討していきます。

##### 小規模商店街の活力づくり

地域に暮らす高齢者にとって、身近にある生活密着型の商店街は大切な存在です。そこで、このような小規模商店街の機能回復と活力づくりに取り組みます。

##### 魅力ある個店の育成・支援

商店街を活性化するためには、商店街の組織的な活動とともに、集客力のある「魅力ある個店」の存在が重要な要素となっています。顧客ニーズに合った商品の提供を基本に、店舗のレイアウトやデザイン、接客、サービス、情報など、消費者の購買意欲を高めるための付加価値を備えた「魅力ある個店」を多く育成し、継続を支援することで、商店街の活力を向上し地域商業全体の活性化をめざします。

## 基本方針 1 - 3 都市型観光を推進する

### 取り組みの方向性

品川区の既存の観光資源の魅力を再発見するとともに、品川の魅力をPRし、地域ブランドの確立をめざします。また、来訪者にとってわかりやすく利用しやすい情報提供を図り、満足度の高い「もてなし」のための必要な体制を整備します。

### 現在の状況

品川区における観光資源は、神社仏閣や祭り、歴史のあるまちなみ、また水辺の空間のみならず、活気のある商店街、伝統工芸、工業など、多種多様なものが存在しています。

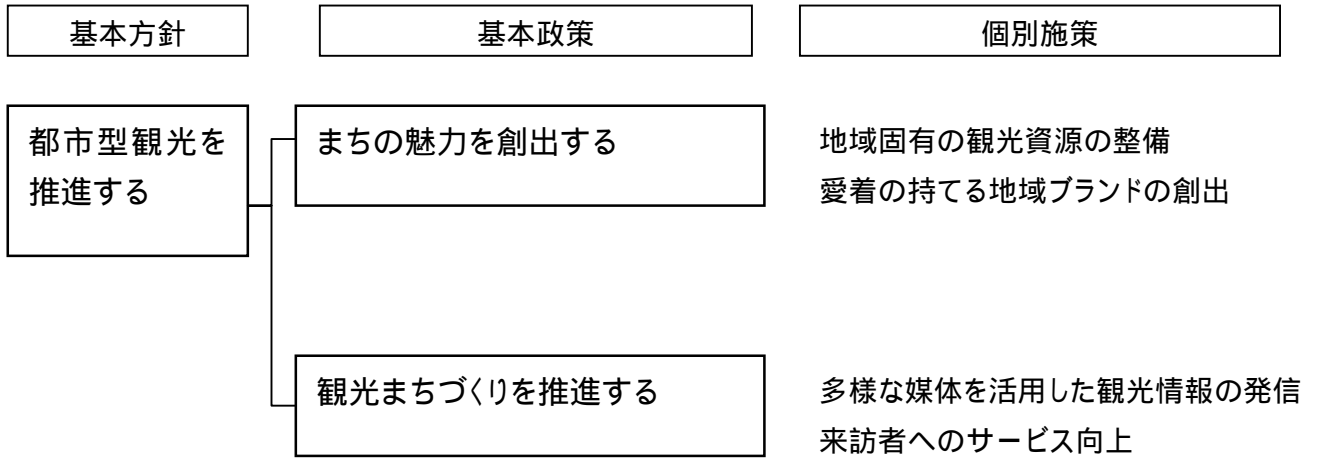
平成17年度（2005年度）に策定した「品川区都市型観光アクションプラン」に基づく観光施策を実施し、旧東海道を中心にしたまち歩きや商店街にスポットライトを当てた「つまみ食いウォーク」など独自の成果を挙げてきています。

### 今後の課題

品川らしさといっても、大都市東京の一部として、固定したイメージを形成してはいませんが、一つひとつの品川らしさや地域ならではの個性やこだわりが集まってパッチワークのように色とりどりに輝くことが、品川の魅力の方向性であると考えます。

既存の観光資源は、見せ方や伝え方の工夫、他の資源との複合によって新たな魅力を発揮する可能性があり、それらの資源にさらに磨きをかけ、効果的にアピールすることによって、人々がにぎわい、おもてなしと交流の喜びがあふれる元気なまち品川をめざしていきます。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-3-1：まちの魅力を創出する

高層ビルが立ち並ぶ未来的な空間からレトロな人間味あふれる横丁まで、様々な交流からにぎわいが生まれます。品川の観光資源の魅力を来訪者の視線で改めて見直し、地域を磨き、磨き上げた地域を愛着と誇りを持って外に向けてアピールしていきます。その際には、それぞれの観光資源の特徴を明確にし、それを品川の魅力として様々な場面において徹底的に活用し、地域ブランドを育てます。

#### <個別施策>

##### 地域固有の観光資源の整備

都市型観光を推進するため、品川区における地域固有の魅力や、来訪者の目にふれる機会が少ない観光資源を再発見し、改めて人々が楽しめるものとして磨きなおします。

##### 愛着の持てる地域ブランドの創出

来訪者にその街を紹介するとき、地域の人々がその地域に愛着と誇りを持っていることが、「もてなし」の工夫や気配りにつながります。そのため、伝統を活かした商品づくりやいわれのある場所の紹介など、地域の人々が、その地域にも愛着がもてるような、独自の観光資源にストーリーやテーマをつくり、様々な機会と場を捉えてPRし、地域ブランドを確立します。

### 基本政策 1-3-2：観光まちづくりを推進する

地域自慢の観光資源を効果的な方法で発信することによって、より多くの人々に来訪していただき、地域との交流やふれあいの場をつくることによって、リピーターをつくるしくみづくりを進めます。

#### <個別施策>

##### 多様な媒体を活用した観光情報の発信

訪問してみたいと人々に思わせる関心を呼べる情報を、多様な媒体を活用して発信することにより、誘客を促します。その際、新鮮で魅力ある情報発信をリアルタイムに発信します。

##### 来訪者へのサービスの向上

魅力ある情報発信をして、来ていただいた人々に、満足してもらえなければリピーターとはなりません。満足感が高ければ口コミで広がっていきます。そのためにはきちんとした「もてなし」と交流ができる体制と仕組みを整え、また行きたい、また会いたいと思える場所づくりに取り組みます。

## 基本方針 1 - 4 伝統と文化の継承と発展を図る

### 取り組みの方向性

区内に受け継がれてきた伝統文化・工芸の継承を支援するとともに、区の歴史や文化財等の収集・活用を図ります。

また、活動や発表の場と機会の提供等により、区民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会を提供し、区内の文化や芸術を広く紹介して人材の発掘、育成につなげ、区内文化の発展を図ります。

### 現在の状況

品川区は古い歴史を持つまちであり、江戸の昔からの伝統的なお祭りが今も生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。その中で、江戸里神楽などの伝統芸能や江戸切子などの伝統工芸も受け継がれ、今も活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地としてその名を全国に知られており、区内の遺跡から発掘された文化財や歴史ある神社仏閣とそこに伝わる文化財が多数存在しています。

一方、新しい文化の息吹も伝わっています。区内には、すぐれた現代美術の紹介で高く評価されている美術館や、日本を代表する劇団のミュージカル劇場、そして意欲的な作品が上演される劇場などの民間文化施設が立地し、第一線の文化を提供しています。また、区立の総合区民会館「きゅりあん」や〇美術館では、コンサートや展覧会が開催され、区民への身近な文化提供の場、そして区民の文化活動の場として重要な役割を果たしています。

都心に近く生活環境も整っている品川区には、文化芸術の振興に理解がある民間企業が立地するとともに多くの文化芸術関係者が居住しており、そうした専門家の存在は区内文化の発展を図る上で潜在的な力となっています。また、区内には、様々な文化芸術団体が活動しており、区内文化の振興に大きな役割を果たしています。

区民の文化芸術活動も活発に行われています。様々な分野で自主的なグループや個人が文化センター等で活動しており、これらすべての人々が、品川区の文化芸術を担っています。

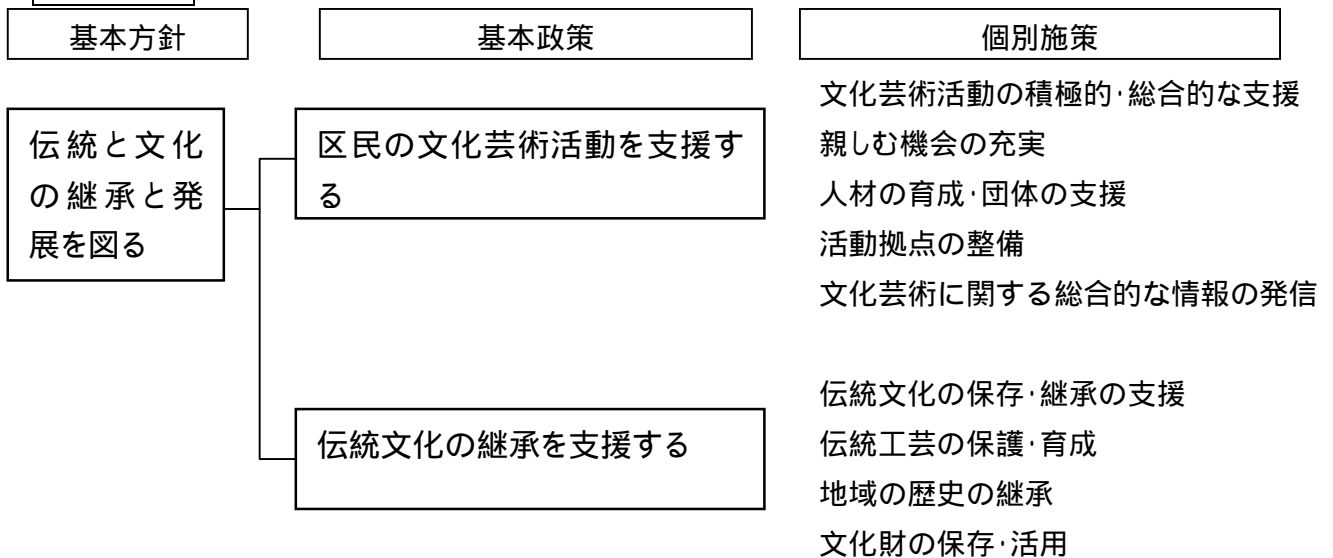
## 今後の課題

都心化が進む品川区の変化と、国際都市東京で生活する区民のライフスタイルの変化を踏まえて、品川区の伝統文化を継承、発展させ、新たな文化を創造し、多様な地域文化を振興するためのビジョンを明確にすることが必要になっています。

また、地域の文化芸術活動の担い手として、既存の活動を支援するとともに、団塊世代をはじめとした多くの区民がより積極的に文化芸術にふれあうことができるよう、地域の文化芸術活動への参加を促進するための環境づくりが求められています。

こうした文化芸術活動の推進にあたっては、品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例の趣旨を活かして、区、区民、文化芸術団体、企業等がそれぞれの役割を果たし、相互にパートナーシップを結び、連携・協力して文化振興を図ることが求められています。

## 施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-4-1：区民の文化芸術活動を支援する

品川区を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな地域文化を振興するためのビジョンを明確にして、区内の様々な文化芸術活動を支援するとともに、自主性を尊重した団体間ネットワークの形成を図ります。

また、区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、支える機会を増やすことによって、文化芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。さらに、子どもたちが、伝統文化をはじめ文化芸術に触れる機会を増やすなど、人材育成の充実に努めます。

こうして醸成された地域文化を、地域経済や観光、教育、福祉をはじめ、広くまちづくりに活かすため、関係団体等の連携・協力を進めます。

さらに、文化芸術活動の場として既存施設のあり方を含めて検討し、今後のニーズに合った新たな文化施設の整備を行います。

また、広く区民に対して、文化活動の場や機会、団体等の各種情報を総合的に発信する仕組みづくりを行うなど、文化振興によるまちづくりに努めます。

#### <個別施策>

##### 文化芸術活動の積極的・総合的な支援

身近なところで豊かな文化芸術活動を行い、新たな地域文化を創造する環境を整備します。

##### 親しむ機会の充実

区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化を支える機会を増やします。

##### 人材の育成・団体の支援

地域の文化芸術活動を担う人材の育成を支援します。また、区民の文化芸術活動の活性化に向けて、文化団体が区民を対象として行う事業を支援します。

##### 活動拠点の整備

施設のあり方や利用方法を見直し、改善を図ります。

##### 文化芸術に関する総合的な情報の発信

区民の文化芸術活動の様々な情報や区内の民間も含めた文化情報を収集し、情報誌やホームページを通じて発信するしくみを検討します。

#### 基本政策 1-4-2：伝統文化の継承を支援する

伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を図ります。

また、広く区民に品川の歴史を知ってもらうため品川歴史館機能の活用・拡大とあわせて、品川の歴史についての編纂を行います。あわせて、指定文化財等の保存・公開・活用に取り組みます。

##### <個別施策>

###### 伝統文化の保存・継承の支援

伝統芸能の活動や公演の場の提供等を通して、後継者の育成等を支援するとともに、子供たちを含めた多数の区民が伝統文化・伝統芸能に触れる機会の充実を図り、伝統文化芸能への理解とその普及を図ります。

###### 伝統工芸の保護・育成

品川区に伝わる伝統工芸を守り伝えるため、理解・普及を図るとともに、伝統工芸発展のための活動を支援します。

###### 地域の歴史の継承

品川区の歴史を取りまとめ、次代に伝えます。特に現状の区史で整理されていない昭和 50 年代以降から現在までを編纂します。こうした歴史などを、品川歴史館機能を活用して出張展示を行うなど、品川区の歴史の普及啓発に努めます。

###### 文化財の保存・活用

地域の歴史的文化資源を掘り起こし、指定文化財の保存・活用に努めます。



## 基本方針 1 - 5 生涯学習・スポーツを振興する

### 取り組みの方向性

生涯学習の振興のための環境整備を推進するとともに、多様化する利用者ニーズに応じた学習内容の提供や学習成果を社会に還元する仕組みの構築、地域コミュニティに根ざしたスポーツクラブの設置など、自立的・自主的な学習活動を推進するための支援体制を構築します。

### 現在の状況

品川区では、生涯学習・生涯スポーツに対する多様なニーズを受けて、ライフステージに応じた学習内容の提供および学習機会の充実に努めてきました。公園運動施設等の利用のための施設予約システムや図書館へのインターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設など、利便性向上や新しいサービスの提供を図ってきました。

これらの取り組みによって、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動や地域活動の展開がみられるようになってきました。また、スポーツ関連施設や社会教育施設の利用、図書館貸出冊数等も増加してきています。

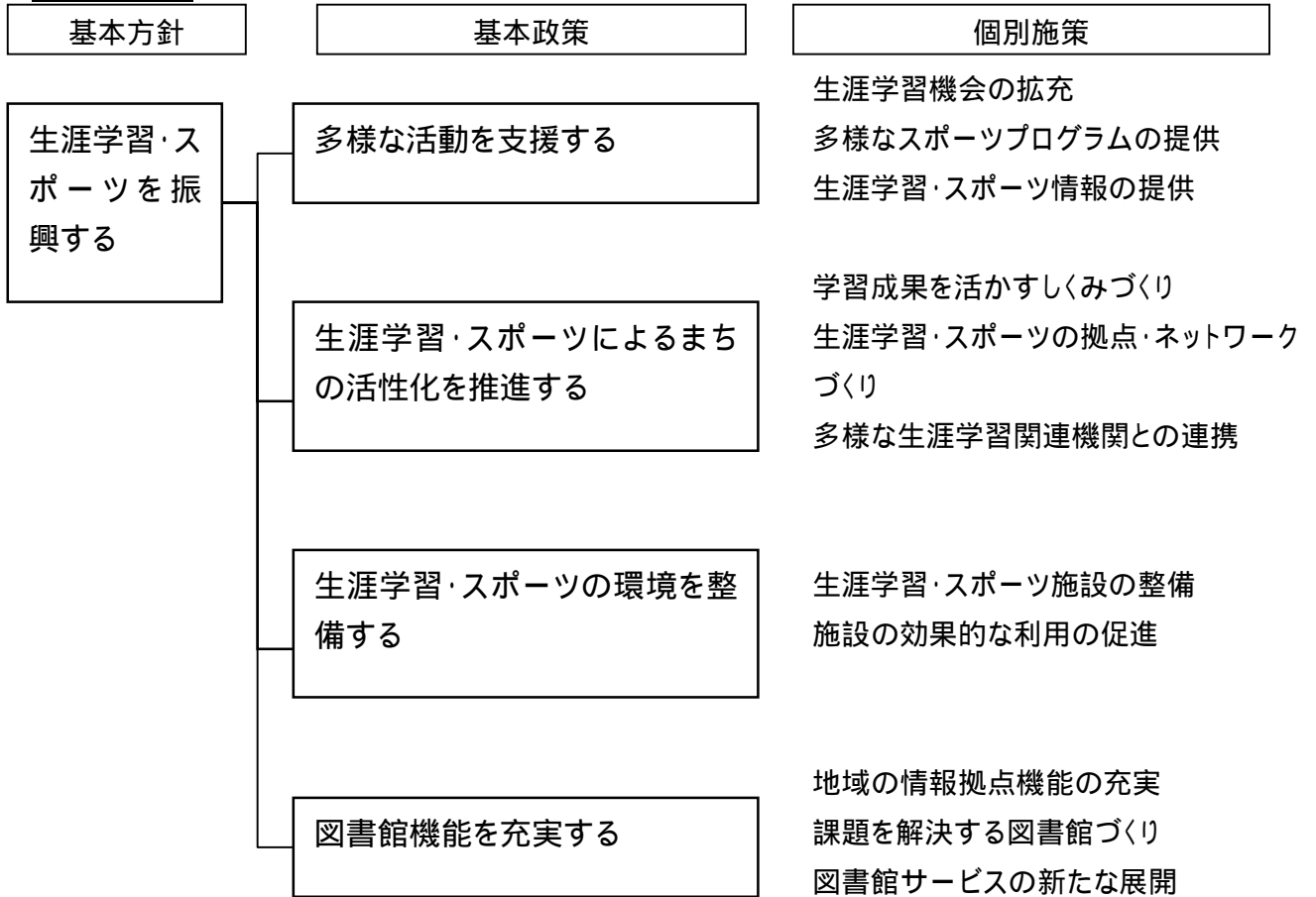
### 今後の課題

区民のニーズの拡大と多様化が想定されるなか、区民の自立的・自主的活動を育て、区民との協働による生涯学習のしくみを構築することが求められています。

また、区民のスポーツ機会を増やし生涯スポーツ社会を推進していくために、身近なところでいつでも誰もがスポーツに親しめる地域に根ざした自主運営によるスポーツクラブの設置や、質の高いスポーツ指導者の育成等が求められており、そのためには、スポーツ関連機関・団体の連携が不可欠です。

今後は、団塊世代をはじめとした区民の学習活動、地域活動の活発化が予測され、これに連動して、情報拠点としての図書館に対する期待の増大も見込まれることから、課題解決機能の充実、利用者ニーズに即した新しいサービスの展開など多様な図書館機能の充実も求められてきます。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-5-1：多様な活動を支援する

区民一人ひとりが生涯を通じて自主的・主体的に多様な活動を行うことができるよう、生涯学習機会とスポーツプログラムの拡充を図るとともに、生涯学習・スポーツに関する情報の提供に努めます。

#### <個別施策>

##### 生涯学習機会の拡充

現在の社会的要請を考慮し、ライフステージに合わせた生涯学習プログラムを構築します。

##### 多様なスポーツプログラムの提供

年齢や障害の有無に関わらず生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる社会を実現するため、ライフステージ等に応じた多様なスポーツプログラムを提供します。

##### 生涯学習・スポーツ情報の提供

区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を促進するため、情報・交流の機会として、インターネットや情報誌による情報発信・交流の場づくりに努めます。

### 基本政策 1-5-2：生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図ります。

#### <個別施策>

##### 学習成果を活かすしくみづくり

ボランティア講師や、地域貢献のボランティア育成など、区民の学習活動をまちづくり、地域づくりに活かす生涯学習システムを構築します。

##### 生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり

文化センターをはじめとした区の施設を地域の生涯学習の拠点として位置づけ、自主グループやボランティア団体、NPO等とのネットワークづくりを進めます。

また、自主運営によるスポーツ活動を促進し、スポーツに関わる関連機関・団体の連携を促します。

##### 多様な生涯学習関連機関との連携

区内の高校・大学、民間企業と連携し、地域全体で多様な生涯学習を推進します。

### 基本政策 1-5-3：生涯学習・スポーツの環境を整備する

区民の学習活動やサークル活動が活発に展開され、また、学習活動内容が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツの環境の充実が求められています。そのため、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の生涯学習活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備します。

#### <個別施策>

生涯学習・生涯スポーツ施設の整備

文化センター、図書館など、計画的改修・整備を推進します。

施設の効果的な利用の促進

今後拡大する生涯学習・スポーツの需要に応え、新たな活動の場や地域コミュニティを活用した運営方法について検討します。

#### 基本政策 1-5-4：図書館機能を充実する

生涯学習社会、高度情報社会を迎え、さらに活発化する区民各層の学習活動や地域活動を支援するため、多様な図書館機能の充実が求められています。これまで、インターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館開設、子ども読書活動の推進、窓口等業務委託など先駆的な施策を実施し、サービスの充実に努めてきました。今後は、地域の情報拠点機能の充実や課題解決型図書館づくり、新たな図書館サービスの提供に努め、魅力のある図書館づくりを推進します。

##### <個別施策>

###### 地域の情報拠点機能の充実

学習活動や地域活動の活発化に合わせ、情報社会に対応した新しい資料や情報機器の充実を図ることにより、地域の情報拠点として整備を推進します。

###### 課題を解決する図書館づくり

区民が抱える様々な現代的課題の解決を支援するため、医療・健康、子育て、音楽・文化等に関する資料コーナーを開設します。あわせて、時代になかった様々な情報講座を開催し、豊富な資料の有効活用と絡めて課題解決機能の充実を図ります。また、品川区子ども読書活動推進計画に基づき、地域・家庭・学校と連携し、子どもの読書活動を推進します。

###### 図書館サービスの新たな展開

進展する情報社会に対応するため図書館電算システムの改善を図ります。また、新規利用者層の開拓を図るため、これまで図書館を利用する機会の少なかった区民や情報収集が不得手な人たちのニーズに即した施策をNPO等他団体と連携して実施していくなど、新たな手法を探りつつ展開していきます。同時に、区民の利便性に配慮したきめ細かいサービスの拡充も図っていきます。

## 基本方針 1 - 6 国際交流を推進する

### 取り組みの方向性

品川区は、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図ります。

### 現在の状況

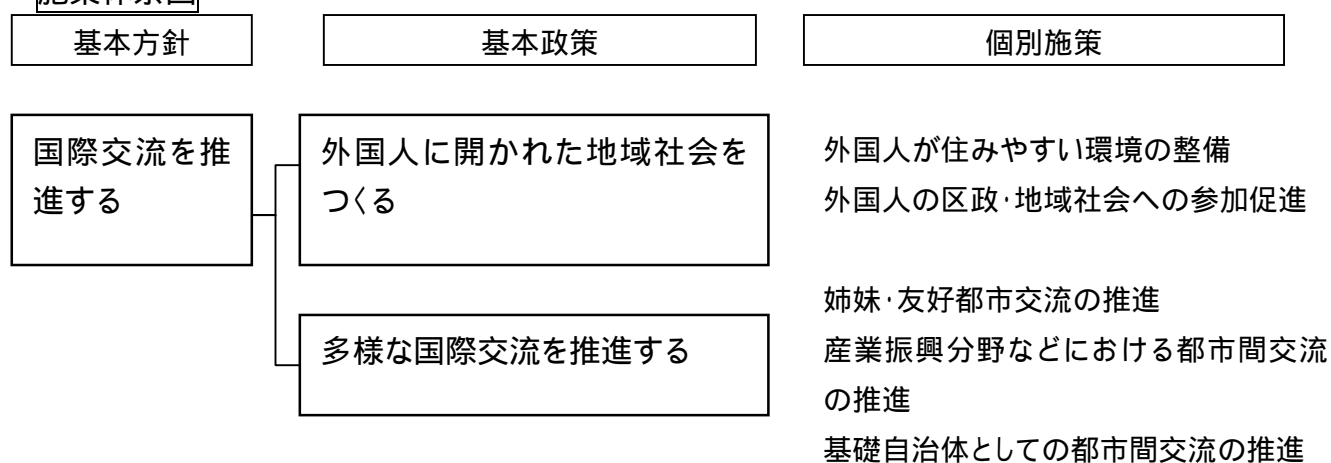
外国都市との交流については、昭和 59 年（1984 年）に姉妹都市提携をした米国メイン州ポートランド市をはじめ、スイス・ジュネーヴ市、ニュージーランド・オークランド市とは友好都市提携を行い、次代を担う青少年のホームステイ相互派遣など、国際交流事業に力を注ぎ、区民の間では国際相互理解が深まりつつあります。

### 今後の課題

近年、品川区で暮らす外国人の人口は増加傾向にあります。こうした中、品川区は日本の表玄関の一都市として、在住外国人とともに住みやすい環境をつくることが求められています。そのためには、街の外観や暮らしをとりまく環境の整備に加え、区内在住外国人が地域に溶け込めるよう、身近な交流を深めることが重要となってきました。このため、今後は、外国人が参加できる事業を展開し、地域における異文化への理解と尊重の精神を普及・啓発します。

さらに、産業振興分野などの様々な分野および基礎自治体間におけるアジア地域の都市との交流を促進し、多様な国際交流を展開します。

### 施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 1-6-1：外国人に開かれた地域社会をつくる

地域の国際化に対応するため、外国人向けに情報提供や相談業務などを充実させ、外国人が生活しやすい環境の整備を推進します。また、地域行事などへの外国人の参加を促し、外国人に開かれた地域社会づくりに努めます。

#### <個別施策>

##### 外国人が住みやすい環境の整備

在住外国人が暮らしやすいよう、外国人向けの情報提供を充実します。また、外国人向けの相談業務を充実し、外国人の意見を区政に反映できる環境を整備します。

##### 外国人の区政・地域社会への参加促進

在住外国人が地域に溶け込めるよう、居住する地域への理解を図るとともに、地域行事などへ気軽に参加、交流できるような体制を整えます。

### 基本政策 1-6-2：多様な国際交流を推進する

現況の姉妹・友好都市交流に加え、地域における外国文化との交流を深め、異文化への相互理解を図ります。また、若い世代を中心に、国際社会への架け橋となる人材の育成を行っていきます。

さらに、産業振興分野などの様々な分野および基礎自治体間におけるアジア地域の都市との交流も行っていきます。

#### <個別施策>

##### 姉妹・友好都市交流の推進

人と人との草の根交流を基調に相互理解と友情のきずなを深め、ひいては世界平和の維持に貢献できるよう、区民一人ひとりが国際文化を理解し、さらには国際社会で活躍できる力を育めるよう国際交流を推進します。

##### 産業振興分野などにおける都市間交流の推進

区内企業の海外取引や進出をより一層活発化するために、産業振興分野における主要な都市との交流を推進します。また、他の分野においても、都市間交流を図ります。

##### 基礎自治体としての都市間交流の推進

アジア地域の都市との基礎自治体としての交流を行います。

## 2. 未来を創る子育て・教育都市

### 基本方針 2 - 1 子育て、親育ちを支援する

#### 取り組みの方向性

子育て環境が大きく変容をとげている中で、親自身が子育ての自覚と自信をもてるよう、親の育ちを支援するとともに、子育ての相互援助活動など、失われつつある子育て力を再構築し、子どもを生き育てることの楽しさを実感できる地域社会をめざします。

#### 現在の状況

少子化や核家族化のなかで、子育てについて十分な知識や心構えを身に付けていない親や、子育ての悩みを一人で抱え込んでしまう親も少なくありません。こうした状況から、親同士の交流や学びの場と機会の提供、相談などを実施するチャイルドステーション事業を展開しています。また、児童センターでの親子サロン・幼児クラブや保育園での一時保育・オアシスルームなどの在宅子育て支援の充実も図っています。保健所・保健センター等では、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。

この他、子育てに係る地域での支え合いを充実するため、ファミリー・サポート事業など、育児の相互援助活動を支援する取り組みを行っています。

さらに、年末保育、延長夜間保育、休日保育、病児保育等多岐にわたる保育事業を実施し、子育て世帯の多様化するニーズに対応するとともに、幼保一体施設の開設や、認証保育所の誘致等により、需要に対応した保育施設の整備を推進しています。また、幼児教育については、就学前の乳幼児に対して保育・教育の内容充実に努めています。



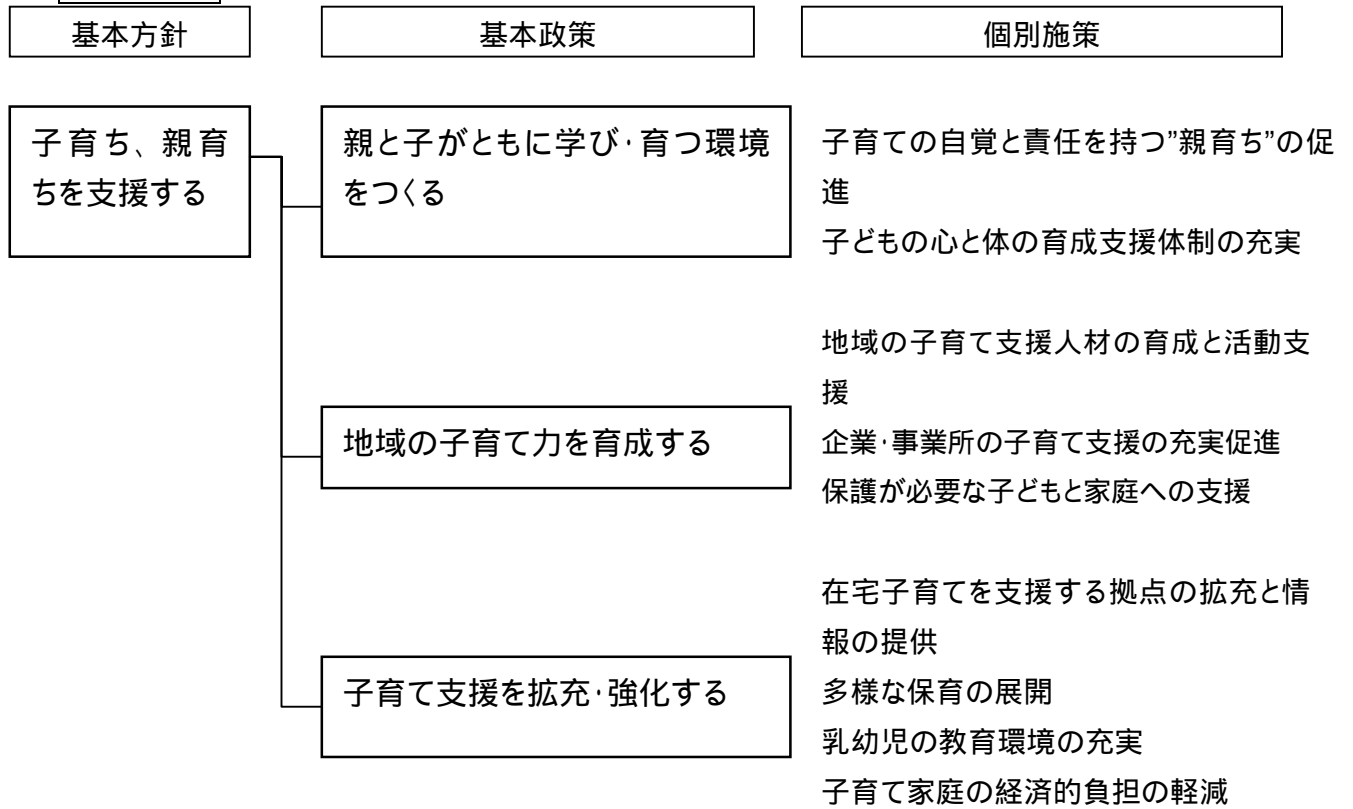
## 今後の課題

親と子がともに学び、成長していくことのできる環境を整備するとともに、行政によるサービスを利用するだけでなく地域での人と人のつながりを大切にし、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や児童虐待、障害など特に困難な状況にある子どもや家族を地域の支え合いによって支援していく取り組みを強化し、専門的相談、支援、関係機関との連携を一層充実していくことが求められています。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、保育園、幼稚園、小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、次世代育成支援の取り組みとして、子育てに関する不安や悩みの相談機能の充実、親子同士の交流や育児疲れ解消のための場の整備、働き方の見直しや勤務時間の多様性に応じた柔軟な保育、育児休業とつながる保育園への円滑な入園の仕組みづくりなど、家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実が望まれます。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進展や都市部のライフスタイル等の特質から親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる中学生、高校生、大学生世代への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てにいたる段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子が共に学び、育つ環境を整備します。

#### < 個別施策 >

##### 子育ての自覚と責任を持つ「親育ち」の促進

親自身が親となるまでに、多様な子育て場面に関わることが少ない実態を踏まえ、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児とのふれあいを通して子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。また、自らの子育てに対する自信喪失、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをおして親育ちを支援します。

##### 子どもの心と体の育成支援体制の充実

妊娠・子育ての安心のために専門相談の機会を提供します。また、乳幼児の保護者に対し、のびのびと育児ができるよう、子育てに関する知識の普及や子育て情報の提供、地域における支え合いの仕組みを構築します。

## 基本政策 2-1-2：地域の子育て力を育成する

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄な社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、地域の子育て体制を構築するとともに、企業の子育て支援対策をバックアップし、地域の子育て力を育成します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化などにも努めていきます。

### <個別施策>

#### 地域の子育て支援人材の育成と活動支援

地域における子育て力を高め、地域社会が一体となって子育てを行うために、子育てを経験した団塊世代のマンパワーの活用や様々な団体との協働により、地域子育て力の再生を図ります。

#### 企業・事業所の子育て支援の充実促進

社会的な育児支援制度の充実を促すため、出産後に職場復帰した女性の子育て支援、事業所内保育所の整備促進等企業の子育て支援体制構築をバックアップします。また、区内中小企業の優秀な人材の確保に向けた、企業における子育て支援策を促進します。

#### 保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加のなかで、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を構築します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止に努めます。

### 基本政策 2-1-3：子育て支援を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、地域子育て支援センター等の拠点施設を整備し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体への支援を強化します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や未就学の子どもに対する、均一で質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

#### <個別施策>

##### 在宅子育てを支援する拠点の拡充と情報の提供

家庭に引きこもりがちな親子が気軽に集えるように、地域子育て支援センターを整備し、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援を通して、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

##### 多様な保育の展開

社会情勢の変化に伴い、ワークシェアリング、パートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施するとともに、保育施設の整備や充実等により保育環境の向上を図る他、区有施設の活用や認証保育所等の誘致などにより、受け入れ枠の拡大を図ります。

##### 乳幼児の教育環境の充実

幼稚園・保育園を問わず、未就学の子どもに均一で質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けての啓発を行ない、小学校への円滑な接続をめざします。また乳幼児教育を効率的および効果的に実現するために、職員研修や教育教材の充実および保育教育環境の向上に努めます。

##### 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てができるよう子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。また、在宅子育て家庭と就労子育て家庭それぞれの子育て支援策についても検討します。

## 基本方針 2 - 2 学校教育の充実を図る

### 取り組みの方向性

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン 21』」を通して学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成していきます。

### 現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成 11 年（1999 年）に「品川の教育改革『プラン 21』」を策定し、学校選択制、外部評価者制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを導入し、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域とともに新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成 18 年度（2006 年度）より、小中一貫教育を全ての区立小・中学校で実施し、子どもの状況にあわせて、9 年間一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

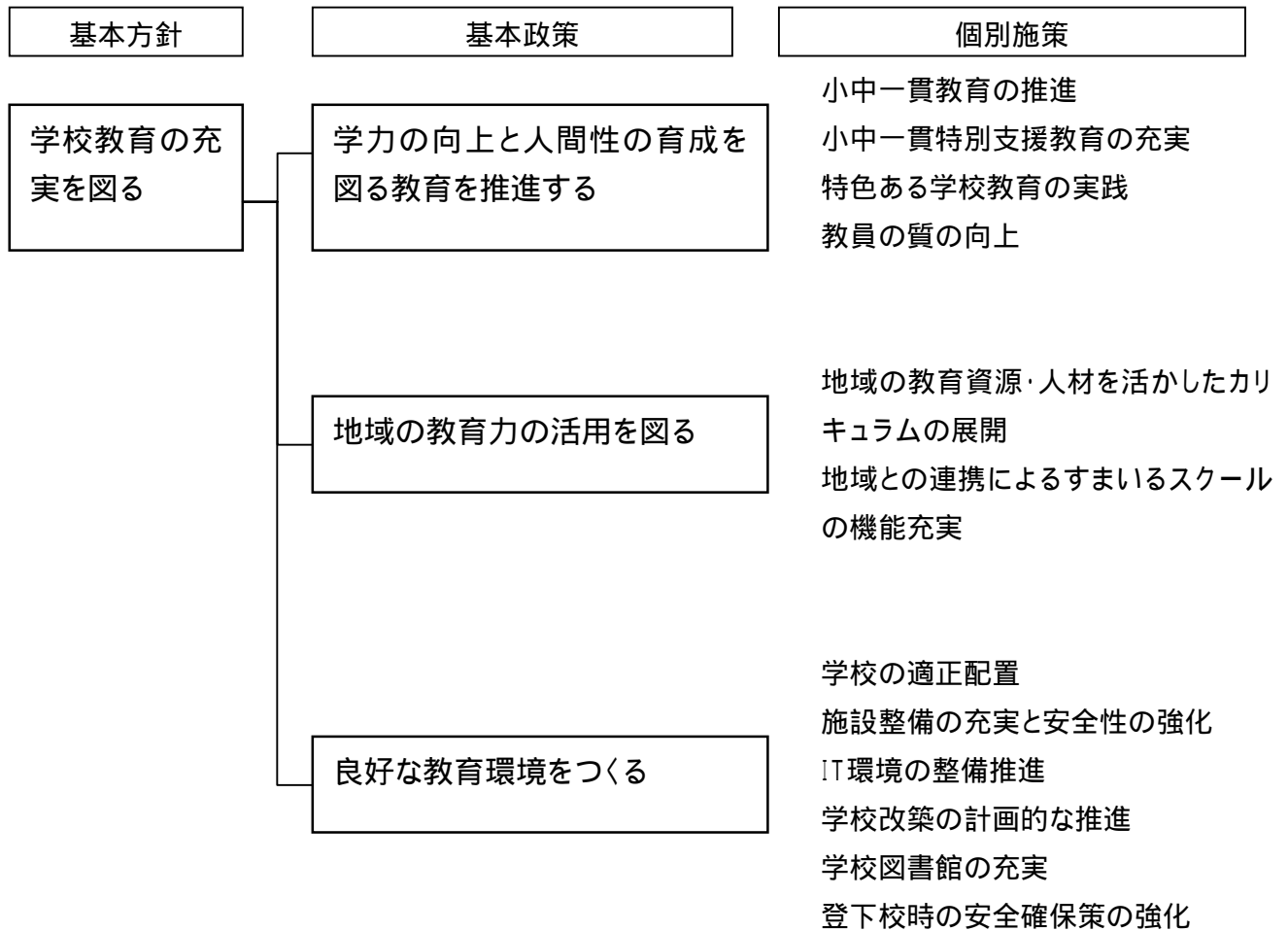
学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていきこうという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小・中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約 3 割となっています。一方で、少子化の進展等により小規模な学校が増えるなどの状況が生まれています。

## 今後の課題

教育の目標に掲げる子どもの基礎学力の定着・向上や、人間性の育成のために導入した小中一貫教育や市民科などを各学校に定着させ、推進していくことが求められています。また、特別支援教育や区費教員独自採用、各学校が特色として導入した様々な教育活動が子どもや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さらに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いていくことが必要です。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけでなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応えうる学校力の高い学校づくりを推進していくことが求められています。また、乳幼児が小学校へスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

施策体系図





## 取り組みの内容

### 基本政策 2-2-1：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成 18 年度（2006 年度）から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出した上で、保護者や地域のニーズに応えながら、小中一貫教育を推進・充実させるとともに、小中一貫教育における多様で特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、小中一貫教育の円滑・継続的な推進のため、小中一貫教育の指導的立場となる教員の区独自採用や資質向上のための研修を徹底します。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育においては、個の発達に即して、支援を継続的に行うシステムづくりという考え方を基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などにより、児童・生徒の支援に取り組みます。

## < 個別施策 >

### 小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、全ての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。あわせて新設の市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、副教科書、教材の改訂・整備を行うと共に、指導体制の工夫やそのための人的措置の充実を図ります。

### 小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を有する児童・生徒の増加に伴い、特別支援学級（通級：情緒）を開設するとともに、障害のある児童・生徒のニーズに応じた介助員や学習支援員配置の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーター等の養成およびスキルアップのための研修の充実により、教員の特別支援教育に関する理解を深め、指導力の向上に努めます。

### 特色ある学校教育の実践

小中一貫教育を通して各校（連携グループ）が多様な指導形態、ステップアップ学習等特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成するスチューデント・シティ、ファイナンス・パーク等の充実を図ります。

### 教員の質の向上

校区外部評価並びに専門外部評価の結果を踏まえ、自らの教育活動をより向上させるような教員の意識改革を図るとともに、教員の職層やキャリアに応じた教員研修や先進的な取り組みを行っている区内の小中学校に教員を派遣する区内留学制度等を通して、教員の資質向上に努めます。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に進めるため、区費で独自に優秀な教員を採用し、教員の増員を図って学力の向上と人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

### 基本政策 2-2-2：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。これによって、家庭・地域・学校の連携体制を強化し、児童の健全育成や地域課題に対する三者連携による取り組みを図ります。

#### <個別施策>

##### 地域の教育資源・人材を活かしたカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

##### 地域との連携によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して、児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、教育委員会と学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域が共同して児童を育成する場所とします。

### 基本政策 2-2-3：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、地域バランスを勘案した学校配置計画を作成し、順次実施するとともに、校務および教務の電子システム化による学校経営・運営の効率化の促進および学校教育におけるIT基盤の整備を推進します。さらに、学校施設の整備の充実や耐震化の推進、防災拠点としての機能強化など学校の安全管理の徹底や学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図ります。

#### < 個別施策 >

##### 学校の適正配置

施設の老朽化や学校規模、地域バランス等を総合的に考慮し、区立小中学校の適正な配置計画を検討し、推進します。

##### 施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。

##### IT環境の整備推進

学校におけるIT基盤の整備を促進し、校務および教務を電子システム化することで、学校経営・運営の効率化を促すとともに、学校教育での利活用を図ります。

##### 学校改築の計画的な推進

学校配置計画に則り、校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

##### 学校図書館の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、品川図書館と連携して児童・生徒の読書習慣の確立を支援するとともに、魅力ある学校図書館の整備を推進します。

##### 登下校時の安全確保策の強化

登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

## 基本方針 2 - 3 次代を担う青少年を育成する

### 取り組みの方向性

異世代・異年齢層との交流や自然・社会体験を通じて社会性を身につけるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、青少年の健全育成を支援し、そのために必要な家庭や学校、地域社会が連携した仕組みづくりに努めます。

### 現在の状況

近年、青少年をめぐる不登校・ひきこもり等の問題への対応や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきていることについて、若者の社会的自立を支援する必要性が高まってきています。また、有害サイトを利用した犯罪や不健全図書の販売など、青少年を取り巻く環境は依然として問題点が多くあります。

こうした青少年を取り巻く環境にあって、青少年健全育成のためのさまざまな取り組みが進められています。成長期において、さまざまな体験を通して、人とふれあうことは、社会性、協調性、自主性などを学ぶ上で重要であることから、少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

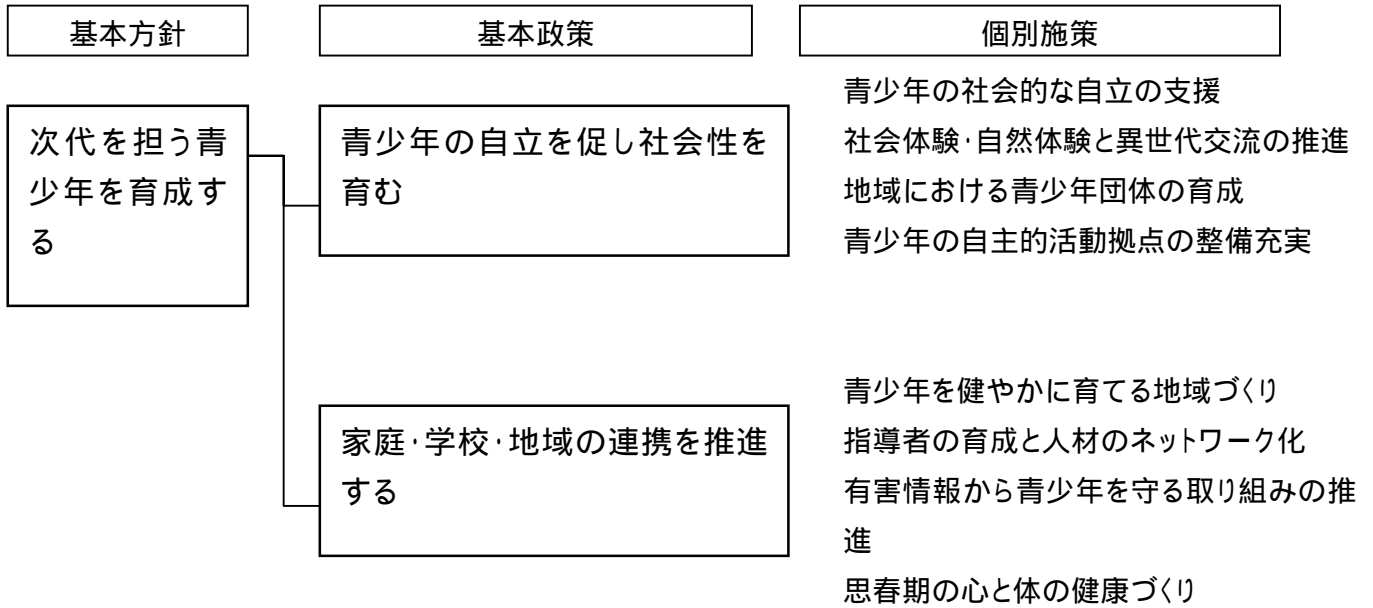
また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けての様々な事業や明るい家庭づくりへの啓発事業、保健所・保健センター等による思春期の心身の健康のための専門相談や講演会の開催、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

### 今後の課題

人間関係が希薄となってきた今日、心身共に健全で社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間の交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等交流の場の整備充実を図るとともに、ボランティアや自然体験・社会体験等を通して青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。また、パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組んでいくことが必要となります。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 2-3-1：青少年の自立を促し社会性を育む

自らの進路を主体的に選択できる能力を身につけることや、ボランティア活動等社会体験への参加による青少年の自立を支援するとともに、これらの活動を促進し、共に活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成に努めます。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザの整備を進め、青少年の居場所として、非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

さらに、ニートやひきこもりに対する各種相談業務の充実を図り、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発、保護者に対する専門相談事業の充実に努めます。

#### < 個別施策 >

##### 青少年の社会的な自立の支援

ニートやひきこもりになる要因・状況はさまざまであり、きめ細やかな相談や基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設け、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できる職業に対する教育の充実を図ります。また不登校・暴力に悩む家族の学習の機会を提供します。

##### 社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動への参加機会を地域との協働により提供します。

##### 地域における青少年団体の育成

青少年の社会参加活動・自然体験活動を促進するために、文化・スポーツ活動・ボランティア活動などに取り組む組織やリーダーを育成・支援します。

##### 青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。

## 基本政策 2-3-2：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と行政とが連携・協力して取り組むことが必要であり、相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るための取り組みは、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における若手を含めた指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域一体となった健全育成を推進します。

### <個別施策>

#### 青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設けたり、連携した事業を実施します。

#### 指導者の育成と人材のネットワーク化

地域の青少年健全育成事業を推進するために、ジュニアリーダー教室の卒業生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで健全育成活動の一層の推進を図ります。

#### 有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等が危険性をもつことがあることへの理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみでの健全育成活動を推進します。

#### 思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医による相談機会を提供します。



## 基本方針 2 - 4 平和で人権が尊重される社会をつくる

### 取り組みの方向性

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合っ社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和で人権が尊重される社会を構築します。

### 現在の状況

平和の実現に向けて制定された「非核平和都市品川宣言」は、制定から 20 年を経て、平和派遣事業や記念事業の展開により、平和の大切さを次世代に伝えていきます。また、制定後 15 年を経過した「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民の中に浸透しつつあります。

男女共同参画については、行動計画を策定しているほか、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムの開催等により、意識が高まりつつあります。

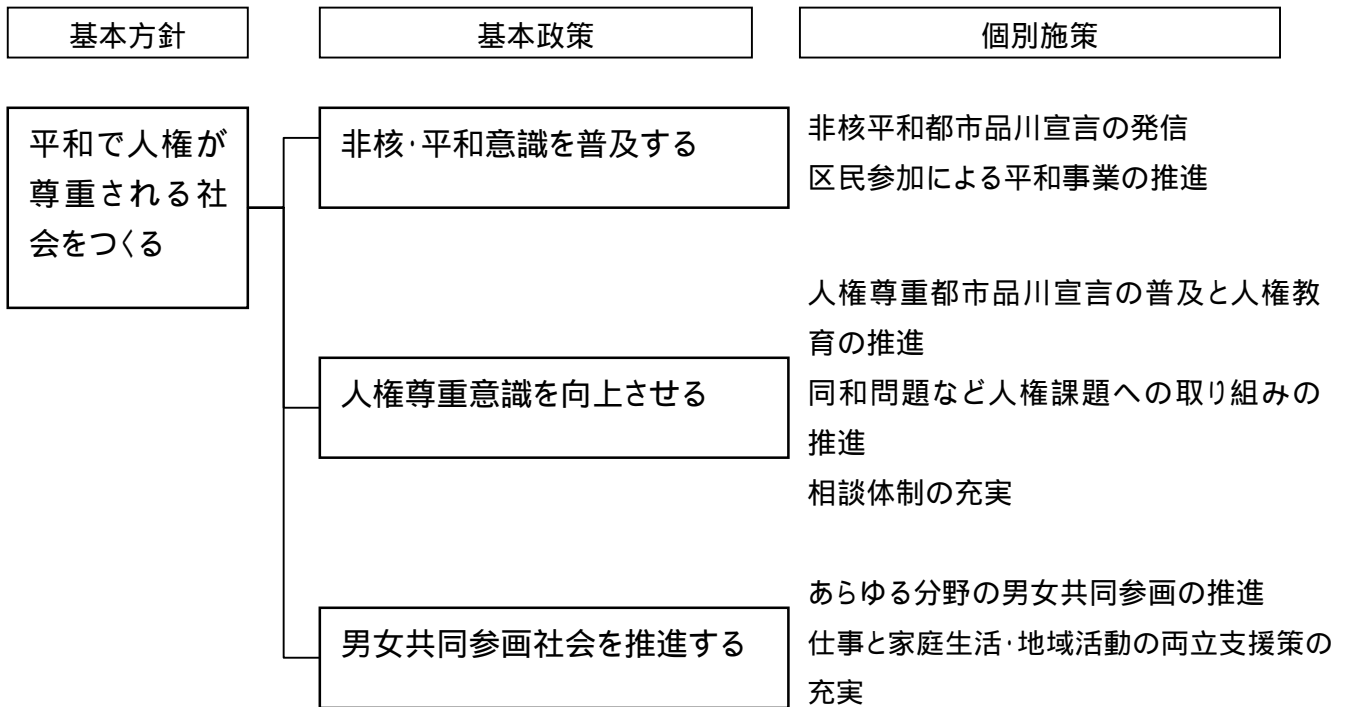
### 今後の課題

区民一人ひとりが身近なところで戦争の悲惨さを理解し、平和を考える機会をつくり、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、新たな行動計画の策定を進めると共に、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを強化していきます。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 2-4-1：非核・平和意識を普及する

現況の被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業の充実に加え、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開します。また、日常生活の中から平和の尊さを理解します。

#### <個別施策>

##### 非核平和都市品川宣言の発信

現況の平和派遣事業に加え、新たな事業展開により区民一人ひとりが世界平和を考える機会をつくります。また、「非核平和都市品川宣言」を理解し、品川から平和の大切さを広めていくため、平和を祈念する事業を推進します。

##### 区民参加による平和事業の推進

身近な生活において一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。日常生活の中から平和を考える機会に触れ、平和の尊さへの理解を深めます。

### 基本政策 2-4-2：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及、啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

#### <個別施策>

##### 人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

##### 同和問題など人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発をおこなうとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

##### 相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

### 基本政策 2-4-3：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を發揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図りながら、男女がともに責任を分かち合っ社会に参画し、豊かな自己実現をすることが可能な社会を構築します。

#### <個別施策>

あらゆる分野での男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能力と個性を發揮できる社会をつくります。

仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を行うことを支援します。

### 3. みんなで築く健康・福祉都市

#### 基本方針 3 - 1 区民の健康づくりを推進する

##### 取り組みの方向性

かつてない高齢社会を迎える中で、地域が活力を維持し、区民がいきいきと暮らしていくためには区民一人ひとりの心と体の健康維持・増進が不可欠です。そのため、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。また、疾病等の予防対策を充実するとともに、安心して暮らせる地域医療体制の整備を推進していきます。

##### 現在の状況

近年、運動不足や不規則な食生活、喫煙、飲酒などにより引き起こされるメタボリックシンドロームからの脳血管疾患や心疾患、糖尿病、がん疾患等の生活習慣病が増加しており、疾病構造が大きく変化しています。

また、平成 20 年（2008 年）4 月からの医療制度改革により医療保険者に特定健康診査、特定保健指導が義務化されました。

こうした中で、国では平成 14 年（2002 年）の「健康増進法」、平成 17 年（2005 年）の「食育基本法」や平成 18 年（2006 年）の「がん対策基本法」および「自殺対策基本法」を制定し、増加傾向にある疾病の予防に向けた対策を展開しています。区においても平成 15 年（2003 年）に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、区民生活の様々な場での健康づくりをめざした活動が展開されるよう、各種施策を実施しています。

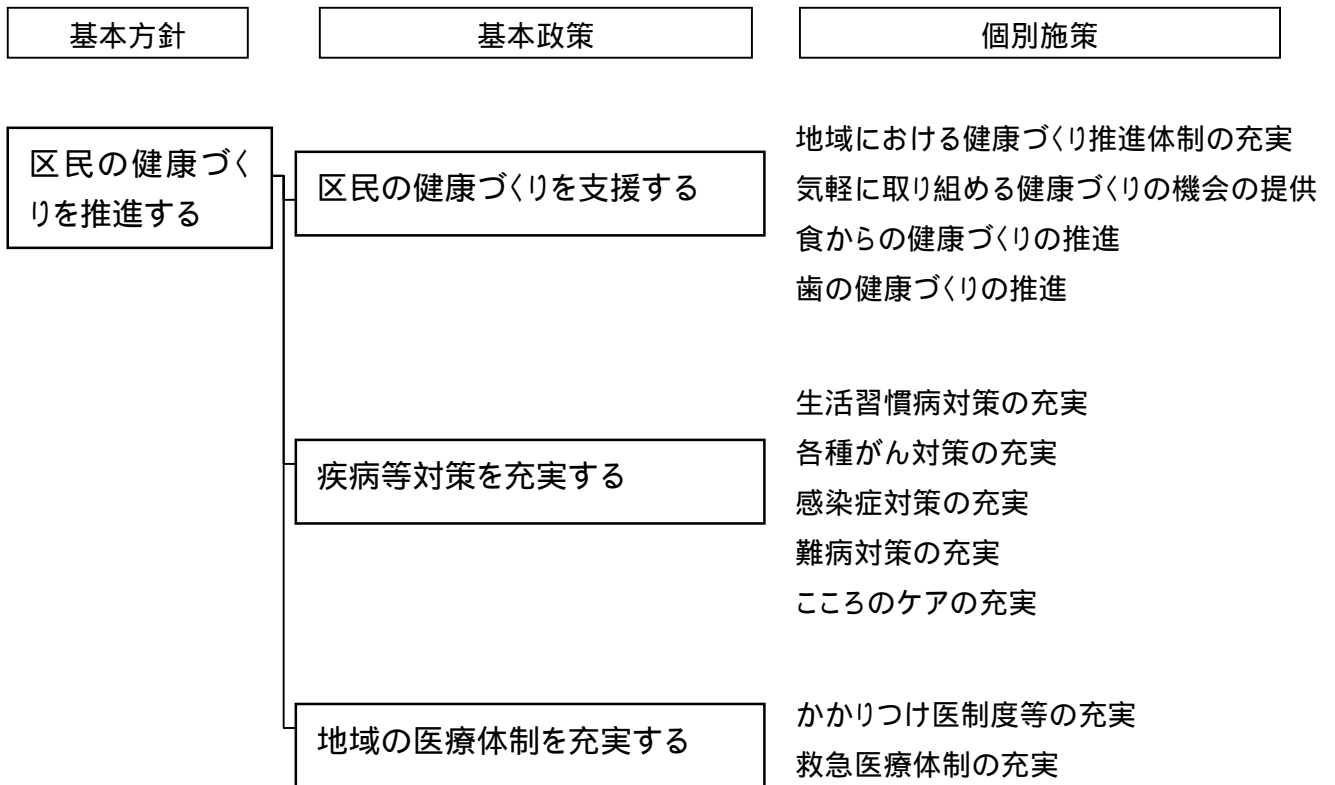
##### 今後の課題

高齢化の進展による要支援・要介護者の増加や、介護者の高齢化、核家族化、女性の就業率向上などによる家庭での介護力低下が懸念される中で、これまでに以上に健康寿命の延伸をめざした生活習慣病の克服が大きな課題となっています。

このような中で、生涯を通じた健康づくりは、区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という自覚のもと、食育の視点を入れた望ましい食生活、適度な運動、十分な休養を日常生活の中で実践していくことが必要です。そのため、健康づくりにおける地域との協働をより一層進め、区民が自主的かつ継続して取り組むことのできる環境整備が求められています。

このほか、健康の維持・増進に向けては、心の健康づくり、感染症に対する健康被害の防止、生涯を通じた健康維持に対する地域医療サービスの整備、疾患時の救命救急医療体制の充実などが求められています。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 3-1-1：区民の健康づくりを支援する

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という視点から、区民生活のさまざまな場で健康づくりの活動が展開できる体制づくりや機会の提供等を行っています。また、健康づくりの基礎となる食からの健康づくりや、その土台となる歯の健康づくりを支援していきます。

#### < 個別施策 >

##### 地域における健康づくり推進体制の充実

区民が日常的に参加することのできる自主的な健康づくり活動を活性化するため、健康を育む環境を整備し、地域における健康づくりの推進体制を充実します。

##### 気軽に取り組みめる健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人で生活習慣病の予防や介護予防に取り組むことには限界があります。健康寿命の延伸を図るため、身近な場所で区民一人ひとりが気軽に継続的な健康づくり活動に取り組めるような機会を提供します。

##### 食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は「食」にあります。健康づくりを支援するため、食品の安全性や食事と疾病の関係、食品の栄養特性など、食育の推進と啓発を行います。

##### 歯の健康づくりの推進

歯の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど豊かな人生に欠かせないものです。生涯を通じて健康な歯で過ごすための、歯科保健対策を充実します。

### 基本政策 3-1-2：疾病等対策を充実する

増加傾向にある脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うなど、生活習慣病対策を推進します。また、がん検診の精度管理および受診率向上による早期発見・治療や、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの再興感染症、うつ病等心の病気予防等の対策を進めていきます。

#### <個別施策>

##### 生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかかっている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導を実施して、生活習慣改善に向けた支援を行います。また、75歳以上の高齢者についても、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、必要な健診を実施していきます。

##### 各種がん対策の充実

がん対策の一環として、早期に発見し、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理を行うとともに、未受診者への啓発を行い受診率の向上を図ります。

##### 感染症対策の充実

区民が安全で健康に暮らせるために、エイズ、SARS、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの再興感染症対策を充実し、区民の健康被害防止を図ります。

##### 難病対策の充実

神経難病や人工透析が必要な区民などに対し特殊疾病対策の充実を図ります。

##### こころのケアの充実

うつ病や自殺予防対策など、こころの健康に関する施策の充実を図ります。



### 基本政策 3-1-3：地域の医療体制を充実する

区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近で適切な医療サービスを受けられる環境を整備し、休日や夜間などの応急診療体制を充実します。

#### <個別施策>

##### かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かかりつけ医等紹介窓口を設置し、医師、歯科医師、薬局を紹介します。また、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携を図ります。

##### 救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する夜間や休日に急に具合が悪くなった時に備えて、休日・夜間の応急診療体制を充実します。さらに、A E Dの講習を行い、救命体制を充実します。

## 基本方針 3 - 2 高齢者福祉の充実を図る

### 取り組みの方向性

長寿化とともに、団塊世代も高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、高齢者が生涯にわたり地域で暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進していきます。

### 現在の状況

区の高齢者は平成 20 年（2008 年）1 月現在で約 6.6 万人（総人口の 19.3%）であり、今後も高齢化が進行していくことが見込まれています。これまで区では、高齢者の心身状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の 3 つの類型を設定し、それぞれのニーズに即した、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」を構築し、きめ細かなサービスの提供を行ってきました。

また、介護保険制度は創設から 3 期 9 年が経過しました。平成 18 年度（2006 年度）の制度改正では地域密着型サービスが導入され、区がこの地域密着型サービス提供事業者の指定を行うことになりました。区では、制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めています。

今後、団塊世代が高齢期となり、さらなる高齢化が進む中で、国は医療制度改革の一環として療養病床の再編を進めています。平成 18 年度（2006 年度）には、24 時間対応やケアマネジャー等の連携を要件とする在宅療養支援診療所が創設されるなど、高齢者の地域での暮らしを支援する枠組みが拡充されています。

## 今後の課題

シルバー人材センターは就業率が高い一方、会員数が減少しています。「サポしながわ」は年間 300 人近い就職紹介を行っていますが、景気動向を反映し、求人・求職ともに伸び悩んでいます。高齢者クラブについては会員数が減少し、固定化しています。このように、高齢者の社会参加を支援する各組織が個々の課題を抱えており、改善に向けた事業展開が求められています。

今後、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の増加が見込まれる中、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズはさらに強まることが予想されるため、これらの世帯が在宅生活を続けられるようサービスの拡充と地域での支え合い活動の活性化が求められています。また、高齢期の多様な住まい方のニーズに応えるとともに、将来介護が必要になった時に住み続けられる住宅や入居施設への住み替えニーズにも対応していく必要があります。

また、今後の地域ケア体制においては、医師会との連携を図りながら、居住系サービスを含め、在宅療養支援診療所を中核とする「在宅療養支援体制の構築」が求められています。

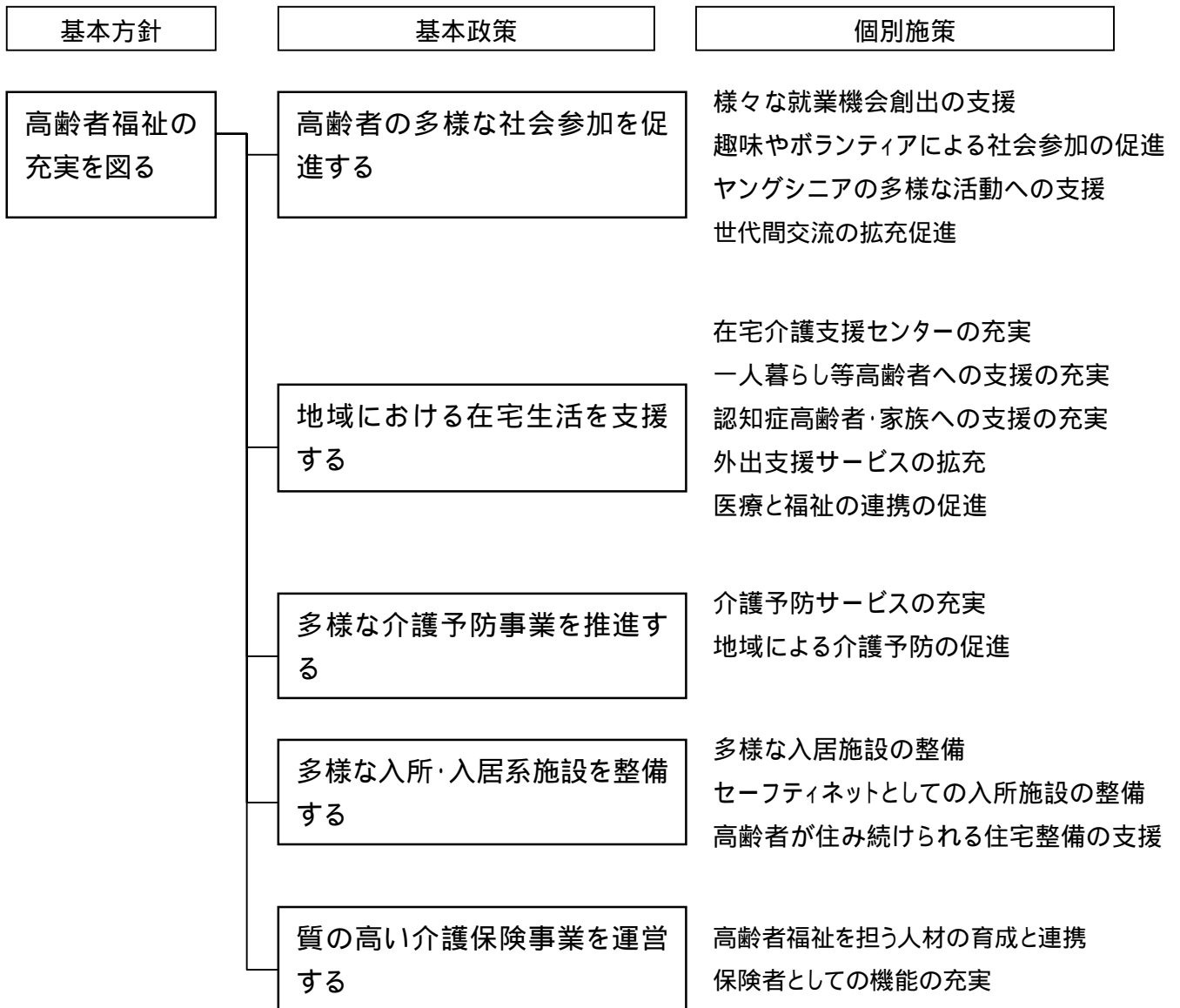
介護保険制度については、介護予防活動により要介護状態とならないことが高齢者の生活の質を高めるとともに介護サービスの効率的かつ適正な利用につながることから、介護予防事業が効果的に実施される必要があります。

健全で効率的な介護保険制度の運営が求められる中で、介護保険サービス事業所には法令遵守はもとより、より一層サービスの質の向上への取り組みが求められるため、保険者である区の指導検査、監査体制の強化が必要です。

今後、在宅においても施設においても、介護サービスの多様化と増大が見込まれますが、そうした介護現場を担う福祉職員の確保は、近年の景気の動向や意識変化などにより困難な状況にあります。

このため、福祉人材の養成を継続するとともに、その確保が困難となりつつある福祉人材を確保するための環境を整備していく必要があります。

施策体系図



## **取り組みの内容**

### **基本政策 3-2-1：高齢者の多様な社会参加を促進する**

高齢者も、明治生まれから昭和 10 年代まで含まれるように、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。団塊世代が高齢期に入る平成 27 年（2015 年）からは、この傾向はさらに強まります。こうした高齢者の多様なニーズに応えるため、「高齢者社会参加プログラム」に基づき、より効果的な支援を展開していきます。

特に、高齢者を「高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワー」として位置付け、就労や地域社会への従来以上の参画を促すための条件整備を図ります。

<個別施策>

様々な就業機会創出の支援

シルバー人材センターや「サポしながわ」<sup>1</sup>における人材派遣等新事業の展開を検討します。「サポしながわ」については、スタッフ体制を強化し、生活設計を含めた相談体制の充実を図ります。

趣味やボランティアによる社会参加の促進

今後もシルバーセンターを介護予防の拠点として活用するとともに、高齢者の社会参加の拠点としても活用できるように検討していきます。

高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすための取り組みを検討します。

また、地域貢献活動に対し一定の評価と特典を与えるポイント制度を導入し、高齢者のボランティア活動の促進を図ります。

ヤングシニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場」<sup>2</sup>を引き続き支援していきます。また、団塊世代をはじめとした、これからの高齢者の社会貢献活動を創り出していく拠点としての「しながわシニアネット」<sup>3</sup>については、好評なパソコン講習などの拡充とともに、地域での様々な実践活動を行いながら、荏原地区での展開も視野に入れ支援していきます。

世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を拡充していきます。また、「いきいき脳の健康教室」などにおいても、子どもとの交流をプログラムに組み入れていきます。

- 1 品川区シルバーセンターと品川区社会福祉協議会が連携して運営するシニアを対象とした、55才からの無料職業紹介所です。(平成14年(2002年)設置)
- 2 区立山中小学校の余裕教室を改修し、地域中高年の方に活動の場と機会を提供しています。運営も地域の方が中心となって行っています。(平成11年(1999年)設置)
- 3 シニアに必要な情報と交流や活動の場を提供し、地域社会への参画を支援しています。運営は会員互選の運営委員によっています。現在の活動拠点は東大井のいきいきラボ関ヶ原です。(平成19年(2007年)設立)

### 基本政策 3-2-2：地域における在宅生活を支援する

心身機能が低下しても住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、在宅介護支援システムを強化します。また、増加する一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者を地域の中で見守る体制の構築を図るとともに、医療との連携をさらに強め、在宅生活を支援します。

#### <個別施策>

##### 在宅介護支援センターの充実

中・重度者へのケアマネジメントの強化、軽度者に対する介護予防など、在宅介護支援システムを通して、包括的・継続的に対応していきます。このため、地域包括支援センターならびに在宅介護支援センターの適切な配置と機能強化に努めます。

##### 一人暮らし等高齢者への支援の充実

一人暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を支援します。このため、夜間対応型訪問介護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、配食サービスなど介護保険外のサービスの充実を図ります。また、コミュニティレストランなど住民共助のしくみの構築や、介護保険の対象外となる家事援助サービスの供給体制を検討します。

##### 認知症高齢者・家族への支援の充実

認知症高齢者および家族への支援として、事業者対象の専門研修の実施や家族懇談会等の家族支援に加え、平成 18 年度（2006 年度）からモデル実施している認知症サポーター養成を全区的に展開し、認知症の理解普及を進め、地域の見守り支え合いネットワークを構築します。また、高齢者虐待の早期発見・対応による要介護者と家族の支援を行います。

##### 外出支援サービスの拡充

区内においては、公共交通機関が一定程度整備されている状況にありますが、高齢者や障害者などの移動制約者に対しては、さらにきめ細かな外出支援サービスを提供することにより日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、品川区社会福祉協議会さわやかサービス等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの充実を図ります。

##### 医療と福祉の連携の促進

地域における保健、福祉、医療の連携のあり方や、具体的なケース検討の場として機能してきた地域ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な体制整備を推進します。

### 基本政策 3-2-3：多様な介護予防事業を推進する

要介護状態の発生をできる限り防ぐため、「できないことへの支援」ではなく、「もっとできるようになるための支援」という視点で、在宅介護支援システムのもと、介護予防マネジメントを実施します。

#### <個別施策>

##### 介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、高齢者の生活の質を高め、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、「デイサービスセンター活用型」などの事業をさらに充実させ、効果的かつ参加しやすい多彩なプログラムとするよう、一層の工夫を図ります。

##### 地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの介護予防事業の展開が必要です。このため、「区民との協働により実施する事業」などの一層の充実を図るとともに、一般高齢者に対しては介護予防公園を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図ります。



#### 基本政策 3-2-4：多様な入所・入居系施設を整備する

団塊世代が高齢期を迎えることにより、これまでとは異なる多様な生活様式を有する高齢者が増大するとともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者世帯等が増加することが見込まれます。このため、ケアホームなどの多様なニーズに応えられる「住まい」系施設に加えて、特別養護老人ホームの整備も進めます。

##### <個別施策>

###### 多様な入居施設の整備

団塊世代をはじめ、今後中心となる高齢者はその8割程度が現役時代雇用者であり、年金受給に関しては厚生年金受給者が増加し、基礎年金のみの受給者の割合は減少していくと言われています。また、高齢期の住まい方にも多様なニーズがあります。このため、介護を要する場合にあっては、ケアハウス制度に介護サービスである特定施設入居者生活介護を組み合わせ、また、高齢者優良賃貸住宅制度に同じく特定施設入居者生活介護を組み合わせるなど、様々な手法により品川区版のケアホームの整備を行います。

また、認知症高齢者のために、グループホームを整備します。

###### セーフティーネットとしての入所施設の整備

介護のセーフティーネットとして、中・重度者を中心に生活面でも厳しさのある区民も入所できるよう特別養護老人ホームを整備します。また、介護型療養病床の動向を踏まえ、老人保健施設の設置を支援します。

###### 高齢者が住み続けられる住宅整備の支援

高齢者の住み替えニーズに応えるとともに、既存住宅のバリアフリー化を支援します。このため、「バリアフリー住まい館」の機能を拡充し、住情報センターとして位置付けます。

また、高齢者の多様な住み替えニーズに応えるため、生活面で厳しい面のある区民も入居できる住まいを整備します。このため、高優賃制度などを活用して高齢者住宅を整備します。

### 基本政策 3-2-5：質の高い介護保険事業を運営する

これまでの制度運営と制度改正後の実績を十分に検証・分析し、的確な事業量推計による適正な保険料の設定を行います。また、安定的な制度運営に向けた人材育成や、良質な介護サービス事業者を確保するための指導強化を図ります。

#### <個別施策>

##### 高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を活かし、求人、求職を適切に組み合わせる福祉人材情報のネットワークを整備するとともに、潜在的労働力の誘導も含め人材の確保を図ります。

さらに、福祉カレッジの各種講座を一層充実し、介護スタッフとしてのケアのあり方の研鑽や技術、意欲の向上を図ります。

##### 保険者としての機能の充実

今後もさらに質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介護保険財源の適正運用のため、介護給付費の適正化を推進します。

### 基本方針 3 - 3 障害者福祉の充実を図る

#### 取り組みの方向性

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと障害種別にかかわらず障害者一人ひとりへのきめ細かな障害福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを推進します。

#### 現在の状況

区ではこれまで「地域福祉計画」を平成 15 年（2003 年）に策定し、障害者施策を充実してきました。

障害者福祉に関しては、平成 16 年（2004 年）に「障害者基本法」が改正され、同法第 9 条第 3 項に基づく「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。平成 18 年（2006 年）には「障害者自立支援法」が施行され、同法第 88 条に基づく具体的な目標達成のための「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。近年、自治体が主体的かつ総合的な障害者施策を推進していくことが求められており、区では平成 19 年（2007 年）3 月に「障害福祉計画」を含めた「障害者基本計画」を一体的に策定し施策を展開しています。

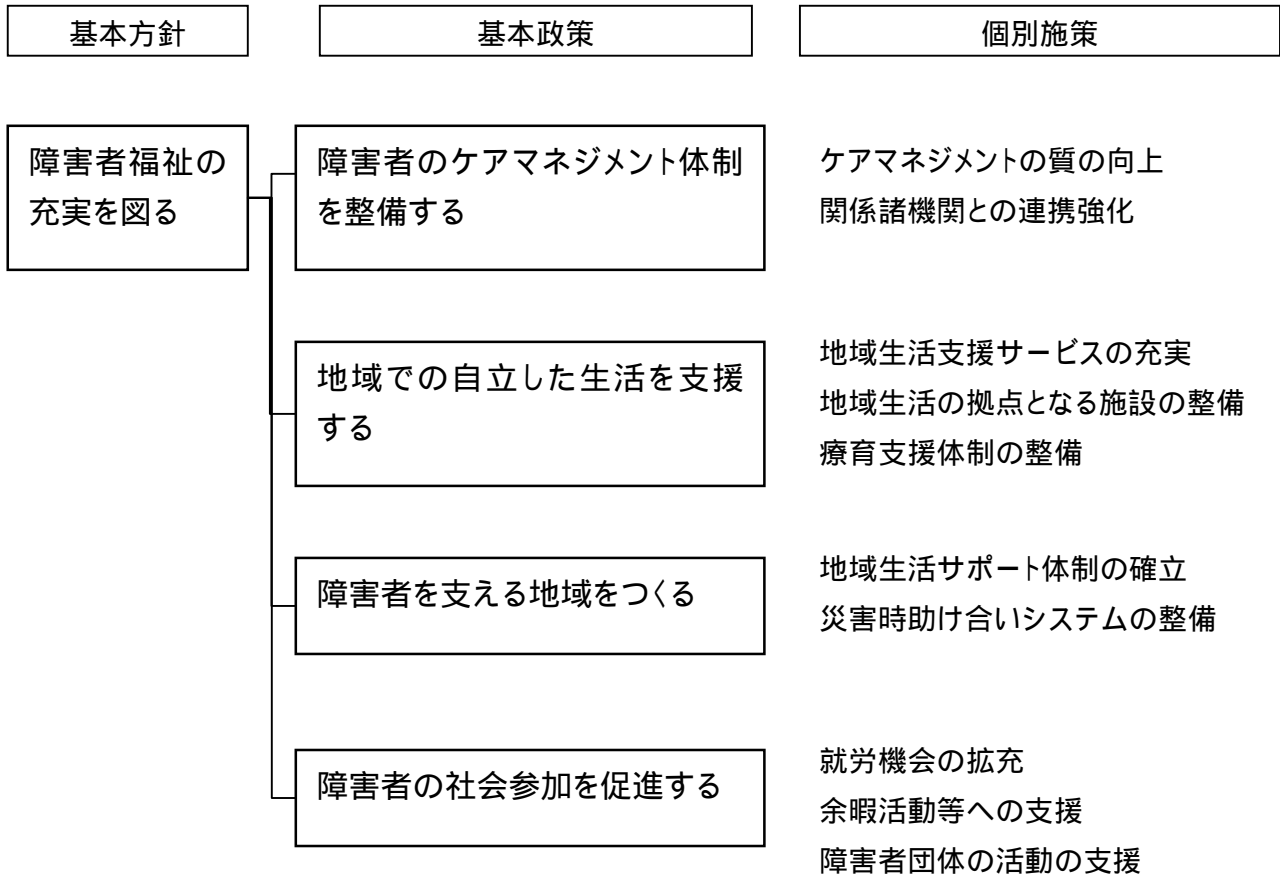
なお、「障害者自立支援法」の施行により、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されたサービスが、一元的に提供されるしくみへと変わりました。

#### 今後の課題

「障害者自立支援法」の施行により、障害の種別にかかわらず必要なサービスを、区が一元的に提供するしくみに変わったことを受け、既存サービスや、既存施設機能の再編等、総合的に進めていく必要があります。

また、高齢者福祉と同様に、障害者福祉においても、地域での自立した生活を実現していくことが求められており、障害者に対する地域での生活を支える施策の充実とともに、地域が障害者を支える環境づくりが急務となっています。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 3-3-1：障害者のケアマネジメント体制を整備する

「障害者自立支援法」の施行により、個々の障害の特性に応じた相談支援のしくみの構築が求められています。このため、ケアマネジメントを実施する拠点として身体・知的障害者については、障害者生活支援センター（区立心身障害者福祉会館内）を、精神障害者については精神障害者生活支援センター「たいむ」をまた、障害児（発達障害児を含む）については、品川児童学園内に相談・支援体制を整備しました。今後はこれらの体制を充実するなかで、ライフステージに沿った包括的・継続的な支援を展開していきます。

#### <個別施策>

##### ケアマネジメントの質の向上

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制を確立するため、それぞれの障害者生活支援センターにおける体制の確立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

##### 関係諸機関との連携強化

「障害者自立支援法」に基づく自立支援協議会において、障害福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての点検を行っていきます。また、保健・医療・教育等、各所管との支援の連携を明確にすることで、障害者の自立を促進します。

### 基本政策 3-3-2：地域での自立した生活を支援する

「障害者自立支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。また、障害者が地域で自立した地域生活を継続するための支援体制を充実します。

#### <個別施策>

##### 地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、「障害者自立支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。さらに、生涯にわたり地域で安心して生活を営めるよう、品川成年後見センターとの連携を強化します。

##### 地域生活の拠点となる施設の整備

「障害者自立支援法」の主旨に基づき、自立訓練センターを中核とした施設体系の整備を図ります。また、地域で安定し安心した生活を営めるようグループホームなどの整備支援を行います。

##### 療育支援体制の整備

発育・発達に関して支援の必要な児童に対する早期発見および早期療育体制を整備します。また、療育を必要とする児童の年齢や発達段階に応じて、関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から一貫して相談が受けられるよう、生涯にわたる療育支援ネットワークを構築します。

### 基本政策 3-3-3：障害者を支える地域をつくる

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図り、地域生活のサポート体制を整備します。また、災害時に障害者（要援護者）を支援する体制を整備していきます。

#### <個別施策>

##### 地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域のNPO法人等と連携し、常時、生活に必要な相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

##### 災害時助け合いシステムの整備

災害時に障害特性に応じた避難誘導方法等の支援体制を整備していきます。さらに、避難所における避難生活が困難な障害者について、区内福祉施設・医療機関と連携し、支援体制を整備します。

#### 基本政策 3-3-4：障害者の社会参加を促進する

障害者が地域で働きながら生活していけるよう、就労に向けた支援体制を整備します。また、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動を通じて、生活の質を高めるための支援を行います。さらに、障害者団体が自助・共助に基づき活動することを支援します。

##### <個別施策>

###### 就労機会の拡充

障害者就労支援センターと連携して、「障害者自立支援法」の基本的支援である、就労支援を強化するとともに、既存の施設等を「就労移行支援事業」「就労継続A型（雇用型）」「就労継続B型（非雇用型）」などへの移行を進め、一般就労を含め就労機会の拡充を図ります。

###### 余暇活動への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細かなサービスを提供するため、親の会などとの連携のもと、支援体制を構築します。

###### 障害者団体の活動支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体の持つ豊富な経験を活かした主体的な活動を支援します。

## 基本方針 3 - 4 地域福祉を推進する

### 取り組みの方向性

高齢者や障害者をはじめ福祉施策を必要とする人たちが、地域で安心して暮らしていけるよう、これまでの行政の取り組みに加え、区民や事業者、ボランティア団体等が中心となって、地域の中に支え合いのしくみを構築していけるよう支援します。

### 現在の状況

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や地域とのつながりを保ちながら、共に安心して暮らせる地域社会を実現するために、区では福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行っています。このような中、鉄道駅では平成 18 年（2006 年）に区内 32 駅（91%）がバリアフリー化を実現しています。他方、地域センターを中心に活動しているふれあいサポート活動など、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。

また、平成 4 年度（1992 年度）から増加が続いてきた要保護者等からの相談件数と生活保護受給者数は、景気回復や経済指標の好転からその伸びが鈍化してきています。このほか、被保護者に対する就労支援と在宅精神障害者の自立生活支援に向け、それぞれ個別支援プログラムを策定し、計画的で組織的な支援に取り組んでいます。

### 今後の課題

高齢化が進む中で、自助、公助とともに共助、すなわち、地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、孤立死が社会問題化していることなどを踏まえ、地域での見守り体制のしくみづくりが必要です。

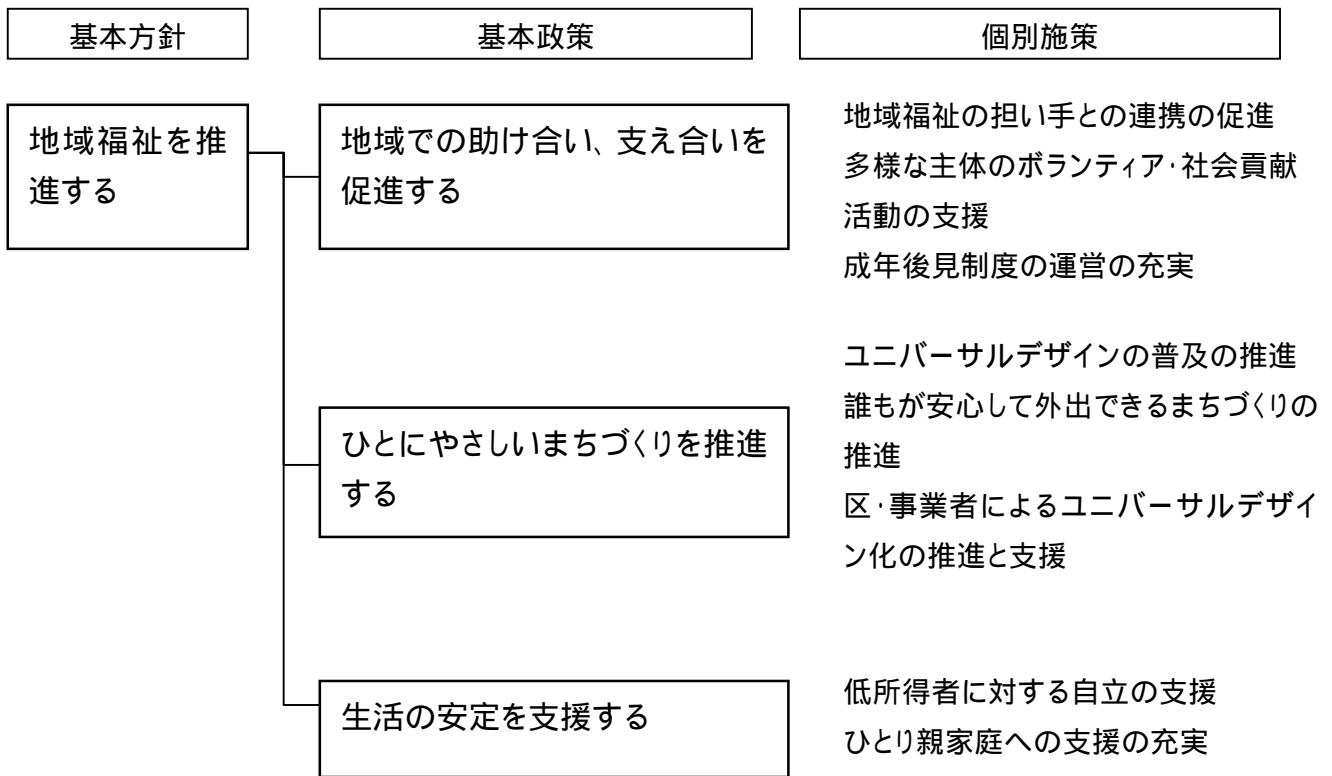
また、NPO は、地域福祉を推進するうえで今後ますます重要な役割を期待されていますが、人材や場の確保および運営資金面で課題を抱えている場合が多く、活発な活動を継続していくための支援が必要です。

一方、一般区民のボランティア活動を奨励していくためには、活動情報が分かりやすく簡単に選択できる手段とコーディネートの強化が必要です。

まちづくりの分野においては、駅舎等の公共施設のバリアフリー化をさらに進めるとともに、地域で支え合い活動の促進を図る必要があります。



施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 3-4-1：地域での助け合い、支え合いを促進する

地域福祉を推進していくため、地域での支え合い活動に対する区民の理解を促していくとともに、地域福祉の担い手がより機能できる環境を整え、誰もが地域で安心して生活できるよう、助け合い、支え合いのしくみを充実していきます。

#### <個別施策>

##### 地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、その中心である民生委員やボランティアと連携し、さらに活動しやすい環境づくりに向けた施策を展開します。

##### 多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う主体（区民（潜在的な地域貢献意欲も持つ者を含む）社会福祉法人、NPO、企業など）と支援を求める住民とのマッチングを拡充するため、情報提供やコーディネート強化を図ります。

##### 成年後見制度の運営の充実

後見人の不足や低所得者の成年後見に対応するため、社会福祉協議会が設置した「成年後見センター」を中心に地域で支えあう区民後見人を養成していきます。また、親族申立支援（仮称・後見人サポートセンターの設置）、代理申立<sup>1</sup>の本格的実施（親族が遠方、高齢等のため、後見申立ができないケースについて、「成年後見センター」が親族を代理して家庭裁判所に無償で申立）を行います。

- 1 成年後見制度における親族申立において、親族が高齢、病弱、遠隔地に居住しているなどで申立ができないときに、品川区社会福祉協議会が無償で代理申立を引き受けています。

### 基本政策 3-4-2 : ひとにやさしいまちづくりを推進する

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、区民、民間事業者、行政の協働により、ものやしくみ、こころのバリアをなくし、高齢者や障害者に限らずすべての区民が快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくりを推進します。

#### < 個別施策 >

##### ユニバーサルデザインの普及の推進

初めから障壁をつくらず、年齢、性別、個人の能力にかかわらず、すべての人々が快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインの普及啓発とその実現のための支援を推進します。

##### 誰もが安心して外出できるまちづくりの推進

誰もが安全・快適に外出できるよう、外出・移動サービスの充実や街なかの案内・誘導體制の充実、道路工事や災害時などの非日常時における安全確保を、区民、民間事業者との連携協力により推進します。

##### 区・事業者によるユニバーサルデザイン化の推進と支援

すべての区民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共建築物、道路、公園など公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。

また、多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等の事業者に対し、ユニバーサルデザイン化への意識啓発、働きかけを行うとともに、地域の活性化を図るための支援・誘導（事業者への情報提供・相談、整備のための支援など）を積極的に行います。

### 基本政策 3-4-3：生活の安定を支援する

知識と経験豊富なスタッフを配置し、低所得者が抱える生活問題について福祉的観点から適切な助言を行うことにより、諸問題の解決を図ります。また、ひとり親家庭が抱える諸問題についても、きめ細かな対応を実施していきます。特に子育て・生活支援および就業支援に重点を置き、生活基盤の安定を図ります。

#### <個別施策>

##### 低所得者に対する自立の支援

生活保護の対象者の中には、その自立を支援することにより就労に結びつくケースもあるため、ハローワークなどと連携し相談体制を強化します。

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、障害者、高齢者、ひとり親家庭などの相談窓口が、機能的なネットワークを構築して緊密に連携を図り、区民に必要な福祉情報を提供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。

##### ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等多岐にわたる支援策を用意して対応していきます。特に就労支援については自立に向けた重要な支援として強化していきます。

## 4. 次代につなぐ環境都市

### 基本方針 4 - 1 水とみどりの豊かな都市をつくる

#### 取り組みの方向性

水辺やみどりが持つ多面的な機能が、区民生活にとって、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしきみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようにしきみづくりと啓発活動を推進します。

#### 現在の状況

品川区では、これまで、「水とみどりのネットワーク」に基づき、しながわ区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善やさまざまな生物の生息場所、災害時の避難場所などの役割も期待されるようになってきました。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線をもち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）が東京都の「運河ルネッサンス構想」に基づく運河ルネッサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネッサンス協議会により、運河等に浮棧橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、運河・河川等の水辺利用の進展がみられ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善、平成 7 年（1995 年）には目黒川へ下水高度処理水、平成 14 年（2002 年）には立会川へ JR 東京駅付近の地下湧水を放流するなど、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出ること、感潮河川のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

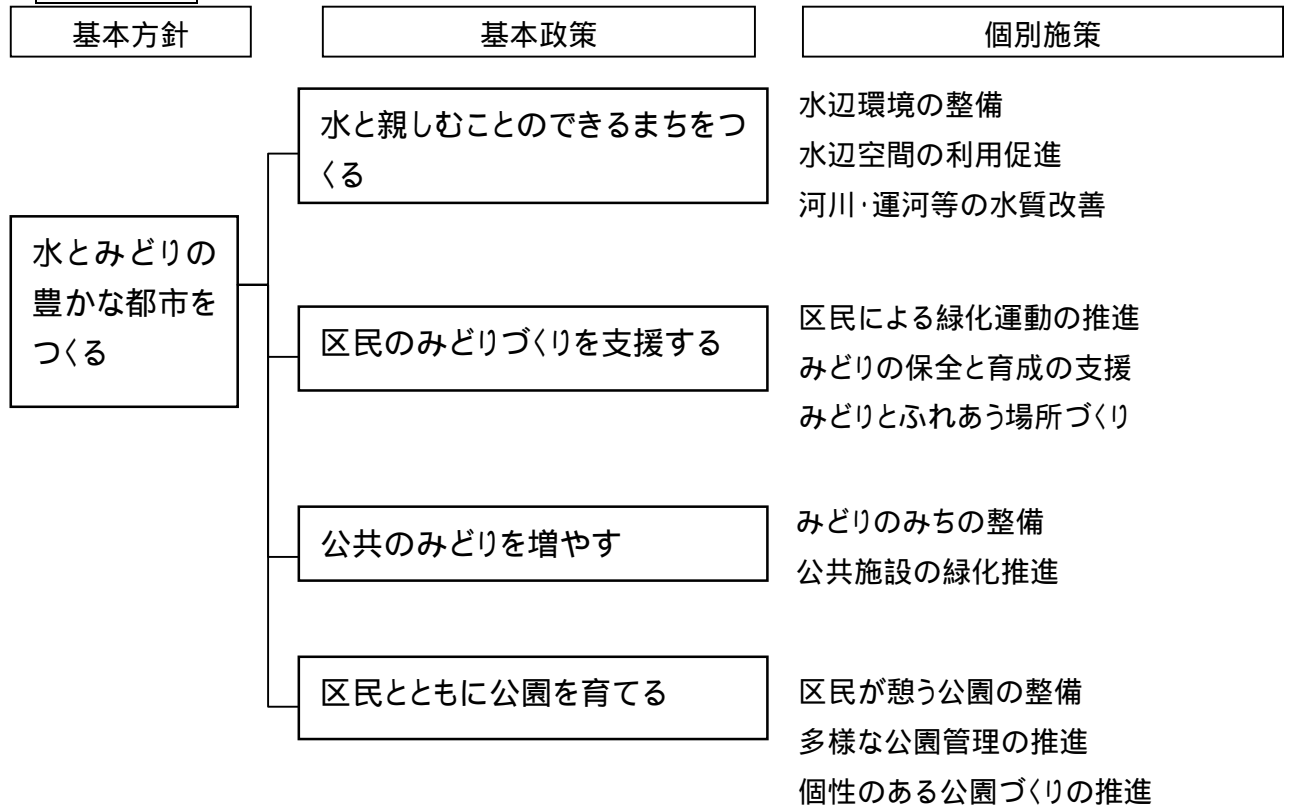
「みどり」については、平成16年度（2004年度）に実施した「みどりの実態調査」によると、区の緑被率は12.7%となっており、過去10年間で1.8ポイント増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎地区を中心とした再開発事業にともなう公園の新設などにより増加していますが、区民1人当たりの公園面積は、都区部平均よりも低くなっています。内陸部では、大崎や大井町などの駅周辺で、開発やこれにともなう道路・公園等の整備がすすめられていますが、今後、大規模な公園・緑地の整備は難しいと考えられ、緑被率の顕著な増加は困難な状況にあります。

#### 今後の課題

品川区は、臨海部に長い水際線をもちながら、直接水に親しめる空間がきわめて少ないのが現状です。そこで、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定し、「運河ルネッサンス構想」などを通じて関心が高まっている水辺空間について、その利活用を促進するための環境整備やしきみづくりに取り組んでいくこととしました。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらを結ぶ緑道の整備や道路、学校・公共施設等の緑化を推進していく必要があります。特に区内内陸部の地域は、関東大震災以降に田畑が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、東急目黒線の立体化により10,000m<sup>2</sup>に及ぶ緑道が誕生する予定で、緑のネットワーク構築を進め、災害時の地域安全性の向上と区民が憩えるみどり空間の確保の観点から、この緑道を早期に整備する必要があります。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようにしきみをつくり、啓発活動を通じてそうした活動の広がりを誘引していく必要があります。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 4-1-1：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ利活用できるよう、河川・運河の環境改善を図り、親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会・しくみづくりを進めます。

#### <個別施策>

##### 水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

##### 水辺空間の利用促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働・連携して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

##### 河川・運河等の水質改善

立会川では、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。また、目黒川においては、調査・実験等を行い有効な水質改善を実施していきます。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し河川・運河等の水質改善を進めます。



#### 基本政策 4-1-2：区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

##### <個別施策>

###### 区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりをしやすくなるような誘引策・支援策を推し進めることを通じて、区民によるみどりづくりを促進します。

###### みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進していきます。

###### みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然にふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然への理解を促進します。

#### 基本政策 4-1-3：公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

##### <個別施策>

###### みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

###### 公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

###### 東急目黒線上部の緑道整備

東急目黒線連続立体交差化事業により生まれた土地の一部（東急用地約10,000 m<sup>2</sup>）を緑道等として整備し、みどりのネットワークの構築を促進するとともに、災害に備えた地域安全性の向上、地域住民が憩えるみどりの空間の確保を図ります。

#### 基本政策 4-1-4：区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めていきます。

##### < 個別施策 >

###### 区民が憩う公園の整備

区民の身近な場所に公園を整備することによって、幼児・児童から高齢者までが利用できる遊び場・憩いの場の充実を図るとともに、鳥や昆虫などの生物の生息場所の拡大、災害に備えた防災拠点機能の拡充を図ります。

###### 多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

###### 個性のある公園づくりの推進

ワークショップなど区民との連携・協働による公園づくりにより、地域性や歴史性などを活かしながら、地域が望む機能・役割を備えた、多様で個性豊かな公園づくりを進めていきます。

## 基本方針 4 - 2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

### 取り組みの方向性

品川の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

### 現在の状況

平成 16 年（2004 年）我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が施行されたことにより、基礎自治体による良好な景観形成の可能性が広がっています。

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多く持っています。由緒ある寺社を持つ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺や緑など自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、さまざまな顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

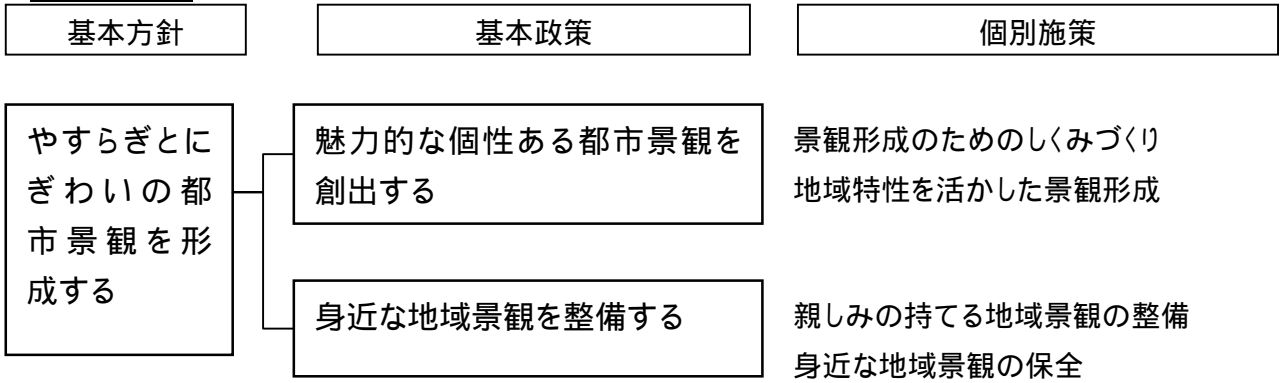
区では、平成 17 年（2005 年）3 月には、地域の個性や文化的な特色に根ざした景観まちづくりの基本的な指針として、「しながわ景観ガイドプラン」を策定しました。これに基づき、「景観フォーラム」（平成 17 年度（2005 年度））、「景観を考える集い」（平成 18 年度（2006 年度））を開催し、区民等へ景観意識の醸成のための取り組みを行っています。また、平成 18 年（2006 年）1 月に指定したモデル地区（旧東海道周辺地区）では景観計画策定に向けて、まちづくり協議会をはじめとしたメンバーを中心にした「景観まちづくり会議」において検討を行っています。なお、モデル地区以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みがみられます。

### 今後の課題

区は区民等へ景観意識の醸成のための取り組みを行ってきましたが、今後も継続した取り組みが必要です。また、地域全体のまちづくりルールの合意形成が課題となっており、景観まちづくりを誘導するために、区が景観行政団体となり景観計画を策定し、区民とともに実効性のある取り組みを行っていくことが重要です。

まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることが必要です。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街等などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

#### <個別施策>

##### 景観形成のためのしくみづくり

地域で合意形成の図られた内容を「景観法」に基づく「景観計画」として定め、景観まちづくりを誘導します。また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民等を対象とした表彰制度を導入するなど、区民等の景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

##### 地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちなぎわいづくりにも資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するために、歴史的なまちなみや特色ある商店街等において電線類の地中化をさらに進めます。

### 基本政策 4-2-2：身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などにするおいを与えるとともに、地域に根ざした誰もが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根付いた魅力ある景観の保全を検討します。

#### <個別施策>

##### 親しみの持てる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにするおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。また、高潮護岸を水辺環境として整備することにより、水辺空間の景観形成に一定の役割を果たすものです。

##### 身近な地域景観の保全

地域に根付いた、魅力ある景観を残すまちなみや水辺などの保全を検討します。

## 基本方針 4 - 3 環境再生のまちをめざす

### 取り組みの方向性

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し行動する必要があります。そのため、区民・事業者・区の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における生活環境の保全や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の確保・改善に向けた取り組みを進めていきます。

一方、区民に密着した事業として、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、こうした活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等に努めます。

### 現在の状況

今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、資源の枯渇など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しており、国際的な取り組みはもとより、国、自治体、産業、区民生活にかかわる分野など幅広い各方面における取り組みが求められており、都市部においてはヒートアイランドなどの対策が必要となっています。このため、区は、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ品川区環境計画に基づき具体的な取り組みを進めるとともに、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、区自らの率先行動を進めています。

一方、区民の身近な課題である生活環境については、大気・水環境ともにやや改善傾向が見られますが、依然として自動車の排ガスによる、大気汚染等がみられます。

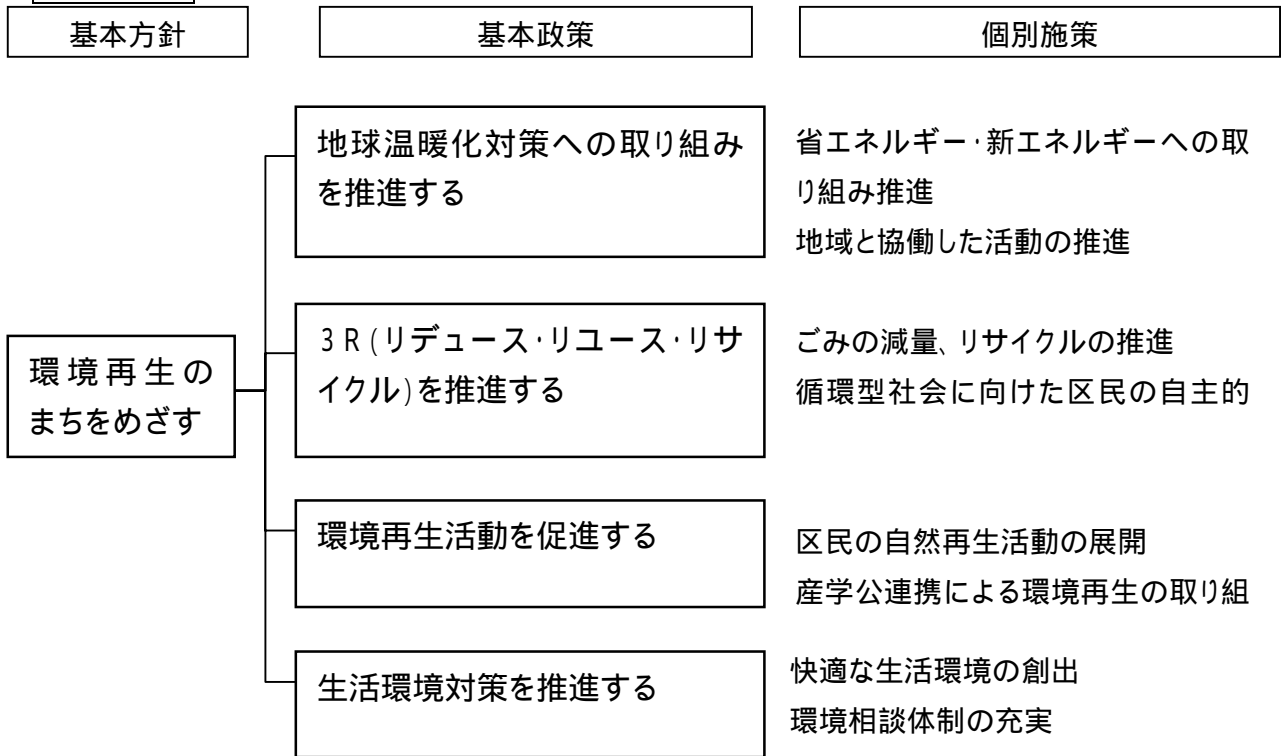
また、ごみ・リサイクルについては、平成 12 年度（2000 年度）に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、戸別収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大にともない資源の回収量は増加しており、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

### 今後の課題

環境問題については、区民・事業者・区の役割分担を明確にし、環境再生に向け、様々な事業を展開することが求められています。区民一人ひとりが身近で具体的な行動へと、まずは第一歩を進めることが重要であり、CO<sub>2</sub>排出量の削減や省エネルギーなどを柱とした、環境先進技術を用いた生活用機器の導入や環境に配慮したライフスタイルの変革などに取り組み、区は、こうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、近年、身近な生活環境については、従来の大気・水環境の保全に加えて、有害化学物質等の新たな課題への対応等も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。

### 施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 4-3-1：地球温暖化対策への取り組みを推進する

国際的な取り組みはもとより国や自治体、産業、区民生活にかかわる分野など幅広い取り組みが求められています。そのため、行政自らの取り組みを率先垂範するとともに、CO<sub>2</sub>の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区民や事業者へ普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

#### <個別施策>

##### 省エネルギー・新エネルギーへの取り組み推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や新エネルギーの導入などの検討を進めます。

##### 地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して温暖化防止について計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

##### 区の率先行動の推進

区は率先実行計画や環境マネジメントシステムを通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをこれまで以上に率先して行動します。

### 基本政策 4-3-2：3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する

循環型社会を構築するために区民や事業者、区がそれぞれの役割を踏まえて、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を進めることが必要です。また、区は、区民・事業者の自主的な活動を支援しながら、さらなる3Rの促進のために協働の取り組みを展開します。

#### <個別施策>

##### ごみ減量、リサイクルの推進

ごみの発生抑制、資源の有効利用の促進に努めるとともに、リサイクルに関する情報の提供などの啓発を充実していきます。さらに集団回収の推進、事業系廃棄物への対応等、ごみ減量につながる個別具体的な取り組みを進めます。

##### 循環型社会に向けた区民の自主的活動支援

ごみを出さないライフスタイルの推奨やリサイクルを推進する団体を支援するなど、循環型社会に向けた区民の自主的活動を支援します。



#### 基本政策 4-3-3：環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるように様々な活動を支援します。また、区内の動植物の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動につなげます。

##### <個別施策>

###### 区民の自然再生活動の展開

区内の自然環境の状況の把握、緑の増加運動や蝶の道プロジェクトを推進するとともに、早川町の里山再生のために区民ボランティア等を派遣し、区民の自然再生活動を支援します。

###### 産学公連携による環境再生の取り組み

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、自然再生、CO<sub>2</sub>削減、地球温暖化対策に活かします。

#### 基本政策 4-3-4：生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの新たな環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

##### <個別施策>

###### 快適な生活環境の創出

地域の環境データの収集に努め、自動車公害対策や新たな環境事象への対応に活用していきます。

###### 環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス対策をはじめとする身近な環境事象への対応を推進します。

## 基本方針 4 - 4 環境コミュニケーションを充実する

### 取り組みの方向性

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みではなく、社会全体での総合的な取り組みが求められます。

今こそ広範な区民、事業者など地域とともに具体的な実践活動が重要です。これまでも区民の一齐活動を基にしたの啓発活動を発信してきましたが、これを、さらに一層推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どこを協働していけるのかなど、具体的な実践活動を進めます。

### 現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成 15 年（2003 年）8 月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境講座の開催（エコスクール）、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

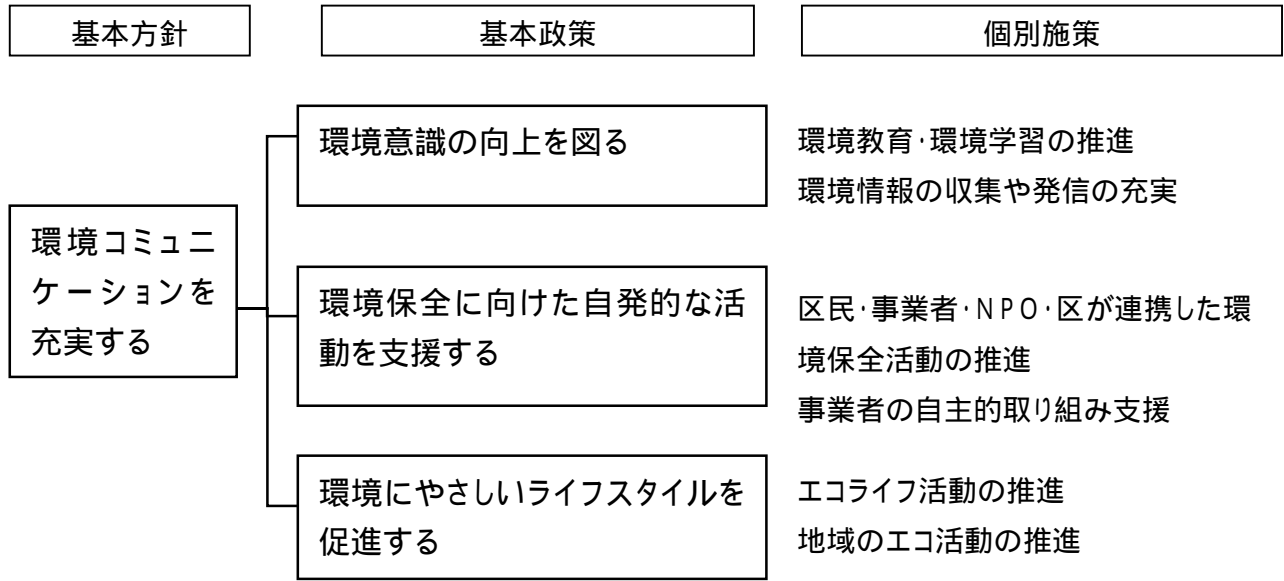
さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、マイバッグ運動や小中学校や家庭での環境 I S O の手法を取り入れた取り組みを推進しています。

### 今後の課題

これまで以上に多彩な環境情報の収集と発信を、リアルタイムに、さらに量を拡大し環境意識の向上を図ることが望まれています。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成して N P O や企業と協力・連携して活動を広げていくことが必要です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点となれるよう、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地区エコ活動が拡大発展していけるよう、区としての多様な支援を行います。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境学習、環境教育を推進します。

施策体系図



#### 基本政策 4-4-1：環境意識の向上を図る

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を利用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

##### <個別施策>

環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

環境情報の収集や発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報活動センターを核としてなお一層の環境情報の収集や発信の充実を図ります。

#### 基本政策 4-4-2：環境保全に向けた自発的な行動を支援する

区民・事業者等が環境保全への取り組みを効果的に実践するため、区民、町会・自治会、NPOなど各団体との連携を強化し、また、事業者の自発的な環境保全活動を支援します。

##### <個別施策>

区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

環境情報活動センターを中心として、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り環境ネットワークの形成を図ります。

事業者の自主的取り組み支援

事業者が環境に配慮した事業の運営を促進するため環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

#### 基本政策 4-4-3：環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へとつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところから出来る環境行動を促進します。

##### <個別施策>

エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、エコドライブ、マイバッグ運動を推進します。

地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を支援します。

## 5.暮らしを守る安全・安心都市

### 基本方針 5 - 1 災害に強いまちをつくる

#### 取り組みの方向性

区民、事業者、関係行政機関と連携しながら、「地域防災計画」を適切に見直しするとともに必要に応じて関連計画および施策の策定を進めます。また、こうした総合的かつ体系的な防災対策の計画化に基づき、密集市街地の防災性の向上や建築物の耐震化といった取り組みや地域の防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進し、あわせて区の応急初動態勢を整備して応急対応力を強化していきます。

#### 現在の状況

国は、今後 30 年以内に首都直下地震が発生する確率は 70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘されるなかで災害への対応力の強化が重要となっています。また、「明日の品川」に関するアンケート結果を見ても地震災害への対応は、区民が今後、力をいれてほしいと希望する施策の上位にランクされ、区民の災害に対する関心が高まっています。こうしたなかで東京都が平成 18 年(2006 年)2 月に発表した「首都直下地震による東京の被害想定」を受け、区では平成 19 年度(2007 年度)に「品川区地域防災計画」を改訂しました。

改訂では、新たに減災目標を定めたほか、避難者の大幅な増加に対する対応やエレベータ内での閉じ込め、外出者対策など、都市型災害への対応も盛り込んでいます。

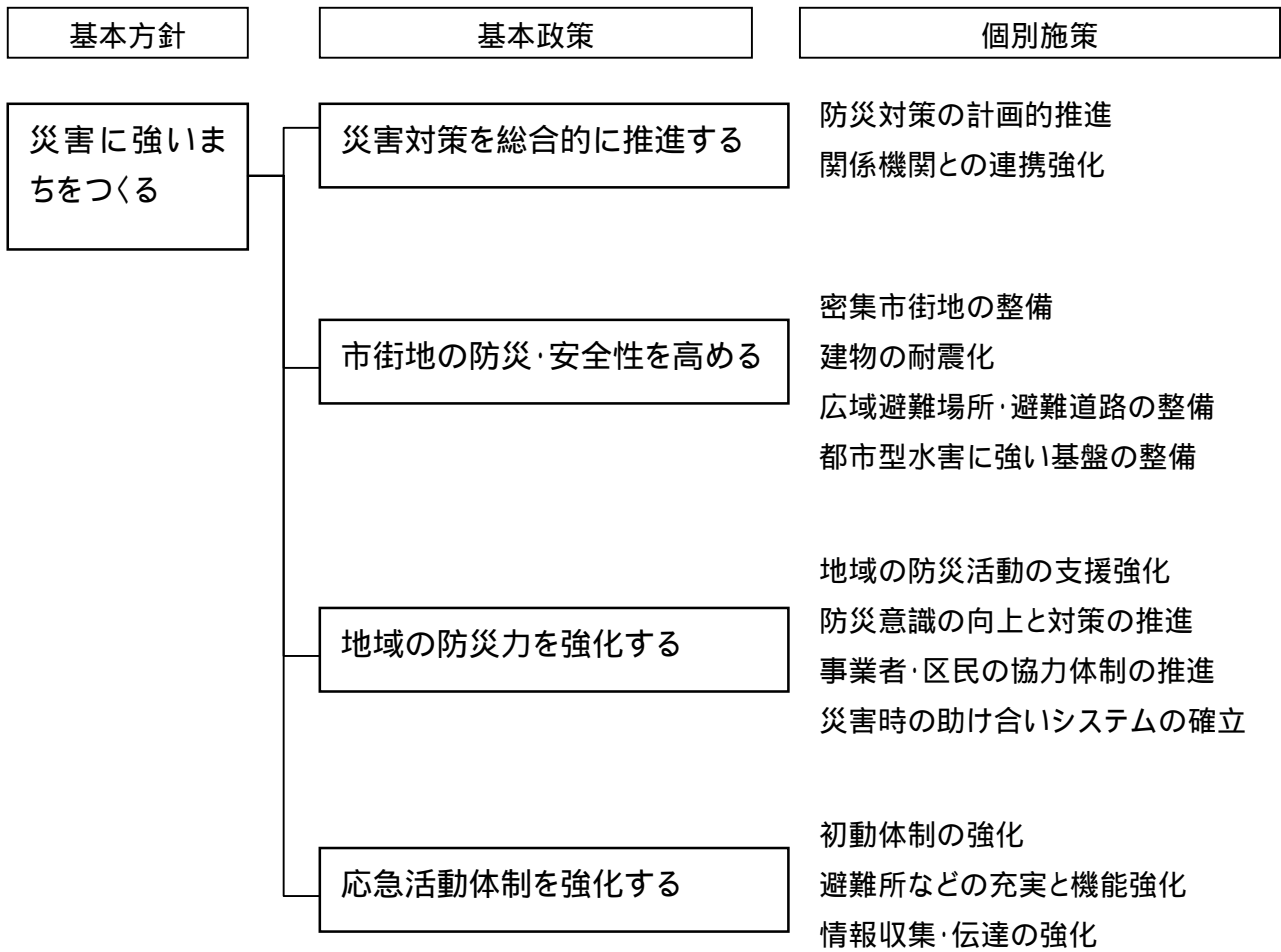
また、「耐震改修促進法」の改正施行を踏まえ、新たに「品川区耐震改修促進計画」を策定(平成 19 年(2007 年)12 月)し、平成 27 年(2015 年)における耐震化目標を掲げ、耐震診断や耐震改修を行うにあたっての支援策の拡充・強化を図ってきました。

一方、住宅密集地への対応についても地域住民との協議を進め、広域避難場所への道路の整備や沿道建築物の不燃化促進など防災性や住環境の向上を図っています。

#### 今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関と協力して、具体的な取り組みを進めていく必要があります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが必要となっています。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 5-1-1：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応がとれるよう、「地域防災計画」を適時更新するとともに、震災復興計画、震災復興マニュアル、災害ボランティアマニュアルなどの各種計画、マニュアルを詳細計画として策定します。

#### <個別施策>

##### 防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて人、もの、情報など資源を最大限活用して効果ある防災対策ができる体制づくりを進めます。

##### 関係機関との連携強化

警察、消防などの行政機関のほか、交通機関や関係団体、区民との連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

## 基本政策 5-1-2：市街地の防災・安全性を高める

建物倒壊・火災危険度の高い地域や、老朽住宅が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進すると共に、道路・広場等公共施設の整備を行い、防災性・快適性の向上を図ります。

また、都市化の進展に伴う雨水の貯留・浸透機能低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設の整備を推進します。

### < 個別施策 >

#### 密集市街地の整備

住宅密集地区において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物の耐火建築物への建替え助成や共同建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めていきます。

#### 建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修等への支援を実施するとともに、相談体制の強化や耐震化に関する情報発信の充実を図ります。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、計画的に早期の耐震化を図ります。

#### 広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などによる不燃化を促進するとともに、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火に強い延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や、沿道建築物の不燃化を進め、避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

#### 都市型水害に強い基盤の整備

区民への雨水浸透施設、雨水利用タンク設置助成を促進するとともに、民間施設の開発に伴う雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、下水道能力増強工事を積極的に推進します。



### 基本政策 5-1-3：地域の防災力を強化する

地域の防災力向上のためには、防災資機材の整備を進めるとともに、「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した不断の備えを積極的に支援します。さらには、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。

#### < 個別施策 >

##### 地域の防災拠点の機能整備

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等を充実します。

##### 事業者・区民の防災意識の向上と対策の推進

「自分で守る」「みんなで守る」との自助、共助の意識の向上をさらに図ります。

##### 事業者・区民の協力体制の推進

災害時に事業所・区民・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議を通じて、区が具体的対策を提案し推進します。

##### 災害時の助け合いシステムの確立

災害時要援護者を支援するシステムのより一層の充実を図ります。

#### 基本政策 5-1-4：応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

##### <個別施策>

###### 初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制づくりを進めます。

###### 避難所等の充実と機能強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保など進めてきましたが、今後はそれ以外の二次避難所、私立学校避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能整備を図ります。

###### 情報収集・伝達の強化

新しい防災機器の活用の検討を含めて、区民、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

## 基本方針 5 - 2 魅力的で住みよい市街地を整備する

### 取り組みの方向性

羽田空港の拡張に伴い東南アジア向け国際線が大幅に拡充されるほか、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が品川駅に停車します。東京の表玄関としてだけでなく国際都市品川としての区のポテンシャルが高まっています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

人口・世帯の減少が確実に見込まれることや住宅数が世帯数を上回っている社会動態を踏まえ、行政、公社・公団が公的賃貸住宅を直接供給する仕組みから、住宅ストックと民間住宅市場を重視した住宅政策を推進することで、子育て世帯、高齢者世帯など住宅の確保に配慮を要する区民に、安心して生活できる住宅の提供を促進します。

## 現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅東口地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区と法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成 14 年（2002 年）には、「都市再生特別措置法」が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されています。品川区では、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発にむけた検討が進められています。

住宅政策において、品川区は、超高層 31 階ファミリーユ西五反田西館（400 戸）をはじめとした良質な区民住宅 1,056 戸（23 区中 1 位）を整備するほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。

国は、5 年度ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を掲げていた住宅建設五箇年計画が平成 17 年度（2005 年度）で終了し、ストック重視・市場重視の政策へと本格的に転換しました。品川区の総住宅数は、約 20 万戸ですが、実際に区民が居住する住宅数は 16.5 万戸で、空き室が 3 万戸を超え、共同住宅が全体の 7 割強を占めています。

## 今後の課題

国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、50万人に達する昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図る必要があります。また、34万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成も必要です。

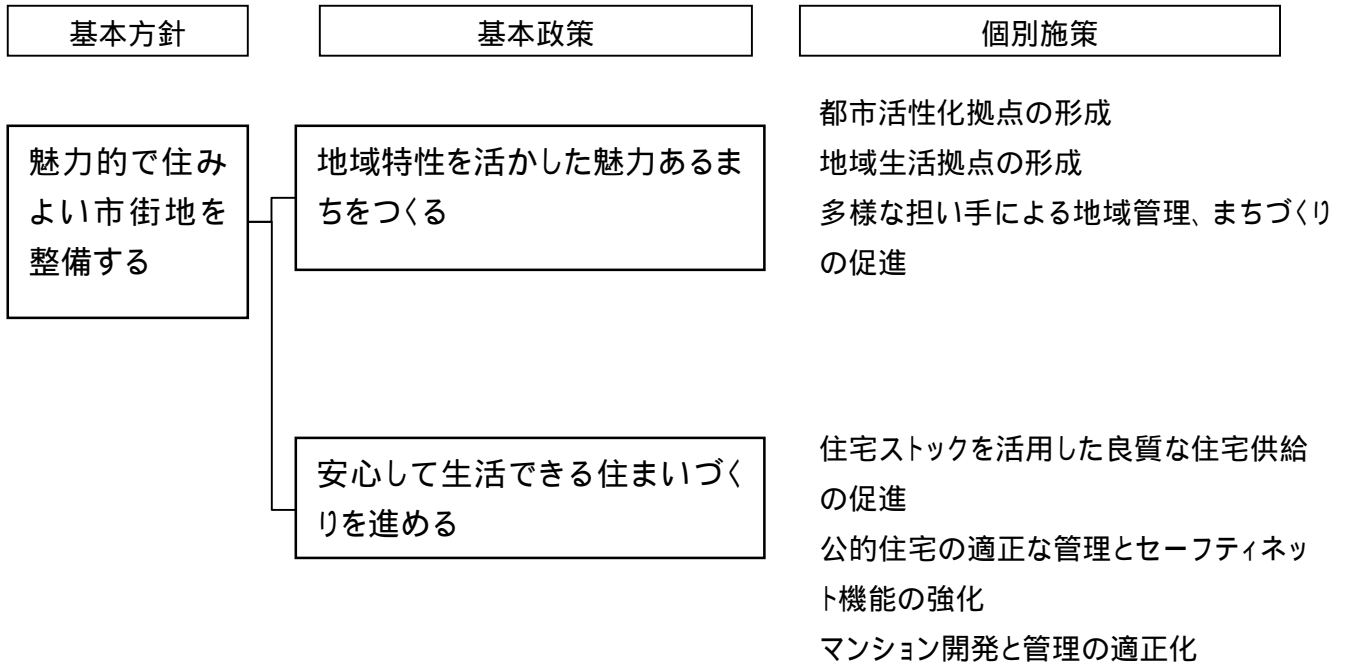
さらに、開発・整備からまちの管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

都市化と少子高齢化が急速に進行する中、子育て世帯、高齢者世帯など住宅確保要配慮者<sup>1</sup>に良質な住宅を供給していくことが求められています。

また、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

- 1 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家族など住宅の確保に配慮を要する者。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 5-2-1：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ都市活性化拠点の形成を図ります。また、地域特性を活かし、住宅・商業施設・文化施設等を兼ね備えた複合的な整備を進め、魅力ある創造的な生活拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

#### < 個別施策 >

##### 都市活性化拠点の形成

五反田、大崎、大井町および天王洲地区において、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた都市活性化拠点の形成を促進します。

##### 地域生活拠点の形成

武蔵小山駅周辺、西五反田三丁目、品川シーサイド駅周辺、目黒駅前地区等において、地域生活拠点にふさわしい住宅・商業の複合機能を整備するとともに、民間の開発を適切に誘導し、良好な複合市街地形成を促進します。

##### 多様な担い手による地域管理、まちづくりの促進

一定の地域（エリア）における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

## 基本政策 5-2-2：安心して生活できる住まいづくりを進める

「住宅セーフティネット法」が制定されたことに伴い、住宅確保要配慮者が賃貸住宅を確保できるよう、賃貸住宅市場を誘導するシステムを構築するほか、高齢者が所有する住宅への若年ファミリー世帯の住み替えを促進するしくみづくりを検討します。

また、区営住宅の耐震化を促進し、住宅セーフティネットの拠点として機能させ、公的住宅の適正な管理と更新を図ります。さらに、ワンルームマンション対策やマンションの管理水準の向上のための取り組みを推進し、マンション開発と管理の適正化を図ります。

### < 個別施策 >

#### 住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

子育て世帯、高齢者世帯など住宅に困窮する区民に良質な住宅を供給していくため、空き室が継続する賃貸住宅と低廉な家賃での住宅を希望する区民とをあっ旋する住情報センターの設置や借り上げ型区民住宅の空き室の活用を検討します。

また、八潮地区など高齢化が進む地域において若年層への住み替えを推進し、地域の活力の育成を図ります。

#### 公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

区営住宅の耐震化を促進し、子育て世帯、DVおよび犯罪被害者の入居を優先するなど、住宅セーフティネットの拠点として機能を強化します。

#### マンション開発と管理の適正化

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準を向上させるため管理組合にマンション管理士の派遣を行います。



## 基本方針 5 - 3 便利で安全な交通環境をつくる

### 取り組みの方向性

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

### 現在の状況

区内は鉄道網が発達しており、駅の数も 40 と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩 15 分以内にあります。さらに、平成 14 年（2002 年）12 月のりんかい線全線開通により、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されています。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京 23 区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。これまでも道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできました。しかし、鉄道網が発達している反面、踏切が多く、鉄道による地域の分断や交通渋滞が問題となっています。

区内の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が問題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘な道路が多く、さらに、住宅系、商業系、工業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生している状況にあります。

区内の交通事故件数、交通事故死傷者数は平成 3 年（1991 年）以降増加傾向にありましたが、平成 12 年（2000 年）をピークにその後減少しています。しかし、高齢化がさらに進むなかで、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備は急務となっており、交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する放置自転車をはじめとする障害物など、道路環境の悪化が問題となっています。

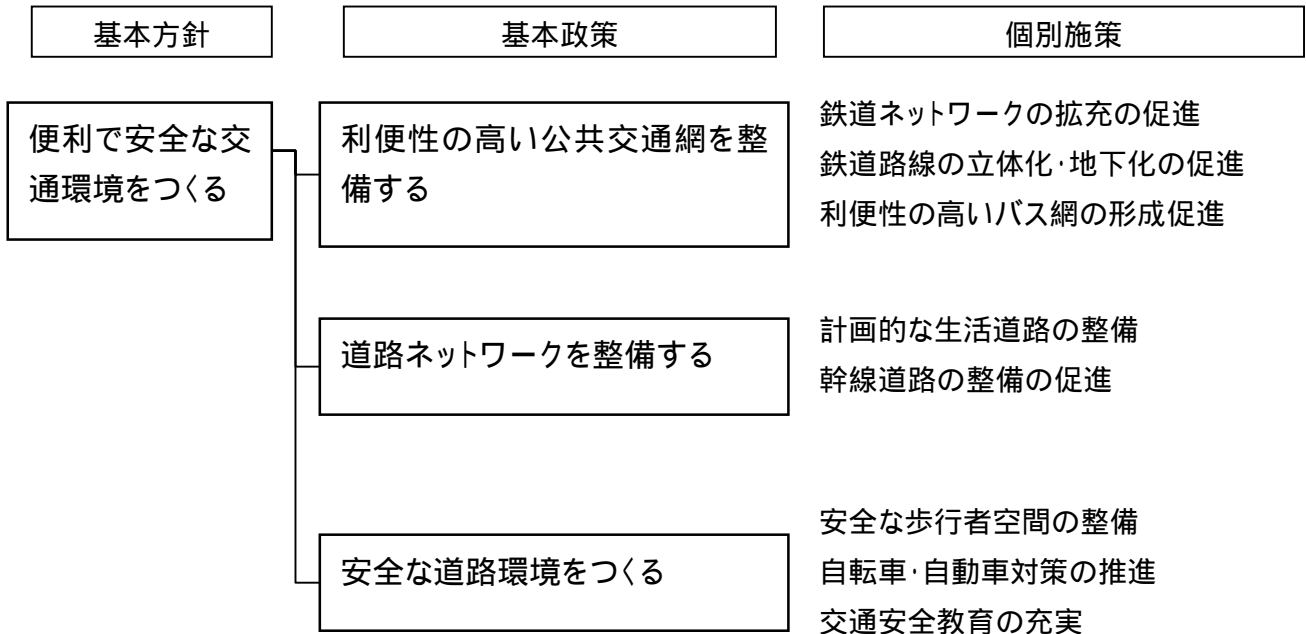
## 今後の課題

交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、羽田空港の拡張による24時間開業が平成22年（2010年）に予定されています。今後、まちの活性化を図る観点から、羽田空港への鉄道ネットワーク等の充実が求められています。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者に優しい防災機能等を持った生活道路を整備していく必要があります。道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点からも補助29号、31号線の整備を促進していく必要があります。都市計画道路の優先整備路線、および事業中路線の整備について促進する必要があります。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していく必要があります。

施策体系図



## 取り組みの内容

### 基本政策 5-3-1：利便性の高い公共交通網を整備する

区の都市軸である五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への鉄道ネットワークなど整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす交通渋滞、地域の分断、踏切事故等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを推進します。さらに、交通網が脆弱な東西を結ぶ公共交通としてバスを活用し、区民の利便性を高めていきます。

#### <個別施策>

##### 鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田・大崎・大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備へ働きかけをしていきます。

##### 鉄道路線の立体化の促進

鉄道で分断されていることによる交通渋滞、まちづくりの遅れ、地域の分断、踏切事故等の解消を図るため鉄道の立体化を推進します。また、跡地については緑化、駐輪場の整備、商業施設の再編等を推進し、周辺地域のまちづくりに活用を図ります。

##### 利便性の高いバス網の形成促進

東西を結ぶ公共交通を充実させ区民の利便性を高めるため、区内東西方向を結ぶバス路線の整備を関係者へ強く働きかけていきます。

### 基本政策 5-3-2：道路ネットワークを整備する

計画的な生活道路の整備を進めるため、生活道路の整備方針を策定し、歩行者に優しい防災機能等を持った生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

#### <個別施策>

##### 計画的な生活道路の整備

生活道路について、幅員が4m未満の狭隘な道路が多くあります。区民生活に最も身近な生活道路のあり方や、方向性を明確に示すため、区全体を一定の指標に基づき、客観的な評価をした上で、地域特性にあわせた生活道路整備方針を策定します。同方針では、緊急車両、ごみ収集車、在宅福祉サービス者等の宅地へのアクセスを円滑にする交通機能を拡充し、消防活動、避難の場となることで、街区や宅地周りの防災機能を高め、防災空間ネットワークの一部を担います。また、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間として生活道路を確保します。

##### 幹線道路の整備の促進

補助26号線の整備を促進するとともに、補助29号線、および補助31号線について、豊町四、五、六丁目密集市街地の整備にあわせ防災まちづくりの観点から早期の整備を推進します。また、国道357号線については、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけていきます。

### 基本政策 5-3-3：安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間を整備するため、交差点改良等の安全対策や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、交通ルールの遵守・マナー向上のため安全教育等の充実を図ります。

#### <個別施策>

##### 安全な歩行者空間の整備

高齢者や障害者、幼児、児童などだれもが安心して道路を利用できるよう、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備します。また、道路のバリアフリー化（側溝の段差解消・歩道の平坦化）、視覚障害者用誘導ブロックの設置などすべての人にやさしい道路づくりを進めます。さらに、自転車との分離や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去を進めていきます。

##### 自転車・自動車対策の推進

放置自転車は歩行者が快適かつ安全に道路を通行する上で大きな障害となっているばかりでなく、災害活動時等の支障ともなっています。また、違法駐車は円滑な交通を阻害し、交通事故を発生させる要因の一つともなっています。これらの解消のため、各種活動を推進し、交通環境の向上を図ります。

##### 交通安全教育の充実

各種の交通安全教室や啓発活動を実施し、交通ルールを認識させるとともに、交通事故の原因や注意すべきことなどを周知・体得させることで、交通事故の防止を図ります。

## 基本方針 5 - 4 区民生活の安全を確保する

### 取り組みの方向性

不審者情報や犯罪発生情報などの情報提供を行うことにより、区民等の防犯に対する意識醸成を図るとともに、区民・事業者等の自主防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制構築と消費者相談体制の拡充に取り組みます。

### 現在の状況

防犯については、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83 運動」など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子ども達を周囲の大人たちが見守れるように、公園の見通しをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成 15 年（2003 年）をピークに 2 割程減少してきましたが、平成 18 年（2006 年）からわずかですが増加傾向が見られます。

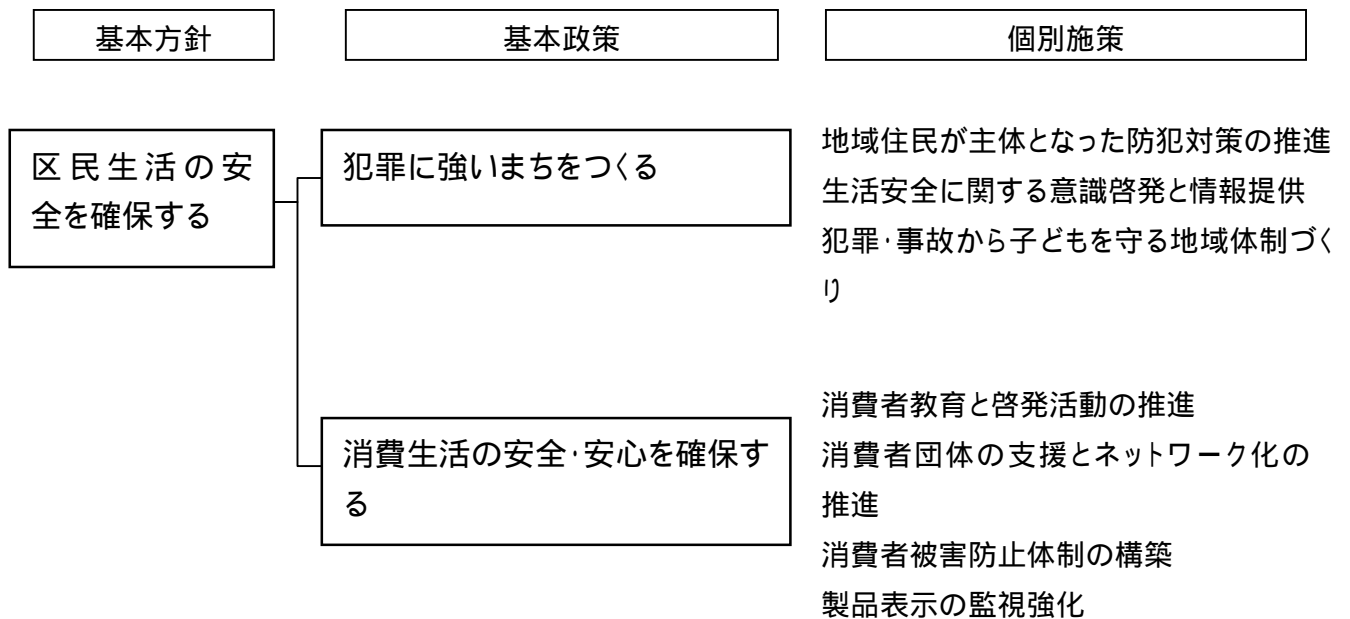
区民の消費生活を巡る環境は、近年、経済のサービス化・ソフト化に伴い、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

### 今後の課題

防犯については、今後とも犯罪認知件数の減少を図るための対策に力を入れると共に、区民の体感治安の向上を図るため、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、一人暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワークづくりや、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。また、区民相互のトラブルや、多重債務問題の解決のための窓口整備が求められています。

### 施策体系図





## 取り組みの内容

### 基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、電子メールやその他の配信ツールを活用して、身近な地域の安全にかかわる情報を、区民に正確・迅速に伝達する手段を構築します。

また、我が町パトロールを活用し防犯ボランティアの組織化を進めるとともに、自主的防犯対策を推進するための助成制度を新設し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「子ども 110 ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子ども達を周囲の大人たちが見守りやすい公園をつくるなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

#### <個別施策>

##### 地域住民が主体となった防犯対策の推進

生活安全サポート隊の活用を図り、活動の主体をなす防犯パトロールに加え、各戸に対する防犯診断を新規に実施するなど、より地域に密着した生活安全サポート活動を展開します。また、我が町パトロール活動を推進し、警察とも連携しながらボランティアの組織化を図り、地域の自主的防犯パトロール活動を支援していきます。加えて、安全で安心なまちづくりにむけた自主的防犯活動を活性化するための助成制度を検討します。

##### 生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動の推進や生活安全フォーラムの開催等を通じて、防犯啓発活動の一層の充実を図ります。あわせて、より効果的な自主的防犯活動に資するため、犯罪・不審者対策情報を区民に迅速・正確に伝達する手段を構築し、自分たちの地域は自分たちで守るという地域防犯意識の高揚を図ります。

##### 犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムやまもるっち等の機能向上を図り、点検・訓練を推進します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83 運動」との連携を図る等、地域をあげての子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子ども達の遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進していきます。

## 基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及にともなう新たな販売方法の出現など、消費者をめぐる環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な販売などによる被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済のためのしくみの構築を図ります。

### <個別施策>

#### 消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターで多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会等地域団体と協力して、消費生活相談専用の電話番号を明示した「お助け電話シール」を配付するなど、啓発活動を進めます。

#### 消費者団体の支援とネットワーク化の推進

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、消費者団体連絡会などを通じて各消費者団体のネットワーク化を推進します。

#### 消費者被害防止体制の構築

高齢者・障害者等の消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会役員、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、見守りネットワークを構築します。

#### 製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」および「電気用品安全法」に基づき、小売店の立ち入り検査などにより品質表示に関する監視体制を強化します。

## 第4章 品川区の基本姿勢

### 基本方針6 - 1 協働による区政運営を推進する

#### 取り組みの方向性

町会・自治会をはじめNPO、ボランティア、企業などの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区による協働のまちづくりを進めていくため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、協働のしくみづくりを進めます。

#### 現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う「新しい公共」という領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁的団体をはじめ、NPOやボランティアなどの活動も活発に行われ、商店街や中小企業はもちろん、昼間区民も地域の活力として大切な存在です。

区では、すでに町会・自治会、NPO、ボランティアなどの団体と協働し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

### 今後の課題

多様な主体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進めるためには、協働を区政運営の基本姿勢に位置づける必要があります。

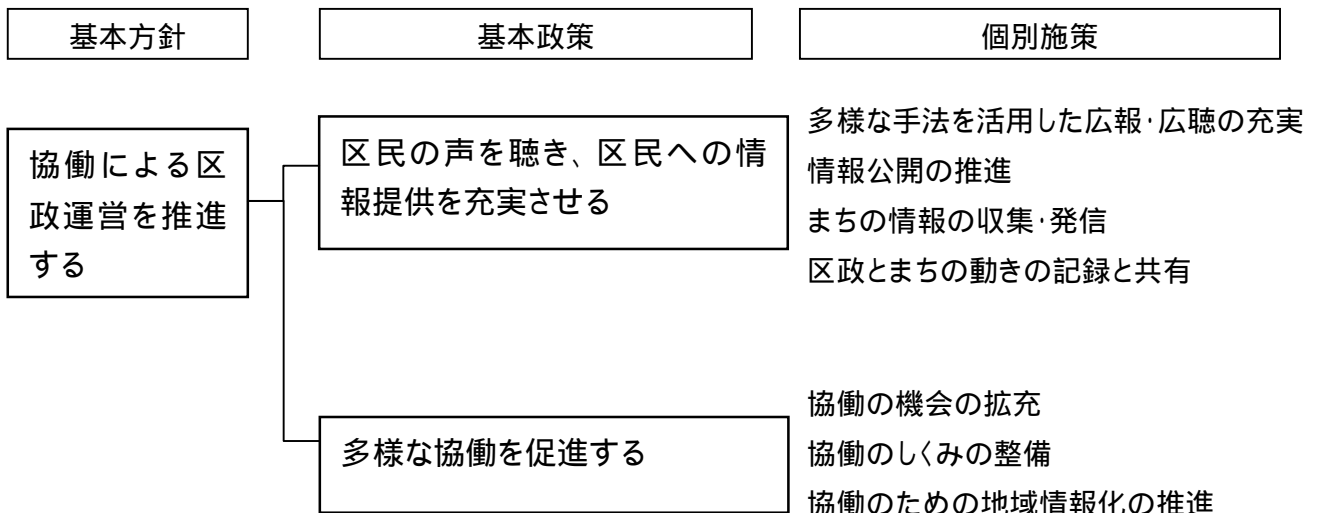
区民の声を聞き、区民への情報提供を充実させるとともに、協働のしくみを整備し、多様な協働を促進する必要があります。

協働の基礎となる情報提供については、総合的かつ効果的な情報発信だけでなく、情報弱者にも配慮し、様々な手法を活用したしくみづくりを進める必要があります。そして、区政に関する情報発信に加え、地域の情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的に行われるよう柔軟に対応し、活動の活性化に向けての支援やコーディネーターとしての役割を担います。あわせて区民の声が区政に活かされ、区民と区、区民相互の意見交換が活発になるしくみもつくらなければなりません。

さらに、協働を進めるためには、職員の協働に対する意識も大切であり、職員の育成にも取り組む必要があります。

### 施策体系図



## 取り組みの内容

基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望をできるだけ区政に活かします。

協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進めます。情報を必要とする区民に必要な情報を確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

### < 個別施策 >

多様な手法を活用した広報・広聴の充実

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広報・広聴のしくみをより一層充実します。

情報公開の推進

区民と区が協働してまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

まちの情報の収集・発信

区民に必要な情報を収集し、積極的に発信します。また、多様なメディアを活用して広報機能を強化します。

区政とまちの動きの記録と共有

区政やまちの歴史だけでなく、5つの都市像に向けての取り組みを記録し、区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動の推進を支援します。

## 基本政策 6-1-2：多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるために、地域における課題を地域が自発的・自主的に取り組むとともに、町会・自治会をはじめ、NPOなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、こうした取り組みが着実に行われるよう、地域で活動している団体と区がお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図り、その基盤となる情報通信技術の活用を推進します。

区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成が必要です。そのため、職員研修の充実を図り、職員の意識改革を行います。

### <個別施策>

#### 協働の機会の拡充

区民と区の協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民との協働を拡充します。

#### 協働のしくみの整備

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりを推進するためのしくみをつくります。

#### 協働のための地域情報化の推進

町会・自治会や区民、団体相互のコミュニケーションを深め、それぞれが持つ知識・ノウハウの交流を進め、自発的・自主的な活動を促進するための支援を推進します。また、地域の情報をワンストップで取得できるしくみや地域で活動する団体の情報を共有化できるよう環境を整備します。

さらに、情報弱者に対し、パソコン講習会等の実施により、必要な情報が入手できるよう支援を進めます。

## 基本方針 6 - 2 行政改革を継続的に推進する

### 取り組みの方向性

区政を取り巻く環境や区民のニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した住民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

### 現在の状況

品川区は、昭和 58 年（1983 年）以降、行財政改革に取り組み不断の努力を続けてきました。

主なものは、民間活力の活用や IT 化などで、その結果、職員数は昭和 58 年（1983 年）当時と比べ、約 1,200 人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

### 今後の課題

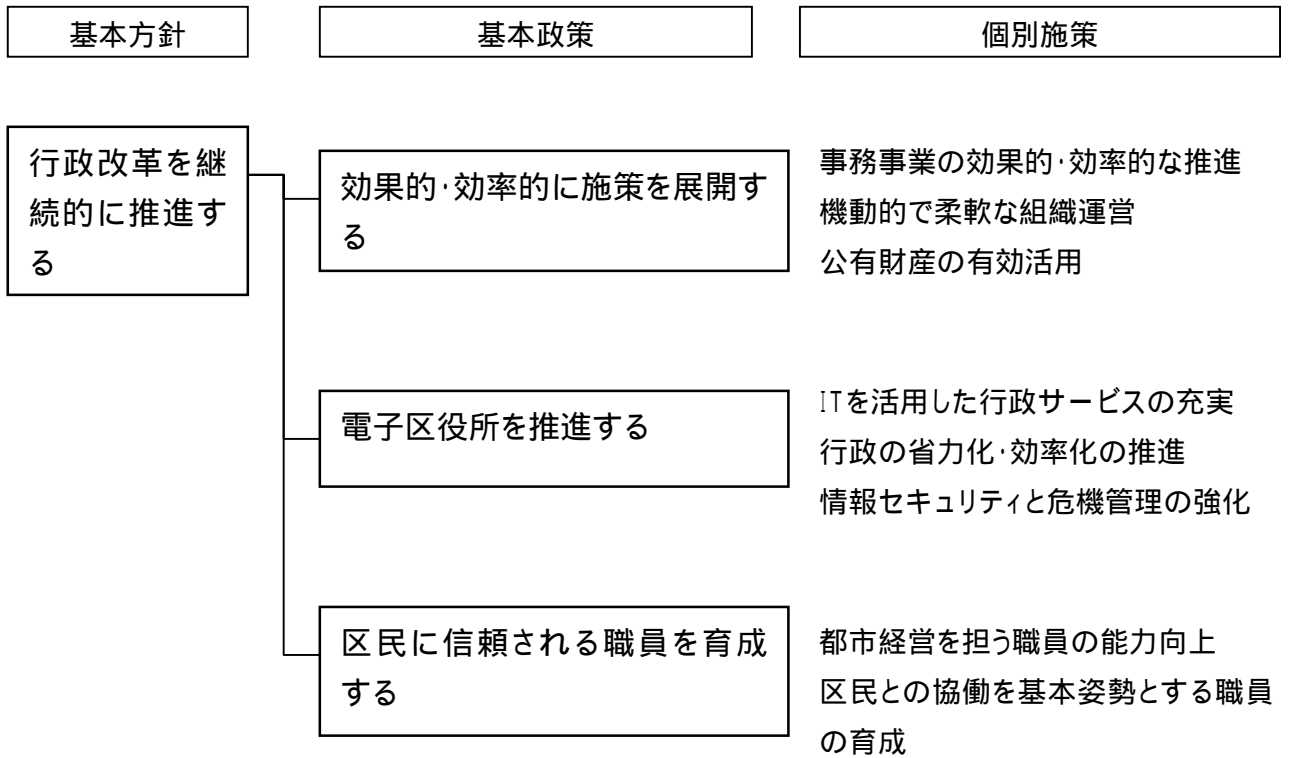
区は、区民のニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。

また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化しており、これに的確に対応した施設のあり方を検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても検討する必要があります。

あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。

これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

施策体系図





## 取り組みの内容

### 基本政策 6-2-1：効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、その成果を検証し不断の見直しを行い、その効果と効率性をさらに高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

#### < 個別施策 >

##### 事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務・事業の成果を検証しつつ効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、区民サービスの提供手法についてもさらに検討します。

##### 機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的、効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

##### 公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、転用や複合化など社会状況の変化に対応した適切な見直しを行い、既存施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な改築、改修を進めます。

### 基本政策 6-2-2：電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、職員が政策検討に円滑に関わることが出来るよう、政策形成を支援するシステムの検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策および緊急時に組織的に対応できる体制等の強化を図ります。

#### <個別施策>

##### ITを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのITの特性を活かして、区民サービスの利便性の向上を図ります。

##### 行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることが出来るように、庁内の情報共有を強化します。また、業務の効率化に向けてシステムの最適化、統合化を推進します。さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識転換を図ります。

##### 情報セキュリティと危機管理の強化

情報セキュリティ対策として、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個人、組織の両面から情報セキュリティを強化します。

また、災害、事件の発生や防止、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するためのしくみを整備します。

### 基本政策 6-2-3：区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と新しい公共経営を担う職員に求められる能力の向上を図ります。また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身につけた職員を育成します。さらに公務員としての倫理感の確立を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と組織が一体となった取り組みによる全庁的運動により、職員の意識改革を進めます。

#### < 個別施策 >

##### 都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、公務員倫理を高めるための取り組みも進めます。

##### 区民と区の協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、職員の意識改革を推進します。

## 基本方針 6 - 3 基礎自治体としての基盤を確立する

### 取り組みの方向性

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲にむけた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

### 現在の状況

平成 12 年（2000 年）の都区制度改革により、23 区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決にむけた都区間の協議は難航したものの、平成 18 年（2006 年）2 月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年 11 月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成 20 年度（2008 年度）中の取りまとめを目途に、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の 3 項目について協議が進められています。

一方、平成 12 年（2000 年）の地方分権改革（第 1 期）により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決にむけて、国庫補助負担金の見直し 税源移譲 地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への 3 兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23 区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。なお、平成 19 年度（2007 年度）からは、さらなる権限と税財源の移譲にむけて、第 2 期の地方分権改革が推進されています。

## 今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会をめぐる様々な課題が山積する中で、地域の実状に合わせたきめ細かな対応が求められています。住民に最も身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

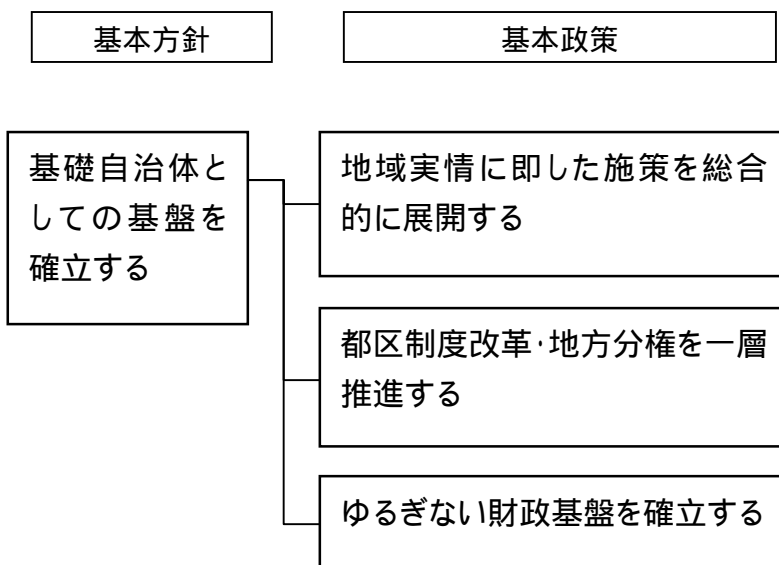
こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築にむけて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、概ね10年後の導入を目途に道州制の検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、法人二税の見直し等の検討が進められていますが、地方の財源確保は国の責任において解決すべき問題です。地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

## 施策体系図



## **取り組みの内容**

### **基本政策 6-3-1：地域事情に即した施策を総合的に展開する**

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会をめぐる様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、地域事情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

### **基本政策 6-3-2：都区制度改革・地方分権を一層推進する**

住民に最も身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

### **基本政策 6-3-3：ゆるぎない財政基盤を確立する**

区民サービスの充実と品川区の特色を発揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政の維持発展を図ります。